

書誌第101号追

本州南・東岸水路誌

追補第1

令和3年（2021）3月5日発行



Japan Chart 150th

海上保安庁

本州南・東岸水路誌

追補第1

この追補は、令和2年3月刊行の本州南・東岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和3年2月5日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和3年3月5日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

表紙：「新印章について」

令和3年、日本の海図の歴史が始まり150年の節目の年を迎えました。新たな歴史を刻む第一歩として、今年から新印章を付した水路図誌の刊行を始めました。

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
5	気象情報 気象官署、海流	
8	潮汐 リアルタイム験潮データ	
12	航路標識 AIS信号所、水先区	
14	水先人会	
19	水先人会	
23	海図	
24	漁業 定置網・養殖施設	
28	海難救助機関	
38	法規 海上交通安全法	
40	法規 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	
45	東京湾～津軽海峡 目標、航行上の注意	
50	東京湾～豊後水道 目標	
70	八戸港	
71	八戸港	
77	宮古港	
78	宮古港、鮎ヶ埼～金華山	
79	山田湾	
81	山田港	
83	小根ヶ埼～尾埼	
84	大槌港	
86	釜石湾、第18図 釜石湾入港針路法及び浅根避険線図	
87	釜石港	
91	大船渡港	
92	大船渡港	
95	気仙沼湾	
96	気仙沼港	
97	志津川湾、追波湾及び付近	
100	女川港	
103	金華山～塩屋埼、石巻湾	
106	石巻港	
112	仙台塩釜港	
114	相馬港	
115	相馬港	
117	鵜ノ尾埼～塩屋埼	
120	中之作港	
128	常陸那珂港	
129	常陸那珂港	
130	那珂湊港	
131	大洗港	
132	大洗港	
133	鹿島港	
137	鹿島港	
140	銚子港	
145	勝浦港	
150	東京湾及び付近 航法	
155	東京湾及び付近 第24図 東京湾アクアライン東水路付近海域における経路図	
160	東京湾及び付近 航法	

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
161	東京湾及び付近 第28図 東京湾海上交通センターからの情報 聴取義務海域図	
163	東京湾及び付近 第28-3図 指定海域及び指定港図 航法	
165	東京湾及び付近 第29図 東京湾航法参考図	
174	館山港	
176	東京湾北部	
181	千葉港 千葉区・外港	
182	千葉港 千葉区・外港	
183	千葉港 千葉区・外港	
185	千葉港 千葉区・外港	
186	千葉港 葛南区	
187	東京湾北部西側	
190	京浜港 東京区 第34図 京浜港東京区進路表示信号図	
192	京浜港 東京区	
193	京浜港 東京区	
194	京浜港 東京区	
196	京浜港 東京区	
200	京浜港 横浜区・川崎区	
201	京浜港 横浜区・川崎区	
203	京浜港 横浜区・川崎区 第37図 京浜港横浜区進路表示信号図	
208	京浜港 横浜区・川崎区、第40図 京浜港 横浜区・川崎区における情報聴取義務海域図	
209	京浜港 横浜区・川崎区	
210	京浜港 横浜区・川崎区	
211	京浜港 横浜区・川崎区	
212	京浜港 横浜区・川崎区 第41図 京浜港(横浜区・川崎区)における錨地図	
213	京浜港 横浜区・川崎区	
215	京浜港 横浜区・川崎区	
216	京浜港 横浜区・川崎区	
217	京浜港 横浜区・川崎区	
218	京浜港 横浜区・川崎区、第42図 京浜港(横浜区・川崎区)走錨対策強化海域	
221	横須賀港	
222	横須賀港 第1区～第4区	
226	劔崎～城ヶ島	
228	三崎港	
240	駿河湾 針路法	
249	田子の浦港	
251	清水港	
252	清水港	
258	大井川港	
259	御前崎港	
260	御前崎港、伊良湖水道	
264	伊良湖水道 航法	
279	三河港	
282	衣浦港	
283	衣浦港	

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
290	豊浜港、常滑港	
295	名古屋港	
296	名古屋港	
302	名古屋港	
304	名古屋港	
307	名古屋港	
309	名古屋港	
311	四日市港	
314	四日市港	
315	四日市港	
325	菅島水道及び諸島	
326	ハンス鼻～大王埼	
327	布施田水道及び付近	
334	合口鼻～三木埼	
336	尾鷲港	
337	尾鷲港	
338	尾鷲港	
339	三木埼～熊野川河口 賀田湾	
342	鵜殿港	
343	熊野川河口～梶取埼	
354	田辺港	
362	甲浦港	
367	高知港	
369	高知港	
410	二見港	
411	二見港、二見漁港	
415	沖港、西之島	
420	沖ノ島	
428	地名索引	
432	地名索引	
437	地名索引	

気象官署 この水路誌の記載区域に関係ある気象官署は次のとおりである。

管区気象台等 (電話番号)	地方気象台 (電話番号)
仙 台 (022-297-8100) 仙台市宮城野区五輪 1-3-15	青 森 (017-741-7412)
	盛 岡 (019-622-7869)
	福 島 (024-534-6724)
東 京 (042-497-7182) 東京都清瀬市中清戸 3-235 (天気相談所は東京都港区虎ノ門 3-6-9 (03-3434-9085))	水 戸 (029-224-1107)
	銚 子 (0479-22-0374)
	横 浜 (045-621-1563)
	静 岡 (054-286-6919)
	名古屋 (052-751-5577)
	津 (059-228-4745)
* 大 阪 (06-6949-6300) 大阪府中央区大手町 4-1-76	高 知 (088-822-8883)
	和歌山 (073-432-0632)
	徳 島 (088-622-2265)

*は記載区域外に所在するが、同区域を管轄する気象官署を示す。

第 3 章 海 象

5

海 流

本州の南・東方海域には黒潮、黒潮続流、黒潮反流、津軽暖流、親潮の各海流があり、その大勢はおよそ第 3 図 (6 ページ参照) のとおりである。このうち黒潮の流速は極めて速く、流路の変動も大きいので、最も注意を要する海流である。

10 ここで述べる海流の流向、流速、流路、表面水温などについては、統計による平均的状态を示したものである。

実際の海流は、それぞれ特有の性質による季節変化や年変化が大きいほか、不規則な種々の要因により、平均的状态とかなり相違することがしばしば起っている。

15 航海者は、**海洋状況表示システム** (海しる) 及び海上保安庁から平日の毎日発行されている海洋速報等の最新の海況情報に注意する必要がある。

海洋状況表示システム (海しる) ウェブページ

URL <https://www.msil.go.jp/>

海洋速報等ウェブページ

URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

20 **黒潮の流路** 黒潮は、台湾東岸と与那国島の間から東シナ海に流入して、南西諸島の北西側を 200m 等深線に沿って北上し、屋久島～奄美大島の間を通過して日本の南方海域に抜ける。その後は九州東岸から四国南岸、本州南岸沿いに東北東方へ流れるが、紀伊半島～遠州灘沖に大きな冷水渦が現れる場合には、黒潮の流路は紀伊水道沖から伊豆諸島の間で著しい変動が起り、黒潮が冷水渦を迂回して流れる大蛇行現象が現れる。

25

陸沿岸に沿って南下し、金華山付近まで達する。流速はおよそ 0.5～2kn、最大 3kn 前後で、冬季よりも夏季～秋季に強くなる。

親潮 親潮は、日本近海における代表的な寒流であるが流速はさほど強くない。親潮は千島列島の東側を南西方へ流れ、北海道東方沖で三つの分枝流に分かれる。142～143° E 付近を南下する親潮第 1 分枝、146～147° E 付近を南下する親潮第 2 分枝及び 150～151° E 付近を南下する親潮第 3 分枝である。第 2 分枝と第 3 分枝はその後向きを変え東方へ流去する。第 1 分枝は、北海道南岸東部の沿岸に沿ってさらに南西方へ進み、津軽暖流との間に顕著な潮境を作りながら南下し、ほぼ金華山沖に達する。ときには犬吠埼付近まで達することもある。

潮 汐

概要 春秋の大潮期のころには、各地ともほぼ 1 日 2 回の高潮と低潮について、相次ぐ高潮・低潮の時間と高さにあまり差がない。一方、ほかの時期には、相次ぐ高潮・低潮の時間と高さに差が生ずる。

春秋の小潮期のころには、本州東岸、本州南岸東部及び南方諸島では、1 日に 1 回の高潮と低潮になる。

潮差 高潮と低潮との海面の高さの差を潮差という。大潮期の潮差の平均を大潮差といい、主要な港の大潮差は次のとおりである。

港名	八戸	釜石	仙台塩釜	小名浜	鹿島	千葉	東京	横須賀
大潮差	0.89 m	0.89 m	0.97 m	0.90 m	0.91 m	1.44 m	1.44 m	1.22 m

清水	衣浦	名古屋	尾鷲	串本	田辺	高知	八丈島	父島
1.16 m	1.77 m	1.90 m	1.27 m	1.32 m	1.39 m	1.43 m	0.95 m	0.82 m

潮汐表 本州東岸、本州南岸、四国南岸及び南方諸島における詳細については、書誌第 781 号「潮汐表」を参照のこと。

リアルタイム験潮データ 主要な港のリアルタイム験潮データ（全国潮位情報）は次のウェブページで閲覧できる。

URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TIDE/gauge/index.php>

高 潮

日本における最も顕著な高潮《タカシオ》は、伊勢湾台風時（1959 年 9 月）に伊勢湾で起こったものである。

顕著な高潮は台風によって起こることが多く、東京湾、伊勢湾など北方へ深く湾入した湾では、台風の原因が湾の西側を北上し、湾口から強い南寄りの風が吹き込むときに起こっている。

伊勢湾台風時には伊勢湾のほか、渥美湾、知多湾の湾奥でも高潮の高さが約 3 m に達し、尾鷲では約 2 m であった。1 m 以上の所は熊野灘沿岸から遠州灘沿岸の浜名湖付近にまで及んだ。このほか四国南岸の高知で 0.5 m、駿河湾奥で 0.4 m を記録した。

AIS 信号所 船舶の AIS (Automatic Identification System : 船舶自動識別システム) 受信機又は AIS 重畳表示が可能なレーダや ECDIS (Electronic Chart Display and Information System : 電子海図表示システム) 画面上に航行船舶の指標となる航路標識のシンボルマーク等を示すための電波を発射する施設のこと。種別には、既存の航路標識に AIS 局を併置した「Real」と実際には存在しない航路標識をレーダ等に表示させる「Virtual」がある。本誌記載区域内には、次の **11 AIS 信号所** がある。

AIS 信号所名	位 置	種 別	備 考
ふくしま浜風洋上風力発電施設	37° 19.5' N 141° 15.8' E	Real	ふくしま浜風洋上風力発電施設灯に併置
ふくしま絆洋上サブステーション施設	37° 18.6' N 141° 14.4' E	Real	ふくしま絆洋上サブステーション施設灯に併置
ふくしま未来洋上風力発電施設	37° 18.6' N 141° 15.8' E	Real	ふくしま未来洋上風力発電施設灯に併置
ふくしま新風洋上風力発電施設	37° 17.7' N 141° 15.7' E	Real	ふくしま新風洋上風力発電施設灯に併置
浦賀水道航路南口中央	35° 12.7' N 139° 46.6' E	Real	浦賀水道航路第 1 号灯浮標に併置
伊豆大島西岸沖推薦航路北バーチャル AIS 航路標識 (安全水域標識)	34° 48.0' N 139° 17.0' E	Virtual	横浜 AIS 信号所管理
伊豆大島西岸沖推薦航路南バーチャル AIS 航路標識 (安全水域標識)	34° 42.2' N 139° 10.0' E	Virtual	横浜 AIS 信号所管理
伊良湖水道航路北口東端	34° 34.8' N 136° 59.4' E	Virtual	伊勢湾海上交通センター管理
伊良湖水道航路南東方	34° 32.4' N 137° 01.8' E	Real	伊勢湾第 2 号灯浮標に併置
中山水道開発保全航路第 1 号	34° 37.7' N 136° 58.6' E	Real	中山水道開発保全航路第 1 号灯標に併置
四日市港昭和四日市石油シーバー	34° 55.8' N 136° 42.2' E	Real	

第 6 章 水 先

水 先 区

水先区とは水先法の適用される区域で、名称及び区域は水先法施行令で定められている（水先法第 33 条、同法施行令第 3 条）。このうち、水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を強制水先区という（水先法第 35 条第 1 項、同法施行令第 4 条、第 5 条、同法施行規則第 21 条）。本誌の記載区域内にある水先区などは、次表のとおりである。

1 水先区

水 先 区	区 域
八 戸	八戸港及び付近
釜 石	釜石港の区域
仙 台 湾	仙台塩釜港～石巻港及び付近
小 名 浜	小名浜港及び付近
鹿 島	鹿島港及び付近
東 京 湾	千葉県明鐘岬から 304 度に引いた線以北の区域
田 子 の 浦	田子の浦港の区域
清 水	清水港及び付近
伊勢三河湾	伊勢湾、三河湾、伊良湖水道及び付近
尾——鷲	尾鷲港及び付近

水 先 人 会

各水先区における水先人会の概要は、次表のとおりである。

1 八戸水先区水先人会

電話番号等	乗船地点	備 考
TEL 0178-28-9421 FAX 0178-28-4975	1 検疫を受けない船舶 八戸港八太郎北防波堤灯台から 039° 1.7M付近 (40° 34.9' N 141° 33.1' E) 2 検疫を受ける船舶 検疫錨地 (40° 33.9' N 141° 33.1' E)	水先人用はしごは、うねりを遮蔽する側に確実に 取り付け、水面上3mに最下段のステップがくる ように取り付けること。

5 2 釜石水先区水先人会

電話番号等	乗船地点	備 考
TEL 0193-55-4810 FAX 0193-55-4811	1 湾口の防波堤築造工事のため、当 分の間 陸中尾崎灯台の北北東方1 M付近 2 錨泊船は検疫錨地付近	

3 仙台湾水先区水先人会

電話番号等	乗船地点	備 考
TEL 022-781-7246 FAX 022-362-5519	1 仙台塩釜港塩釜区 38° 17.7' N, 141° 10.3' E付近 2 仙台塩釜港仙台区 仙台沖灯浮標 (38° 13.4' N, 141° 08.0' E) から090° 及び170° へ 各3M引いた線の南東側の扇形状 の錨泊区域内 3 石巻港 38° 21.7' N 141° 15.8' E付近	1 水先人用はしごはうねりの方向の反対舷、水面 上2mに保持すること。コンビネーションラダ ーの場合は、下部プラットフォームを水面上5m に保持すること。 2 塩釜区において南寄りのうねりが高く、水先艇 が港外出動困難な場合には、本船と連絡をとっ たうえで、水先人は高島根灯浮標付近で待機し、 本船が近寄るのを待って乗船することがある。 3 塩釜区、仙台区、石巻港いずれの乗船場所付近 も、ノリ網、刺し網等の漁網が設置されている ことが多いので注意を要する。

4 小名浜水先区水先人会

電話番号等	乗船地点	備 考
TEL 0246-54-6653 FAX 0246-53-3273	1 一般船舶 沖防波堤西灯台から160° 1M付近 (36° 53.7' N 140° 53.4' E) 2 大型タンカー 同灯台から160° 2M付近 (36° 52.6' N 140° 53.9' E)	1 水先人乗船には四季を通じて舷梯を使用せず水 先人用はしごを使用すること。 2 水先人用はしごは常時うねりを遮蔽する側に取り 付けること。ただし、うねり微弱で風が卓越 する場合は、風下舷に用意すること。なお、水 先人用はしごは最下段のステップが水面上1m の位置となるよう確実に取り付けすること。 3 水先人乗船時は速力3kn以下にすること。 4 南風が強く波浪の高い時は、圧流され防波堤に 接近するおそれがあるので、なるべく港口に近 寄らず通常乗船位置より南側で待つこと。

10 尾鷲水先区水先人会

電 話 番 号 等	乗 船 地 点	備 考
TEL 0599-55-2700 FAX 0599-55-3114	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数 20,000t 未満の船舶 桃頭島灯台の東方約 1.0M 2 総トン数 20,000t 以上の船舶 桃頭島灯台の東方約 2.0M 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水先人乗船のため、風下舷に水先人用はしごを用意すること。 2 地元との協定により、タンカーの夜間入出港は原則として禁止されている。

海 図

海図の基準等 海上保安庁では、海難防止のため航海上必要な海図の備え付け基準等を設けて、次の指導を行っている。

1 航海安全上必要な海図等の備え付け

- 5 (1) 日本周辺海域を航行する船舶は、航海を予定している海域の海図を備え付ける。
 (2) 水路誌、潮汐表、**漁具定置箇所一覧図**等、航海を予定している海域の状況を把握するために必要な航海用刊行物についても備え付ける。

航海を予定する海域の区分	航海安全上必要な海図
日本領海以遠 (日本領海へのアプローチに係る海域に限る。)	50 万分の 1 より大縮尺の海図
日本領海内	25 万分の 1 より大縮尺の海図
海上交通安全法の適用がある海域	航行を予定する海域に係る海図
港則法の適用がある海域	航行を予定する海域に係る海図のうち、最も大縮尺の海図

2 事前調査

- 10 (1) 航海計画策定にあたっては、海図、水路誌等により航海予定海域の十分な調査を行い、航行する海域の状況を把握しておく。
 (2) 航行する予定海域に適用される海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法等の海上交通法規及び指導事項を十分理解、把握しておくとともに、これらを遵守する。
 (3) 海図には、あらかじめコースライン、避険線等障害物を回避するための情報等を記入しておく。

3 海図の適正使用

- 15 (1) 海図は水路通報により最新の状態に維持する。
 (2) 航行する海域に応じた適切な縮尺の海図を使用し、航海中常時使用可能な状態にしておく。

海 底 線

- 20 海底線の新設、路線の変更及びこれに伴う海上作業などについては、水路通報及び管区水路通報などで周知される。高電圧のかかっている海底線は極めて危険であるので、錨やトロールを引っ掛け、また、引き揚げてはならない。

架 空 線 ・ 架 橋

- 25 この水路誌には、注意を要する架空線（電力・電話）及び架橋の位置と高さを記載してある。
 なお、架空線、架橋の新設・撤去又は修理に伴う海上作業については、水路通報及び管区水路通報などで周知される。

漁 業

- 30 **概要** 本州東岸の沿岸及び沖合海域は、津軽暖流、親潮、黒潮の 3 海流が交錯し、寒暖両水系の魚類が豊富に回遊するため、極めて恵まれた漁場環境となっている。また、伊豆諸島近海も好漁場として知られている。これらの海域及び本州南岸の沿岸及び沖合海域では、一本釣、はえ縄、底引き網、まき網、刺し網、敷網及び漬漁業などの各種漁業がほぼ周年にわたって行われているので、付近海域を航行する船舶

は操業漁船の動向及びその漁具などに十分注意することが必要である。

定置網・養殖施設 沿岸部には、距岸 2M（所により 5M）以内の至る所に定置網が設置されており、このうち小名浜港付近及び日立港北東方の定置網は、かなり沖合にまで及んでいるので特に注意を要する。また、距岸 2M（所により 3M）以内に、魚類、ノリ、ワカメ、コンブ、カキ、真珠などの養殖施設がある。また、沿岸の浅い所や小湾の大部分には各種養殖施設が設置され、水路が狭くなっている所が多いので、このような海域を航行する際には、事前に状況を把握しておく必要がある。

定置網、養殖施設には、おおむね簡易標識が付設されているが、小型で光力も弱いため、視認が困難な場合もあるので注意を要する。これらの定置網や養殖施設の設置位置及び期間などは、「[海洋状況表示システム（愛称：海しる）](#)」に掲載している。なお、「海しる」に掲載していないもので、船舶の航行に支障を及ぼすものについては、その都度水路通報及び管区水路通報で周知される。

ただし、水深約 27m（沖縄県は 15m）以浅の沿岸海域には共同漁業権に基づく刺し網、飼付、つきいそ漁業等が多数存在するが、個々の位置が確定していないので、「海しる」には掲載されておらず、水路通報及び管区水路通報でも周知されないので注意を要する。

海しる URL <https://www.msil.go.jp/>

番号	図名	番号	図名
6104	漁具定置箇所一覧図 岩手・宮城・福島	6111	漁具定置箇所一覧図 山形・秋田・青森
6105	同 茨城・千葉・東京・神奈川	6112	同 徳島・香川・愛媛
6106	同 静岡・愛知	6113	同 高知
6107	同 三重・和歌山・大阪		

サンマ棒受け網漁業 例年 8 月頃に北海道東方海域に短期形成されたサンマの魚群は、順次北海道東部海域、三陸沖海域及び常磐沖海域へと南下し、12 月頃に房総沖海域で終了する（第 7 図参照）。漁期は 7 月末～翌年 1 月末である。漁法はサンマが光に集まる習性を利用したもので、漁船は日没前に漁場に到着し、探照灯等により魚群を探索する。魚群を発見した場合は集魚灯を点灯し魚群まで移動し、サンマを漁船の回りに誘導した後、網で捕獲する（第 8 図参照）。作業時間は日没～日出前である。遠くからは上下、左右に移動する探照灯の光線が見え、近づくとつれ集魚灯を点灯し航走又は網漁をしている漁船群が見える。これらの漁船を認めた場合は、十分な距離をとって避航し、漁船群の操業海域に進入しないことが賢明である。

海難救助機関

海上保安庁 海上における治安の維持、海上交通の安全確保、海難の救助、海上防災・海洋環境保全、国内外関係機関との連携・協力を 5 つの使命とし、「海の危機管理」の業務を行っている。

5 全国を 11 の管区に分け、それぞれに管区海上保安本部を置いている。この水路誌の記載区域内を管轄する管区海上保安本部とその出先機関は、次のとおりである。

管区海上保安本部	海上保安部	海上保安署	海上保安部分室等	航空基地等
第二管区海上保安本部 塩竈市貞山通 3-4-1 TEL (022-363-0111)	八戸 (0178-33-1221) 釜石 (0193-22-3820) 宮城 (022-363-0114) 福島 (0246-53-7111)	宮古 (0193-62-6560) 石巻 (0225-22-8088) 気仙沼 (0226-22-7084)		仙台 (0223-22-2891)
第三管区海上保安本部 横浜市中区北仲通 5-57 TEL (045-211-1118)	茨城 (029-263-4118) 千葉 (043-301-0118) 銚子 (0479-21-0118) 東京 (03-5564-1118) 横浜 (045-671-0118) 横須賀 (046-862-0118) 下田 (0558-23-0118) 清水 (054-353-0118)	鹿島 (0299-92-2601) 木更津 (0438-30-0118) 勝浦 (0470-73-3999) 小笠原 (04998-2-7118) 川崎 (044-266-0118) 湘南 (0466-22-4999) 御前崎 (0548-63-4999)	茨城海上保安部 日立分室 (0294-29-0118) 千葉海上保安部 館山分室 (0470-20-0118) 千葉海上保安部 船橋分室 (047-432-4118) 下田海上保安部 伊東マリンパトロール ステーション (0557-35-3085) 清水海上保安部 田子の浦分室 (0545-31-0118)	羽田 (03-3747-1118)
第四管区海上保安本部 名古屋市港区入船 2-3-12 TEL (052-661-1611)	名古屋 (052-661-1615) 四日市 (059-357-0118) 鳥羽 (0599-25-0118) 尾鷲 (0597-25-0118)	衣浦 (0569-22-4999) 三河 (0532-34-0118)	鳥羽海上保安部 浜島分室 (0599-53-0300)	中部空港 海上保安航空基地 (0569-38-8118)
第五管区海上保安本部 神戸市中央区 波止場町 1-1 TEL (078-391-6551)	田辺 (0739-22-2000) 徳島 (0885-33-2246) 高知 (088-832-7113)	串本 (0735-62-0226) 宿毛 (0880-65-8117) 土佐清水 (0880-82-0464)	徳島海上保安部 美波分室 (0884-77-0555)	*関西空港 海上保安航空基地 (072-455-1235)

*印は記載区域外に存在するが、同区域を管轄する海上保安部署を示す。

海上における事件・事故の緊急通報用電話として、局番なしの 3 桁電話番号「118 番」がある。この「118 番」通報は、海難事故に遭遇した場合又は目撃した場合等の海難通報のほか、油の排出や不審船を発見した場合、密航・密輸等の情報を得た場合などの通報も対象となり、最寄りの管区海上保安本部又は海上保安庁（本庁）に連絡できる。

なお、この「118 番」通報は、加入電話、公衆電話、携帯電話、船舶電話から利用できる。

総トン数及び長さ、航路航行予定時刻、当該船舶との連絡手段等の通報事項を航路担当の海上交通センターに通報しなければならない（海上交通安全法第 22 条、同法施行規則第 13 及び 14 条並びに昭和 48 年海上保安庁告示第 109 号「巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示」）。

通報の時期、通報事項、方法等については、第 3 編沿岸・港湾記に記載してある。

5 3 航路以外の海域における航法

法適用海域のうち、航路の設定された海域以外の海域について、船舶の航行経路を指定し、船舶はできる限りこの指定された経路によって航行しなければならない。

東京湾にあつては東京沖灯浮標付近海域、東京湾アクアライン東水路付近海域、木更津港沖灯標付近海域及び中ノ瀬西方海域に 4 経路、伊勢湾にあつては伊良湖水道航路出入口付近海域に 1 経路が指定されている。

4 船舶の安全な航行を援助するための措置

法第 4 条の規定によって航路航行義務が課される長さ 50 メートル以上の船舶であつて、航路又はその周辺の一定の海域を航行する特定船舶に対し、海上保安庁長官が、当該特定船舶において聴取することが必要と認められる一定の情報を提供し、当該特定船舶にあつては当該情報を聴取しなければならない（海上交通安全法第 30 条第 2 項、同法施行規則第 23 条の 2、第 23 条の 3）。

また、海上保安庁長官は、特定船舶に対し、航法遵守又は危険防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができるとともに、勧告を受けた船舶に対して、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる（海上交通安全法第 31 条、同法施行規則第 23 条の 4）。

港則法 港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的として定められた法律で、出入港、航法、航行管制信号、停泊方法、危険物、水路の保全、灯火などについて定めている。

この水路誌の記載区域内では、江名港、中之作港、鹿島港、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び高知港に特定航法、錨泊の方法、停泊の制限、航行に関する注意、航行管制信号、進路の表示などの特別の規則が定められている。

詳細は、第 3 編の各関係港湾記に記載してある。

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 42 号）により、海上交通管制一元化のため次の内容の規定が新設され、平成 30 年 1 月 31 日から施行されている。

1 津波等の非常災害発生時

情報の聴取義務海域に関する事項

2 平時

事前通報手続きに関する事項

港内の航路を航行しようとする船舶に対する入港時刻等の指示に関する事項

領海及び接続水域に関する法律 我が国の領海は、基線からその外側 12M の線までの海域と定めている。なお、当分の間、対馬海峡東水道、同西水道及び大隅海峡などの特定海域に係る領海については、基線からその外側 3M の線及びこれと接続して引かれる線までの海域と定めている。

接続水域は、我が国の領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として、基線からその外側 24M の線までの海域（領海を除く。）と定めている。

基線は、低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線としている。

船舶油濁損害賠償保障法 船舶に積載されていた油によって船舶油濁損害が生じた場合における船舶所有者等の責任の明確化、船舶油濁損害賠償の保障制度等を定められている。

外航船舶は船主責任保険（PI 保険）への加入が義務付けられ、無保険の船舶は日本の港への入出港が禁止されている。

5 【対象船舶】・国際航海に従事する日本籍船（バージを含む）

・我が国の港に入出港する総トン数 100 t 以上の外国籍船（バージを含む）

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 外国から日本の港に入港しようとする全ての船舶（日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず）は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して船舶保安情報（当該国際航海船舶の名称、船籍港、直前の出発地、当該国際航海船舶に係る船舶保安証書又は船舶保安証書に相当する証書に記載された事項等）の通報が義務づけられている。この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海）に入域する場合にも必要となる。

主な港における船舶保安情報の通報先は、次のウェブページで閲覧できる。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/hoan00.html>

15 **関税法** 税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めたもので、同法施行令で貨物の輸出入、外国貿易船の入港又は出港が許されている港（開港）が定められている。

外国貿易船は税関長の許可を受けた場合を除き、不開港に出入りできない。

検疫法 日本国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内への侵入防止等を目的とし、原則として日本の港に入港する、外国から来航した全ての船舶に適用される。

20 検疫を受けようとする船舶の長は、当該船舶が検疫港に近づいたときは、適宜の方法で、当該検疫港に置かれている検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）の長に、検疫感染症の患者又は死者に有無その他厚生労働省で定める事項を通報しなければならない。

【通報事項】

① 船舶の名称

25 ② 発航した地名及び年月日並びに日本来航前最後に寄航した地名及び出航した年月日

③ 乗組員及び乗客の数

④ 患者又は死者の有無及びこれらの者があるときは、その数

⑤ 検疫区域に到着する予定日時

30 船舶の検疫方法は、検疫官が指定された海域にある検疫区域で船舶に乗り込む「臨船検疫」、荒天などにより指定した場所で船舶に乗り込む「着岸検疫」及び検疫官が乗船せずに船舶からの事前情報に基づき審査する「無線検疫」がある。

同法施行令で検疫の行われる検疫港が定められている。

出入国管理及び難民認定法 日本に入国し、又は日本から出国する全ての人の出入国の公正な管理及び難民の認定手続等について定めている。

35 同法施行規則で外国人が出入国すべき港又は飛行場（出入国港）が定められている。

家畜伝染病予防法 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延を防止し、畜産の振興を図ることを目的としている。指定検疫物は、同法施行規則で指定する港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。

植物防疫法 輸出入植物等を検疫し、植物に有害な動植物の駆除及びそのまん延を防止し、農業生産

海流

区 域	概 要
野島埼～犬吠埼	距岸 30～40Mから沖合は、黒潮の領域で 1～4kn の北東流となっている。 勝浦以南の沿岸付近では、黒潮がかなり接岸して北東～東の強流となることがあるが、勝浦以北の沿岸では、流向はまちまちで 1kn を超えることは少ない。
犬吠埼～金華山	黒潮、津軽暖流及び親潮が複雑に交錯する海域で、各海流の勢力の消長により北流又は南流に変化する。特に距岸 20～30M以内では流向がまちまちで、流速は 0.5～1kn 前後であるが、ときには 2kn に達することもある。その沖合では南流が多くなるが、黒潮が北上して 1kn 以上の北～北東流になることもある。
金華山～尻屋埼	津軽海峡を抜けた津軽暖流は沿岸に沿って南下し、その沖合を親潮が南下しており、一般に南流が卓越している。流速はおよそ 0.3～2kn であるが、夏季には 2kn 以上に達することもある。 なお、鮫角以北には、時々顕著な向岸流がある。 津軽暖流は、津軽海峡を抜けた後に、沿岸に沿って南下する場合と尻屋埼の東方 60～80M付近まで達してから南下する場合がある。一般に後者は夏・秋季に多く流速も強い。その東側には北海道南東部の沿岸に沿って南下してきた親潮があり、津軽暖流と並行して南下している。流速は津軽暖流域で 0.5～2kn で、夏季には 3kn 以上に達することもあり、親潮流域ではおよそ 0.3～1.5kn である。

目標

地 物 名	概 位	備 考
洲 埼	34° 58.5' N 139° 45.4' E	埼端は低く灯台がある。南方又は北方から遠望すると小山が連立しているように見える。
野 島 埼	34° 54.1' N 139° 53.3' E	平らな低い埼で、西側へ約 500m 突出し、灯台がある。
八 幡 岬	35° 08.1' N 140° 18.7' E	岬頂に黒色の森がある。昼夜とも沖合からの好目標である。
犬 吠 埼	35° 42.5' N 140° 52.1' E	埼端に灯台がある。岬角はレーダの好目標である。
塩 屋 埼	36° 59.7' N 140° 58.9' E	埼上に灯台がある。
金 華 山	38° 17.7' N 141° 34.0' E	高さ 444m、円すい形で、東方から接近する船舶の初認陸地となる。島の南東端の鮑荒埼上に灯台がある。
鮭ヶ埼《トドガサキ》	39° 32.8' N 142° 04.3' E	低いがけの埼で、灯台及び照射灯（同灯南方約 4km の大根を照らす。）があるが、北航の際には背景に紛れて見えにくいことがある。
尻 屋 埼	41° 25.8' N 141° 27.7' E	平らの低い埼。灯台及び照射灯（同灯東北東方約 1.7km にある大根東部の標柱を照らす。）がある。

5 漁業 八幡岬南方の 200m 等深線付近において、7～10 月のイカの漁期には 100～200 隻の漁船による集団操業が行われ、勝浦沖約 2M から南方へ約 13M、東方へ約 12M の海域にて 10 月～翌年 6 月の間、200～300 隻の漁船による、キンメ鯛の操業が行われる。また、野島埼～鮭ヶ埼に至る沖合海域では、例年 11～12 月ころにサンマ棒受け網漁業が行われる。（第 1 編 総記 第 7 章 航行に関する諸注意 「漁業」の項、23 ページ参照）

10 千倉～鴨川沖距岸 2M には定置網があり、注意が必要である。

犬吠埼周辺沖合においては、各種の漁場があり、イワシ、アジ、サバ漁等は周年操業しているので注意を要する。

航行上の注意 塩屋埼の北東方約 23M、距岸約 10M (37° 18' 38" N 141° 15' 47" E)、同地点の北方約 1M (37° 19' 30" N 141° 15' 48" E)、~~同地点の南方約 1M (37° 17' 41" N 141° 15' 44"~~

15 ~~E)~~ に浮体式風力タービン発電設備（浮体部黄色塗、黄灯付き）3 基が設置され、その西方約 1M (37° 18' 39" N 141° 14' 24" E) に浮体式洋上サブステーション（浮体部黄色塗、黄灯付き、霧信号併設）が設置されている。これらの施設の西南西方の広野火力発電所付近陸岸に至る間に海底線（電力等）が敷設されて

沖の島（沖ノ島）～オジメ鼻間の水道では、通常、黒潮が沿岸に接近しているときは南東方へ、沿岸を遠ざかっているときは北西方へ流れる。

目標

地物名	概 位	備 考
剣《ツルギ》埼	35° 08.5' N 139° 40.6' E	埼上に灯台がある。
大島	三原山	34° 43.5' N 139° 23.7' E 高さ 758m、中腹から下方に雑木が茂り、常時多少の噴煙が認められる。
	乳ヶ埼	34° 47.9' N 139° 21.6' E 埼頂の高さ 95m、険しいがけを成し、北東方及び南西方から遠望すると離島のように見える。
	風早埼	34° 47.9' N 139° 22.3' E 黒色の高く険しいがけの埼、埼頂は乳ヶ埼よりもやや鋭頂である。伊豆大島灯台がある。
神子元 《ミコト》島	34° 34.5' N 138° 56.5' E	茶褐色の岩子島、高さ 33m、灯台がある。
石廊埼	34° 36.2' N 138° 50.7' E	高くて険しい岩の埼、頂に灯台及び指向灯がある。
御前埼	34° 35.8' N 138° 13.5' E	高さ約 50mの台形の埼、東・南側は急に低くなった平らな砂浜。遠望では上方が緑、下方が白の 2 層状に見える。灯台があり、灯台の北西方付近に無線塔、レーダ塔があり顕著
大王埼	34° 16.6' N 136° 54.0' E	低い埼、南端付近に灯台、 照射灯がある。無線柱があり、無線柱はいずれの方向からも良く見える。
大島 〔紀伊大島〕	33° 28.0' N 135° 50.0' E	島の北部に大森山（高さ 171m）があり、山頂付近にある 2 ドーム（薄緑色、遠くからは白く見える）は顕著である。
檜野埼	33° 28.3' N 135° 51.7' E	がけの埼で、灯台がある。
潮岬	33° 26.3' N 135° 45.3' E	平らな頂の高い岬で、灯台がある。灯台の東方約 700mにある潮岬観光タワーは顕著である。
市江埼	33° 35.3' N 135° 23.9' E	がけの埼で、後方は低い丘陵となっており、その丘上に灯台がある。
日ノ御埼 《ヒノミサキ》	33° 52.9' N 135° 03.6' E	険しいがけの埼で、灯台があり、その北東方至近の日ノ山（高さ 202m）は顕著である。
蒲生田 《カモダ》岬	33° 50.0' N 134° 45.0' E	褐色の険しいがけで、岬上に灯台がある。
伊島	33° 50.7' N 134° 48.9' E	山上に灯台がある。
室戸岬 《ムロトサキ》	33° 14.8' N 134° 10.6' E	南方へ突出する絶壁の岬で、灯台ある。
足摺岬	32° 43.4' N 133° 01.2' E	険しいがけで、灯台がある。岬上に寺院があり、その背後の森はよく茂っている。
沖の島（沖ノ島）	32° 43.6' N 132° 33.3' E	高さ 404m、島の周囲は 2、3 の砂礫浜があるほか険しいがけである。南西端と北端に灯台がある。

入港上の注意 港内の小根 (40° 32.6′ N 141° 33.2′ E、水深3.2mの岩礁)は航路の近くにあり、ほとんど破浪しない。付近には浅瀬もあり錨泊には注意を要する。八戸港付近は、漁船の海難が多い所である。特に夏季の濃霧期はイカの盛漁期にあたり、沖合で夜間操業して、早朝に帰港する漁船が多い。この時期に入港する大型の船舶は、漁船の出入りの多い朝夕を避け、また、夜間この付近を航行する船舶は、漁船の操業水域を避けて、その外側を航行するのがよい。

港内には険悪物が散在しているので注意を要する。

大型LNG船の入出港に伴い、中央防波堤と八太郎北防波堤の間から八戸港 ENEOS エルエヌジーサービス八戸LNGターミナル外航船棧橋の水域が航行・錨泊自粛区域となる。

錨地 白銀西防波堤及び同北防波堤の南側は錨かきが良いが、泊地が狭く、また、北寄りの強風時には、うねりが防波堤を越えて侵入するので注意を要する。荒天時以外は、第3区で錨泊することが望ましい。

検疫錨地は中央防波堤の北東方にある。危険物積載船の錨地は第3区に指定されている。

港湾施設

	名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考	
白銀ふ頭	1号岸壁	40° 32.0′ N 141° 33.1′ E	92	3~6.5	2,000×1		
	2号岸壁	40° 31.9′ N 141° 33.0′ E	132		3,000×1		
	3号岸壁	40° 31.8′ N 141° 32.8′ E	140	3.5~4	1,000×1		
	4号岸壁		140	4.5	1,000×1		
	A岸壁	40° 31.8′ N 141° 32.7′ E	165	8	10,000×1		
	B岸壁		180	8.5~9	15,000×1		
	C岸壁		115	6.5	5,000×1		
河原木	1号岸壁	40° 31.9′ N 141° 30.1′ E	116	2~3	3,000×1		
	2号岸壁	40° 31.9′ N 141° 29.6′ E	115	6.5	3,000×1		
	2・3号棧橋	40° 32.0′ N 141° 31.3′ E	各44	4.5~6	5,000×2	ドルフィン	
	4・5号棧橋	40° 32.1′ N 141° 31.2′ E	各37	6	5,000×2		
	6号棧橋	40° 32.2′ N 141° 31.2′ E	26	3.5~4.5	3,000×1		
	1号ふ頭	B~D岸壁	40° 32.4′ N 141° 31.4′ E	各130	6.5~7	5,000×3	
		F岸壁	40° 32.1′ N 141° 31.8′ E	150	3.5	2,000×1	
		G岸壁		250	3~4	2,000×1	
	2号ふ頭	A岸壁	40° 32.5′ N 141° 30.9′ E	280	13~13.5	50,000×1	
		E岸壁	40° 32.4′ N 141° 31.0′ E	80	3~4.5	1,000×1	
八太郎	1号ふ頭	1号岸壁	40° 33.4′ N 141° 29.3′ E	75	3.5	1,000×1	
		2号岸壁		70	2.5	1,000×1	
		A・B岸壁	40° 33.5′ N 141° 29.4′ E	各130	6~7	5,000×2	
		C岸壁		185	8.5	15,000×1	
		D・E岸壁		各270	11.5~13	50,000×2	
		F・G岸壁	40° 33.3′ N 141° 30.0′ E	各185	9~9.5	15,000×2	
		3・5~7号岸壁	40° 33.1′ N 141° 29.9′ E	各60	3~3.5	700×1	
	4号岸壁	70		3.5	700×1		
	2号ふ頭	H・I岸壁	40° 33.1′ N 141° 30.0′ E	各130	7	5,000×2	
		J岸壁	40° 33.2′ N 141° 30.2′ E	260	11.5~12.5	40,000×1	ガントリークレーン2基
L・M岸壁		40° 33.0′ N 141° 30.1′ E	各130	5~7	5,000×2		
3号ふ頭	N・O岸壁	40° 32.8′ N 141° 30.2′ E	各130	5.5~7	5,000×2		
4号ふ頭	P岸壁	40° 33.8′ N 141° 29.3′ E	240	10~11	30,000×1		

上表のほか、各地区に会社専用の係船施設がある。

架橋 河原木 1 号ふ頭南部から南西方の石油基地に至る八戸シーガルブリッジ (40° 32.0' N 141° 31.5' E、高さ 4.5~5m、橋梁灯がある) がある。新井田川河口の第一工業港入口に、八戸大橋 (目標の項参照) がある。

最大入港船舶 2014 年 4 月 24 日、LNG タンカー TANGGUH HIRI (101,957 t、喫水 12.2m) が ENEOS 八戸 LNG ターミナル専用棧橋に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波・低気圧による海難事故を防止するため、八戸港船舶津波・台風等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：八戸海上保安部)

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
八戸海上保安部 (八戸港長、むつ小川原港長)	0178-32-4691	横浜植物防疫所塩釜支所 八戸出張所	0178-33-5424
函館税関八戸税関支署	0178-33-0423	青森県三八地域県民局 地域整備部八戸港管理所	0178-21-2280
東北運輸局青森運輸支局 八戸海事事務所	0178-33-0718		
仙台検疫所八戸出張所	青森出張所 017-722-7687 へ連絡		

10

引船・通船 引船がある。漁港 (鮫) に通船組合があり、在泊船舶との連絡を行う。

補給 主な岸壁、物揚場で清水が、漁港 (鮫及び小中野) では氷がそれぞれ補給できる。給油船がある。

修理

造船所名	電話番号	備考
北日本造船所(株)	0178-24-4171	
八戸造船事業協同組合	0178-44-5181	

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
青森県	新湊 3 丁目 (受入施設が 3 基ある。)	24 時間	ビルジ	
環境技術株式会社	油槽部 0178-20-2666	0800~1630	ビルジ・スラッジ・その他	

15

医療施設

名称	電話番号	備考
八戸市立市民病院	0178-72-5111	
労働者健康福祉機構青森労災病院	0178-33-1551	

海上交通 苫小牧に至るカーフェリー便 (10,536 t 他) がある。また、室蘭から宮古に至るカーフェリー便 (7,005t) が寄港する。

20

目標

地物名	概位	備考
無線塔群	39° 38.8' N 141° 58.0' E	2無線塔（高さ66m・67m）、観測塔（高さ59m、白塗）及び煙突（高さ59m）がある。
無線塔	39° 38.1' N 141° 57.5' E	高さ127m、赤白塗
著屋	39° 37.7' N 141° 57.8' E	市民文化会館、白色三角形

海底波高計 竜神埼防波堤の**東方約0.2M**に海底波高計が設置されている。

水先 水先法という水先区ではないが水先類似行為者がいる。

5 **入港上の注意** 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

1 港内には険悪物が散在しているので注意を要する。

2 閉伊川河口の船溜まりの防波堤（39° 38.3' N 141° 57.4' E）は損壊し、海中に没している。

針路法 北方からは、陸中弁天埼灯台（39° 56.8' N 141° 57.6' E）の東北東方約7Mの所から針路190°で閉伊埼灯台（39° 39.3' N 142° 01.5' E）に向首する。姉ヶ埼東方2Mで針路を216°とし、宮古港藤原防波堤灯台（39° 37.7' N 141° 58.6' E）に向首する。館ヶ埼航過後は、適宜港内に向かう。

10 南方からは、針路320°で陸中真埼灯台に向け進み、閉伊埼灯台の北東方で針路を250°とし、日出島南端に向首する。同灯台の北方1.5Mで針路を216°とし、宮古港藤原防波堤灯台に向首する。館ヶ埼航過後は、適宜港内に向う。その際、下記事項に注意を要する。

錨地 大型船は、通常藤原防波堤の東方にある検疫錨地付近に錨泊する。

15 **港湾施設**

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
日立浜岸壁	39° 38.6' N 141° 58.4' E	240	3.5~6	300 t × 4		
鍛ヶ崎岸壁	39° 38.6' N 141° 58.1' E	505	3~5	500 t × 7		
出崎ふ頭	-9m岸壁	39° 38.4' N 141° 58.3' E	175	7~8		10,000×1
	-7.3m岸壁	39° 38.5' N 141° 58.2' E	218	6.5		3,000×2
藤原第1ふ頭	-12m岸壁	39° 38.0' N 141° 58.2' E	240	10		30,000×1
	-7.5m岸壁	39° 38.1' N 141° 58.0' E	260	6.5~8		5,000×2
藤原ふ頭	39° 38.1' N 141° 57.9' E	180	3.5~6	700×3		
藤原第2ふ頭	-10m岸壁	39° 37.7' N 141° 58.2' E	740	9~10		12,000×4
	-7.5m岸壁	39° 37.9' N 141° 58.2' E	260	6.5~7.5		5,000×2

入港上の注意 宮古湾の両岸には、多数の定置網（各周年）があるが、特に閉伊埼灯台の西方約0.6Mから南西方約1.2M間の距岸約800m以内にある定置網及び養殖施設には、注意を要する。

20 出崎ふ頭南側の閉伊川河口一帯は、水深1~3mで、強風が吹くと破浪することがある。また、増水時には、流れが強いので注意しなければならない。

最大入港船舶 2019年4月25日、客船 ダイヤモンド・プリンセス（115,875 t、喫水8.6m）が、藤原第2ふ頭-10m岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、宮古港船舶津波・台風等異常気象対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等

の災害防止措置を指導している。（問合せ先：宮古海上保安署）

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
宮古海上保安署	0193-62-6560	横浜植物防疫所塩釜支所 宮古出張所	0193-62-6359
函館税関宮古税関支署	大船渡税関支署釜石 出張所 0193-22-3010 へ連絡	仙台検疫所宮古出張所	仙台検疫所（本所） 022-367-8100 へ連絡
岩手県沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	0193-64-2221	東北運輸局 岩手運輸支局宮古庁舎	0193-62-3500

補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。給油船がある。

5 **修理** 30 t 以下の漁船（鋼船・木造船）を造修する造船所が 2 社ある。

医療施設

名 称	電話番号	備 考
岩手県立宮古病院	0193-62-4011	

~~海上交通——室蘭に至るカーフェリー便（7,005 t）がある。~~

10 第 2 節 鮎ヶ埼～金華山（海図 W54）

概要 八戸港内の蕪《カブ》島～牡鹿半島間の沿岸は、三陸復興国立公園に指定（平成 27 年 3 月 31 日指定）されている。同国立公園南部の鮎ヶ埼～金華山の間は、著しく屈曲するリアス式海岸で、大小多数の湾があるが山田湾、大船渡湾を除いてその多くは、東に開いているためうねりが侵入しやすい。

15 一般に海岸近くまで深水であるが、所々に島や陰礁が存在し、特に山田湾外及び大槌湾外それぞれにある大根は、沿岸航海の場合に注意が必要である。なお、御箱埼（39° 21′ N 142° 00′ E）付近は、南寄りの風のとき風と潮とが相まって、激潮を生ずる。

この沿岸には、**釜石、大船渡等の**港則法適用港がある。このほかに、山田湾、気仙沼湾、雄勝湾、女川湾など大型船が利用できる泊地がある。

山 田 湾 (39° 30′ N 142° 04′ E) (海図 W71)



山田湾口

5 **概要** 根崎とその南方約 2.2Mの小根ヶ崎との間に湾入し、湾口付近の両岸は、崩れた高いがけから成る。根崎とその南西方約 3.4Mの笠ヶ鼻（鼻端に灯台がある）との間には2湾入部があるが、底質岩で錨泊に適さない。笠ヶ鼻から内方の湾内は、高い山に囲まれた湖水のようで、その大部分は水深 20~50mで錨かきが良い、大小の船舶の避泊に適するが、湾内一帯に定置網及びワカメ、コンブ、ホタテなどの養殖施設があるので注意を要する。

10 **気象** 湾内は、南東又は南西の風が多い。東寄りの強風時には大浦、浦ノ浜の低地から吹き通す。冬季に西風の続く間は、強い山降しがある。

山田湾付近の海霧は、4~9月にしばしば発生し、最も多いのは6月である。霧の発生は、弱い北~北東の風（やませ）に伴って来襲し、発生後2~3時間以内に次第に消散する時もあるが、1日中霧がかかることもある。

目標

地物名	概 位	備 考
根 滝 山	39° 31.5′ N 142° 03.5′ E	鯨ヶ崎の南南西方約 1.5Mにある小半島の先端付近にある高さ 164mの山。同半島先端の北東側に的杭崎、南西側に根崎がある。根崎の前面には根崎島（高さ 35m）などの岩小島が点在している。
十 二 神 山	39° 32.3′ N 141° 58.5′ E	高さ 731m、やや鋭頂。頂付近に2ドーム（薄緑色）及び無線塔がある。
小 根 ヶ 崎	39° 29.0′ N 142° 03.0′ E	険しいがけで、崎頂（高さ 119m）は円すい形の小丘である。崎端に三角形の岩（高さ 5m）があるので、識別しやすい。
霞露《カロ》ヶ岳	39° 28.6′ N 142° 02.2′ E	高さ 503m、山田湾の南岸を形成する陸部の最高峰で顕著である。
鯨 山	39° 24.1′ N 141° 55.4′ E	高さ 609m、湾内進入の際の航進目標になる。

15 **針路法** 山田湾内には多数のホタテ、カキなどの養殖施設が設置されているので、入湾には注意を要する。

東方沖合から

- 1 針路 270° で、館ヶ崎東側の島 (39° 30.1′ N 142° 01.3′ E) に向首する。
- 20 2 小根ヶ崎正横で針路 232° に変針し、山田笠ヶ鼻灯台に向首する。
- 3 仮宿崎 (39° 29.0′ N 142° 02.2′ E) 正横で針路 220° に変針し、盪島灯標 (39° 27.4′ N 141° 59.7′ E) に向首する。

山 田 港 (39° 28' N 141° 58' E) (海図 W1323) (JP YAD)



(2018 年 9 月 撮 影)

概要 山田湾奥にある港則法適用港で、港内北部に大沢漁港がある。南～西～北の三方を高さ 300m前後の山に囲まれて、静穏なときが多く、底質もおおむね泥で錨かきが良い。

目 標

地 物 名	概 位	備 考
山田笠ヶ鼻	39° 28.6' N 142° 00.7' E	がけの埼で、灯台がある。
大島・小島	39° 27.6' N 141° 58.5' E	高さ前者 42m・後者 28m、雑木が茂り湾外から視認できる。両島の周囲 100 ～650m内に岩棚が広がっている。
立 神 岩	39° 27.6' N 142° 00.1' E	高さ 12m、茶褐色の鋭頂岩で顕著、その北方のウルク島（高さ 0.9mの岩）を避けるのによい目標になる。
壘《タライ》島	39° 27.4' N 141° 59.7' E	灯標がある。大浦漁港入港の好目標

入港上の注意 東日本大震災で岸壁、防波堤等の一部が損壊しており、水深の変化、険悪物の存在等も懸念されるので、入港前に港湾管理者等に確認を行うこと。

10 港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
-5m岸壁	39° 27.8' N 141° 57.5' E	428	3～4.5	500 t 級	東防波堤西側
-5m岸壁	39° 27.9' N 141° 57.3' E	205	4～4.5	500 t 級	
-4m岸壁	39° 27.8' N 141° 57.4' E	294	2.5～3	200 t 級	
-3m岸壁	39° 27.6' N 141° 57.5' E	91	2.5	—	

港内北部にある大沢漁港は、東防波堤とその西方にある東西に延びる防波堤に囲まれ、港の中央に T 字形の突堤式岸壁がある。

補給 燃料油の補給ができる。

15 修理 大沢に、20 t 級漁船（鋼船）を修理できる造船所がある。

小根ヶ埼～尾 埼 (海図 W71)

概要 小根ヶ埼～尾埼の間には、船越湾、大槌湾、両石湾及び釜石湾が隣接して湾入し、港口はいずれも東方に開き、深水である。

沿岸には、定置網、刺網及びワカメなどの養殖施設があるので注意を要する。

5 **船越湾**は、南北の2小湾に分かれ、北方の**小田湾**は船舶の避泊地に適し、その東岸に**船越漁港**がある。この湾奥は、低い地峡を隔てて山田湾に隣接している。南方の支湾の奥に**吉里吉里《キリキリ》漁港**があるが、その外方一帯は常に波浪が侵入して、停泊に適さない。

10 **大槌湾**も湾奥は2支湾に分かれ、北方の支湾は大槌港である。南方の支湾は東方へ開き、距岸200m以遠は水深5m以上で、カキ、ホタテの養殖施設が多い。南支湾の**箱崎漁港**は水路のほかは、カキなどの養殖施設にふさがれ、地元船以外は利用しない。また、湾口から湾内にかけて、多数の建網が定置される。

両石湾は、波浪が侵入し海底険悪で、錨泊に適さない。湾奥に近い水路中央に、**中根** (39° 18.2' N 141° 54.1' E、水深7.7m、灯標がある)がある。湾奥の北隅に**両石漁港**がある。

両石湾と釜石湾の間にある**浅根** (39° 16.6' N 141° 57.1' E)と**馬田岬**の間には、刺し網のボンデンが多数ある。

15 目標

地物名	概 位	備 考
亀ヶ埼	39° 28.3' N 142° 03.6' E	暗黒色のがけの埼
赤 島	39° 27.9' N 142° 03.6' E	高さ13m、赤茶色の鋭頂不毛の岩。
鮭ヤ埼	39° 26.0' N 142° 02.6' E	白いがけの埼
大 島 [タブの大島]	39° 24.1' N 142° 59.9' E	タブの木(クスノキ科の常緑高木)が密生し、島の下部は白いがけで、南端に灯台がある。
弁天島	39° 24.6' N 141° 58.7' E	高さ50m、下半部は灰色のかげの岩小島で、灯台がある。
鯨 山	39° 24.1' N 141° 55.4' E	高さ609m、南東方からは円頂に、北東方からは鋭峰に見え、好目標である。
野 島	39° 22.8' N 141° 58.1' E	高さ42m、周囲は白いがけで、北端の 鮫鼻 は白いがけの小島になっている。
御箱埼	39° 21.0' N 141° 59.7' E	付近は暗灰色の険しいがけが連なり、埼上に灯台がある。
三貫島	39° 18.4' N 141° 58.8' E	高さ126m、北東～東方からは灰褐色の岩肌の露出したはげ山のように見え、両石湾口からは、樹木の茂った起伏の多い岩島に見える。
馬田岬	39° 16.3' N 141° 55.7' E	埼端に水上岩がある。
尾 埼	39° 14.9' N 141° 58.2' E	赤茶色のがけの埼で、埼頂の中腹に灯台がある。埼端に黒い岩小島がある。
大根埼	39° 13.4' N 141° 57.2' E	褐色の切り立ったがけの埼で、埼端に小島がある。

航行上の注意 御箱埼付近の東方では、返し波が強く潮の流れが複雑であるという。

船越湾、大槌湾、両石湾の湾岸一帯の距岸1M以内には、ワカメ、コンブ、ホタテなどの養殖施設が多数存在する。

大 槌 港 (39° 21′ N 141° 56′ E) (海図 W1323) (JP OTJ)



(2018年8月撮影)

概要 大槌湾の北支湾の奥にある港則法適用港である。港奥に大槌川、小鎚川が流入し、以前は小鎚川河口付近が主要係船場所であったが、現在は安渡地区、赤浜地区の前面に岸壁ができています。

港内は諸風を防ぎ、その大部分は水深10~29m、底質泥で錨かきがよく、好避泊地である。

気象 5~7月には濃霧のかかることが多く、時として1日中かかることもある。

目標

地物名	概 位	備 考
七 戻 埼	39° 20.9′ N 141° 56.4′ E	埼端は白いがけになっている。
蓬 萊 島	39° 20.9′ N 141° 55.9′ E	高さ9m、島上に灯台がある。
雀 島	39° 20.7′ N 141° 55.0′ E	高さ10m、松の茂った岩小島

入港上の注意 東日本大震災で岸壁、防波堤等の一部が損壊しており、水深の変化、険悪物の存在等も懸念されるので、入港前に港湾管理者等に確認を行うこと。

針路法 湾口から湾奥の早障子埼 (39° 19.7′ N 141° 54.7′ E) を240°に見て、湾内両側の定置網を避けて進み、七戻埼を正横に見る所から、雀島に向けて針路275°で進む。次いで蓬莱島の南方に達したならば、港内両側の定置網を避けて、適宜の針路で錨地に向かう。

15

20

釜石湾 (39° 15' N 141° 56' E) (海図 W71、W1091)

概要 馬田岬と尾埼との間を西方へ湾入し、湾岸はおおむねがけで所々に礫浜がある。湾の大部分は釜石港で、南岸には数個の小湾があるが、定置網やワカメなどの養殖施設があるので注意を要する。

目標

地物名	概位	備考
横山	39° 15.4' N 141° 54.1' E	横山頂に白色の観音像(地上高49m)があり、像頂に赤灯がある。その北東方約100mにパゴダ(白色)がある。枚根森山との一線(268°)に見る方位線は入港目標になる。
枚根森《マイネモリ》山	39° 15.4' N 141° 52.8' E	高さ317m、やや鋭頂で北側はなだらかに下っている。

5

針路法 (第18図参照)

北航 首埼灯台(39° 06.4' N 141° 55.1' E)の東南東方約9Mで、針路343°に御箱埼灯台に向首し、自船から尾埼(39° 15' N 141° 58' E)正横にて、針路290°に変針。陸中尾埼灯台(39° 14.9' N 141° 58.2' E)の北東方約1.7M(39° 16.3' N 141° 59.7' E)付近で針路257°に向首し、適宜港口(潜堤(最浅部水深約18m)あり)中央へ向かう。

10

南航 御箱埼灯台の東南東方約5Mで、針路257°とし、釜石港口中央に向ける。

第18図 釜石湾入港針路法及び浅根避険線図【図の差し替え】



釜 石 港 (39° 16′ N 141° 54′ E) (海図 W1091) (JP KIS)



(2018 年 8 月撮影)

港種 特定港、開港、検疫港、出入国港、植物防疫の港

5 **概要** この港は、南～西～北の三方が山に囲まれて、よく風波を防いでいるが、東又は北東の風が強吹すると東方からのうねりが侵入して、停泊を困難にする。また、冬季に西寄りの強風が甲子《カッシ》川沿いに吹き出すことがあるという。

港内は第 1 区と第 2 区に分かれ、港奥北側に釜石漁港がある。

第 2 区の南岸に白浜漁港、南西岸に平田漁港がある。

10 **気象** 夏季には、霧が発生することが多い。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.3m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 0.86m である。

目標

地物名	概 位	備 考
無線塔	39° 16.5′ N 141° 52.8′ E	高さ 145m、赤白横線塗
観音像	39° 15.4′ N 141° 54.1′ E	高さ 100m、白色

通信 船舶と港長との間で、「しおがまほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
しおがまほあん SHIOGAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	釜石海上保安部	

15

水先 釜石水先区水先人会に要請する。(第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照)

注意 イカ、サンマの漁期 (9 月～翌年 1 月) には、漁船の出入りが特に多く、そのうえ内港は狭いので、出入港及び錨地の選定には注意を要する。

大船渡港 (39° 03′ N 141° 44′ E) (海図 W1093) (JP OFT)



(2018年8月撮影)

港種 港則法適用港、開港、検疫港、出入国港、植物防疫の港

5 **概要** この港は、コオリ崎～基石崎間を北西方へ約 2M、更に北方へ約 2.5M細長く湾入しており、風波を防ぐ深水の良港である。港内の中央に珊瑚島があり、その東側の水道は水深 28～39m、西側の水道は水深 11～19mである。港内は、水際から隆起する樹木の茂った高い山に囲まれているため、常に静穏で、外洋の波浪が侵入して、停泊や荷役に支障をきたすようなことはほとんどない。しかし、ときには、内陸から襲来する突風に遭うことがある。

10 港内の各所にカキ、ホタテ、ワカメなどの養殖施設があるので注意を要する。
港内南西岸の細浦に、大船渡漁港がある。

目標

地物名	概 位	備 考
珊瑚島	39° 02.2′ N 141° 43.6′ E	高さ 25m、樹木の密生した半球形の島で、南、北両端に灯台がある。顕著
無 線 柱	39° 02.5′ N 141° 44.3′ E	高さ 106m、赤白塗、ボール型
弁天山	39° 03.2′ N 141° 44.1′ E	高さ 62m、南西側斜面は切り崩され、白いがけになっている。頂付近に記念塔がある。
煙 突	39° 04.4′ N 141° 43.9′ E	高さ 161m、赤白塗、工場構内

入港上の注意 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

- 15
- 被災した公共岸壁（水深 4.5m以上）は全て暫定利用が可能となっているが、入港する場合は、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。
 - 湾内においては、風向の変化や河川からの流出等により、漂流物が発生する場合があるので、十分注意して航行すること。

また、海底には漁具や車両等の障害物が沈んでいることが考えられ、これらにも注意すること。

針路法

北方から

- 1 鯉ヶ崎灯台東方沖から針路 196° で南航し、綾里崎灯台 (39° 01.8' N 141° 51.0' E) の東南東方約 11Mの所から針路 272° で碁石崎灯台 (38° 59.2' N 141° 44.5' E) に向首する。
- 2 小黒崎 (39° 01.5' N 141° 47.8' E) 正横から徐々に右転し、大船渡港指向灯 (39° 01.9' N 141° 42.8' E) の示す可航水路 (白光 311°) 上を進む。~~なお、大船渡港湾口地区災害復旧工事に伴い、仮航路が設定される期間中は、同指向灯は休止される。~~
- 3 尾崎正横で徐々に右転し、適宜の針路で錨地に向かう。

南方から

- 1 金華山灯台東方沖から針路 002° で綾里崎灯台に向首する。
 - 2 黒崎 (38° 57.2' N 141° 43.7' E) 正横前の所で徐々に左転しながら、大船渡港指向灯の示す可航水路 (白光 311°) 上を進む。以後は、上記 3 の針路に入る。~~なお、大船渡港湾口地区災害復旧工事に伴い、仮航路が設定される期間中は、同指向灯は休止される。~~
- 初めて入港する船舶は、夜間及び視界不良のときには、入港を避けた方がよい。

錨地 港奥の大部分は水深 10～20m、底質泥の所が多いが、錨かきは全般的に良くない。盛川に沿って、吹き出す北西風はかなり強く、走錨することがあるが、野々田地先よりも南方に錨泊すればよい。多くの船舶は、通常上記野々田地区岸壁の前面で、距岸約 400m、水深 15、16mの所に錨泊する。

検疫錨地は、コオリ崎の西南西方にある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
茶屋前	-9m岸壁	39° 03.9' N 141° 43.6' E	330	8~9.5	10,000×2
	-6m岸壁	39° 03.9' N 141° 43.4' E	210	5	2,000×2
	-4m物揚場	39° 04.0' N 141° 43.3' E	195	3	—
野々田	-13m岸壁	39° 03.5' N 141° 43.5' E	270	13	40,000×1
	-7.5m岸壁	39° 03.6' N 141° 43.6' E	260	6.5~8	5,000×2
	-4.5m岸壁	39° 03.4' N 141° 43.4' E	120	4.5	1,000×2

上表のほか、永浜地区-13m岸壁は「緊急時の着岸のみ」となっている。

小型船用の係船施設が、北岸には会社専用の係船施設や泊地が多数ある。また、港内東岸の琵琶島北東方の小湾内に貯木場がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、大船渡・陸前高田地区船舶安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：釜石海上保安部 TEL 0193-22-3830)

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
函館税関大船渡税関支署	0192-26-2326	岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	0192-27-9919
仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所	仙台検疫所 (本所) 022-367-8100 へ連絡		

針路法

東湾から 東湾からの入航水路では、大島瀬戸は屈曲が多く水路も狭い。

湾口に近づいたら気仙沼東湾指向灯 (38° 53.6′ N 141° 37.6′ E) の示す可航水路 (白光 332°) を湾奥へ進む。白光は 332° を中心とする幅約 002° で東湾湾口付近の險礁群及びナカタイラ根を避ける水路を示し、緑光 (幅約 1.5°) 及び赤光 (幅約 1.5°) は、それぞれ水路の左舷側及び右舷側を示す (昼間も点灯)。

一般に小型船は、東湾を通航するものが多い。

西湾から 西湾から気仙沼への入航水路では、岩井埼の南方に散在する險礁、養殖施設、**大根** (38° 48.5′ N 141° 37.7′ E、湾口のほぼ中央、最小水深 11.8m) などがあり、針路 000° で進入することは危険である。西湾に進入する場合は、針路 295° で岩井埼灯台に向けて進み、陸前大島灯台 (38° 49.8′ N 141° 37.5′ E) を正横に見る地点付近から適宜変針し、湾口に進航する。湾内は、ワカメなどの養殖施設が両側から張り出し、水路を狭くしている。

架空線 大島瀬戸西口付近に同瀬戸を横断する送電線 (高さ 32m) がある。

架橋 上記架空線の西側に気仙沼大島大橋 (38° 52.7′ N 141° 36.4′ E、高さ約 32m) が存在する。

気仙沼港 (38° 54′ N 141° 35′ E) (海図 W1099) (JP KSN)



(2018年8月撮影)

港種 港則法適用港、検疫港

概要 西湾北奥にある。港奥はよく風波を防ぐ好錨地で、その大部分が水深 5~9m、底質泥である。港奥入口の蜂ヶ埼付近は、水路の幅が非常に狭く、大型船の入港は、困難である。蜂ヶ埼の南南東方の**大川**河口左岸に、商港岸壁がある。

目標

地物名	概位	備考
蜂ヶ埼	38° 53.7′ N 141° 35.3′ E	鉄塔高さ 64mがある。対岸に高さ 60mの鉄塔がある。
著屋	38° 54.3′ N 141° 34.7′ E	ホテル、蜂ヶ埼の北西方約 1.3km のがけ上

入港上の注意 東日本大震災の被災により、地盤沈下及び一部損壊している岸壁があるので、入港前に港湾管理者等に確認を行うこと。

針路法 港口の南方 1.5M 付近から気仙沼港導灯 (38° 53.7' N 141° 35.7' E (前灯)、38° 54.0' N 141° 35.7' E (後灯)) 2 灯一線 (354.8°) 上を進み、大川河口付近から適宜の針路で錨地に向かう。

5 **錨地** 検疫錨地は東湾口 (38° 51.4' N 141° 38.8' E) 付近にある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
朝日 ふ頭	1,000 t 岸壁	38° 53.5' N 141° 35.3' E	180	7~8	1,000×3
	5,000 t 岸壁	38° 53.4' N 141° 35.5' E	390	6~8	5,000×3
魚揚岸壁	38° 53.9' N 141° 35.0' E	470	8	300×7	魚市場がある。
-6m岸壁	38° 54.1' N 141° 34.8' E	285	6		
-4m岸壁	38° 54.3' N 141° 34.8' E	260	5.5		

架空線 蜂ヶ崎と南南西方対岸との間に、送電線 (高さ約 31m) がある。

10 **架橋** 朝日ふ頭から北東方の小々汐地区に至る三陸沿岸道路の架橋 (38° 53.6' N 141° 35.6' E、高さ約 32m、海上部 長さ約 480m) がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、気仙沼市地震・津波防災検討会議が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している (問合せ先：気仙沼海上保安署)。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
気仙沼海上保安署	0226-22-7084	仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所	仙台検疫所(本所) 022-367-8100 へ連絡
横浜税関仙台塩釜税関支署 気仙沼出張所	0226-23-1023	宮城県気仙沼土木事務所	0226-24-2539
		東北運輸局気仙沼海事事務所	0226-22-6906

15

補給 清水、氷の補給ができる。給油船がある。

修理 小型船舶及び総トン数 500 t までの漁船を上架できる造船所が数社ある。(問合せ先：気仙沼造船団地共同組合 TEL 0226-23-7482)

廃油処理施設

事業者名	申 込 先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
宮城県	気仙沼清港会 0226-24-1777	0830~1715	ビルジ・水バラスト	

20

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
気仙沼市立病院	0226-22-7100	

小泉湾 (38° 47' N 141° 34' E) (海図 W54、W1047)

概要 岩井崎の南西方約 2Mにある館鼻崎とその南方約 4Mにある末ノ崎との間にあって、東方に開き、錨泊には適さない。湾内には、定置網やワカメなどの養殖施設があるので注意を要する。

目標

地物名	概位	備考
館鼻崎	38° 48.5' N 141° 34.3' E	黒色の低い崎
長の森山	38° 49.8' N 141° 31.2' E	高さ 487m、山頂付近にテレビ中継塔などがある。
田東《タツガネ》山	38° 45.0' N 141° 28.0' E	高さ 511m、山頂付近に 2 白屋 (レストハウス)、鉄塔がある。
末ノ崎	38° 44.4' N 141° 33.9' E	雑樹が密生し、その北端の小丘は黒色をしている。

5

志津川湾 (38° 40' N 141° 32' E) (海図 W54、W1047)

概要 歌津崎と松島との間に湾入し、湾岸は屈曲が多く、湾内には小島や岩が散在して、景観に富むが、湾内の至る所に定置網やワカメなどの養殖施設があるので、注意を要する。

湾奥に志津川港 (港則法適用港) (JP SZG) がある。

目標

地物名	概位	備考
歌津崎 〔泊崎〕	38° 41.4' N 141° 33.6' E	平らで低い崎で、松が疎生して遠望黒色をしており、崎端の北方約 900mに灯台がある。崎端から南方に干出岩が拡張し、その南側に灯浮標がある。
唐島	38° 41.6' N 141° 32.3' E	高さ 18m
野島	38° 40.5' N 141° 30.7' E	高さ 23m
荒島	38° 40.0' N 141° 27.7' E	高さ 39m
椿島	38° 39.1' N 141° 29.3' E	高さ 28m
船形島	38° 38.8' N 141° 31.8' E	高さ 2.8m、長さ約 60mの平らな水上岩で、遠望は小舟の形をしている。
松島	38° 38.3' N 141° 31.8' E	高さ 30m、その南西方付近に灯台がある。
保呂羽山	38° 37.5' N 141° 29.7' E	高さ 328m、鋭頂で頂上に杉の大木が密生しており、各方向からよく見える。

10

追波湾及び付近 (38° 35' N 141° 30' E) (海図 W1047)

概要 大指崎とその南方約 3.5Mにある丸島との間にあって、湾口は東方へ開いている。南岸の八景島と貢尻島との間にある名振湾、船越湾は小型船の泊地となっている。湾内の至る所に、定置網やワカメなどの養殖施設があるので注意を要する。

15

目標

地物名	概位	備考
双子島	38° 37.1' N 141° 32.2' E	高さ 27m、黒色の岩小島。
黒島	38° 36.6' N 141° 32.2' E	高さ 15m、黒色で遠望顕著
大指《オオサン》崎	38° 36.6' N 141° 31.4' E	付近には所々に岩礁が散在する。
八景《ヤケイ》島	38° 33.3' N 141° 30.9' E	高さ 75m、南北に長く中央がくびれてひょうたん形を成し、頂上に松が茂る。
ハテ島	38° 33.7' N 141° 30.9' E	高さ 40m、その南方約 400m間に三つの小島がある。

目標

地物名	概位	備考
尾浦山	38° 27.0' N 141° 28.8' E	高さ 277m、頂上付近は杉に覆われている。
高崎山	38° 25.8' N 141° 27.4' E	高さ 291m、北東側山すそ付近は切り崩されている。
著屋	38° 26.6' N 141° 26.7' E	女川町地域医療センター

入港上の注意 東日本大震災の被災により、海底には漁具や車両等の障害物が沈んでいることが考えられ、注意すること。

5 港湾施設

名称	概位	長さ(約m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
石浜ふ頭	-7.5m岸壁	38° 26.7' N 141° 27.4' E	137	7.5	5,000×1	
	-4.5m岸壁	38° 26.7' N 141° 27.3' E	62	4.5	700×1	
宮ヶ崎前面のふ頭	-7m岸壁	38° 26.7' N 141° 27.2' E	165	7		東岸
		38° 26.6' N 141° 27.2' E	294	7		南岸、西岸
-5.5m岸壁		38° 26.7' N 141° 27.1' E	117	6~6.5		
		38° 26.7' N 141° 27.0' E	延長 187	5~6		魚市場がある。

上表のほか、対岸にも-6m岸壁(延長約 353m、水深約 4.5~6m、一部損壊)がある。また、港内には 300 t 以下の船舶が係船できる岸壁、物揚場が多数ある。

補給 清水及び燃料油はタンクローリー等で行われている。氷の補給ができる。

修理 150 t 級船舶を上架できる造船所がある。

10 **海上交通** 付近の島々に至る定期船便がある。

医療施設

名称	電話番号	備考
女川町地域医療センター	0225-53-5511	

金華山付近(海図 W79)

15 **概要** 早崎水道は、女川湾口南側の早崎付近と東方の江島列島西部の二股島との間にある水道で、水深 10m 以上の水路幅は約 600m で、中央部の水深は 40m 前後である。金華山瀬戸から早崎以北に至る小型船の多くはこの水道を通る。

金華山瀬戸の最狭部は鹿渡の部分で、幅約 600m であるが、両岸から水深 4m 以下の浅瀬が延びているため、水深 5m 以上の水路幅は約 300m である。この地方に詳しい船舶以外は通航しない方がよい。金華山の西部にある金華山港の前面は東風、西風のときには仮泊地としてよい。

20 金華山の周辺には、定置網があり、また、毎年春先から 7 月頃までオキアミ漁などのすくい網漁船が多数操業するため、十分な注意が必要である。

針路法(第 19 図、101 ページ参照)

25 金華山瀬戸を南方から通航するには、金華山の北西端を 020° に見て航進し、大室埼を正横に見る所から、003° に変針して水路の中央に向かい鹿渡付近に差しかかったならば、針路 017° で平島頂(38° 24.2' N



金華山南方から金華山瀬戸を望む



金華山瀬戸南方から鹿渡（同瀬戸最狭部）付近を望む

5 第3節 金華山～塩屋埼（海図 W1098）

概要 金華山～塩屋埼の約80Mの間には、北部に石巻湾及び松島湾を含む仙台湾があり、網地島、田代島など大小の島々があるが、松島湾口～塩屋埼の約77M間の海岸は南北に走り、ほとんど出入りがなく、湾や島もない。この沿岸には、石巻、仙台塩釜及び相馬の**各特定港**がある。

10 20m等深線は、網地島、田代島の付近及び仙台塩釜港外を除き、距岸2～4Mにある。

網地島、田代島と牡鹿半島との間の水道は、金華山瀬戸を経て鮎川港、石巻港、仙台塩釜港に至る近道に当たるので、小型船がよく利用する。

気象 塩屋埼付近では、5～8月には濃霧の日が多く、梅雨期に特に多い。

15 石巻湾（38° 20' N 141° 20' E）（海図 W79）

概要 牡鹿半島を東岸、宮戸島を西岸とする大きな湾で、東岸に**鮎川港（港則法適用港）（JP AYU）**、十八成浜《クグナリハマ》湾、大原湾、荻浜湾に荻浜港（港則法適用港（JP OGH））、渡波港（港則法適用港（JP WAT））、網地島に網地漁港、北岸に石巻港、西岸に野蒜《ノビル》湾などの諸港湾がある。

宮戸島東岸は、おおむね険しいがけで、付近には岩小島や岩礁が点在する。

20 10m等深線は、東岸では一般に陸岸に接近しており、北岸ではおおむね距岸0.5～1Mにある。網地島及び田代島の周辺は、険礁が多い。

湾内には、定置網やワカメなどの養殖施設が、多数あるので注意を要する。

水先 仙台湾水先区水先人会に要請する。（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）

入港上の注意

1 公共岸壁（水深 4.5m 以上）は、ほぼ利用が可能となっているが、入港する場合には、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。

5 2 港内には陰悪物が散在しているので注意を要する。

針路法

工業港 港口に近づいたら、石巻港雲雀野防波堤灯台（38° 23.9′ N 141° 15.9′ E）とその西方約 400 m にある石巻港第 1 号灯浮標との間の水路中央を同防波堤に並行して進む。同防波堤は、接近しないと確認できないことがある。

10 内港 旧北上川の中央を航行すればよいが、河口の水深は絶えず変化している。また、河口の東・西防波堤は高潮時に没することがあるので注意を要する。

漁港 石巻漁港導灯（38° 24.9′ N 141° 20.8′ E（前灯、後灯共）、2 灯一線 000.6°）~~（現在、前灯は損壊、後灯は消灯中である。）~~を進む。次に、西防波堤に並行して進み、船だまり内に向かう。

錨地 検疫錨地は、雲雀野防波堤灯台の南東方にある。

15 港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
南 浜 ふ 頭	大型 栈 橋	38° 24.8′ N 141° 16.4′ E	165	11	15,000×1	
	10,000 t 岸壁	38° 24.9′ N 141° 16.5′ E	165	9	10,000×1	
	5,000 t 岸壁	38° 24.9′ N 141° 16.6′ E	130	7.5	5,000×1	
潮見ふ頭 1～5 号岸壁		38° 25.1′ N 141° 17.1′ E	290	4.5	1,000×5	一部工事中未測箇所あり
日 和 ふ 頭	1～5 号岸壁	38° 25.1′ N 141° 16.6′ E	380	2.5～3.5	1,000×5	
	6 号 岸 壁	38° 25.0′ N 141° 16.4′ E	165	10	10,000×1	
	7 号 岸 壁	38° 25.1′ N 141° 16.4′ E	185	9.5～10	15,000×1	
大 手 ふ 頭	1・2 号岸壁	38° 25.2′ N 141° 16.3′ E	260	7.5	5,000×2	
	3～5 号岸壁	38° 25.2′ N 141° 16.1′ E	320	5.5	2,000×3	
中 島 ふ 頭	1 号 岸 壁	38° 25.1′ N 141° 16.0′ E	130	5.5	2,000×1	
	2・3 号岸壁	38° 25.0′ N 141° 16.0′ E	372	10	15,000×2	
	1,000 t 岸壁	38° 24.9′ N 141° 16.0′ E	60	7.5	1,000×1	
雲雀野中央ふ頭	1 号岸壁	38° 24.3′ N 141° 17.2′ E	260	13	40,000×1	
	2 号岸壁	38° 24.4′ N 141° 17.1′ E	260	13	40,000×1	
雲雀野北ふ頭		38° 24.5′ N 141° 16.9′ E	170	5.5～9	12,000×1	
石 巻 漁 港	-7m 岸壁	38° 24.7′ N 141° 20.0′ E	1,474	6～7	—	魚市場がある。
	-6m 岸壁	38° 24.7′ N 141° 19.2′ E	1,157	5～6	—	
	-7m 栈橋	38° 24.6′ N 141° 19.9′ E	715	6～6.5	—	

上表のほか、内港に水深 4.5m 以下の物揚場、栈橋があり、工業港には会社専用の係船施設がある。

係船浮標 南浜ふ頭大型栈橋の南側に係船浮標がある。

架橋 旧北上川河口に日和大橋（目標の項、103 ページ参照）がある。

20 最大入港船舶 2019 年 4 月 12 日、客船ダイヤモンド・プリンセス（115,875t、喫水 8.5m）が、雲雀野中央ふ頭に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、石巻港船舶津波・台風等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防

危険物積載船錨地は、塩釜区第 3 区、同第 4 区及び仙台区に指定されている。

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考	
塩 釜 区	真山 ふ頭	1号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.6' E	149	5.5~7.5	15,000×1	北東端に 棧橋 がある。
		2号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.7' E	160	5.5~8	15,000×1	
		3・4号棧橋	38° 18.9' N 141° 02.6' E	各 130	5.5~6	7,500×2	
	東ふ頭1~3号岸壁		38° 19.1' N 141° 02.5' E	320	6.5~7.5	4,500×3	
	中 ふ頭	4~6号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.4' E	130 128	3.5~5	7,500×1 1,500×2	
		7・8号岸壁	38° 19.1' N 141° 02.2' E	157	3~5.5	700×2	
		前面棧橋	38° 19.2' N 141° 02.3' E	168	3~5	3,000×2	
		西ふ頭棧橋 1~4号岸壁	38° 19.2' N 141° 02.0' E	120 200	4	1,500×2 2,000×2	
	東宮ふ頭棧橋		38° 18.7' N 141° 02.9' E	180	4.5	3,000×2	
	仙 台 区	高松ふ頭岸壁		38° 16.5' N 141° 01.5' E	240	12	30,000×1
高松ふ頭2号岸壁		38° 16.3' N 141° 01.4' E	280	14	55,000×1		
高砂ふ頭1号岸壁		38° 16.1' N 141° 01.2' E	270	11~12.5	30,000×1		
高砂ふ頭2号岸壁		38° 16.1' N 141° 01.4' E	330	12.5~14	50,000×1		
向洋ふ頭1号岸壁		38° 16.0' N 141° 01.9' E	240	11.5	30,000×1		
中野 ふ頭		1号岸壁	38° 16.3' N 141° 01.2' E	240	11.5~12	40,000×1	
		2~6号岸壁	38° 16.3' N 141° 00.9' E	925	8.5~10	15,000×5	
雷神ふ頭1・2号岸壁		38° 16.4' N 141° 00.1' E	440	9	10,000×3		

上表のほか、塩釜、仙台両区内に会社専用の係船施設がある。

- 5 **架空線** 桂島北東岸~野々島西岸間 (38° 20.0' N 141° 06.3' E、高さ 24m)、野々島東岸~寒風沢島西岸間 (38° 20.3' N 141° 07.0' E、高さ 25m) 及び寒風沢島東岸~宮戸島間 (38° 20.3' N 141° 07.9' E、高さ 15m) に各送電線がある。

台風・津波対策 台風・津波等による海難を防止するため仙台塩釜港地震津波対策協議会が設置されており、台風・津波等襲来時における避難場所の調査及び早期避難の勧告等を行っている (問合せ先: 宮城海上保安部)。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
第二管区海上保安本部	022-363-0111	仙台検疫所 (本所)	022-367-8100
宮城海上保安部 (港長)	022-367-3917	横浜植物防疫所塩釜支所	022-362-6916
横浜税関仙台塩釜税関支署	022-259-4306	仙台出入国在留管理局 (本局)	022-256-6076
東北運輸局 (本局)	022-299-8851	宮城県仙台塩釜港湾事務所	022-254-3132~3

引船・通船 引船がある。通船は停泊船と陸上とを連絡する不定期船便がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給ができる。給水船、給油船がある。

- 15 **修理**

造船所名	電話番号	備 考
東北ドック鉄工(株)	022-364-2111	

このほか 500 t 級以下の船舶を修理できる造船所が数社ある。

相馬港 (37° 50′ N 140° 58′ E) (海図 W1089) (JP SMA)



(2018年8月撮影)

港種 特定港、開港、出入国港、植物防疫の港

5 **概要** 後背地への流通物質の受入基地及び商工業港として、整備が行われている。

港は、南浜から北北東方へ延びる南防波堤と、その北北東方にほぼ南北方向へ延びる沖防波堤があり、その西側に港湾施設がある。北側には5号ふ頭から東方へ延びる北防波堤がある。

南浜東部の松川浦の入口付近に、**松川浦漁港**がある。

気象 年間を通じて、西寄りの風が多い。霧は6~8月上旬に多く、特に7月は濃霧になることが多い。

10 **目標**

地物名	概位	備考
煙突	37° 50.5′ N 140° 56.8′ E	高さ204m、灰色、火力発電所構内、遠望顕著、相馬港に至る好目標
LNGタンク	37° 51.0′ N 140° 57.0′ E	高さ60m、頂部が球状の円筒形(直径90m)1基

入港上の注意 東日本大震災の被災により、以下のことに注意を要する。

1 港内及び周辺海域には、瓦礫等の水中障害物が依然と存在しているおそれがあり、航行には十分な注意が必要である。

15 2 入出港の航行経路は北航路となっている。

3 港奥の船だまりは、-3mの計画水深に対して、最大1.5m程度の水深減少がみられる。

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカー(タンク船を含む)から、30m以内の海面に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りではない。なお、引火性危険物積載タンカーは港内に停泊中夜間においても視認できる。「引火性危険物積載中」の標識を掲揚する。(平成29年10月1日 相馬港長公示第1号)

20

港湾施設

名 称		概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
1 号 ふ頭	1・2号岸壁	37° 50.0' N 140° 57.6' E	各 90	4.5~6	2,000×2	
	3号岸壁	37° 50.1' N 140° 57.5' E	各 130	5.5~7	5,000×1	
	4号岸壁				5,000×1	
	5号岸壁				5,000×1	
	6~8号岸壁	37° 50.2' N 140° 57.3' E	各 90	4~4.5	2,000×3	
2 号 ふ頭	1号岸壁	37° 50.3' N 140° 57.3' E	90	5	2,000×1	
	2・3号岸壁	37° 50.4' N 140° 57.5' E	各 130	6~8	5,000×2	
	4号岸壁	37° 50.5' N 140° 57.4' E	240	12	30,000×1	
3 号 ふ頭	1号岸壁	37° 50.6' N 140° 57.3' E	240	12	30,000×1	耐震強化岸壁
	4号岸壁	37° 50.8' N 140° 57.4' E	170	7.5~8.5	12,000×1	
5号ふ頭4号岸壁		37° 51.5' N 140° 57.4' E	100	5.5	2,000×1	

上表のほか、北部の4号ふ頭に98,000D/W級の大型LNG栈橋(専用、JAPEX No.1バース)、2,500D/W級の小型LNG栈橋(専用、JAPEX No.2バース)及び5号ふ頭に60,000D/W級等の専用岸壁(1~2号栈橋、3号ドルフィン)がある。小型船用の船だまりは、南防波堤の基部西側にある。

5 (注意) 1号ふ頭: エプロンの使用には重量制限あり

最大入港船舶 2018年4月10日、LNG船GRAND ANIVA(122,239t、最大喫水9.1m)が相馬外航LNG栈橋に着栈した。

10 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、相馬港海上安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先: 福島海上保安部)

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
福島海上保安部(小名浜港長、相馬港長)	(いわき市) 0246-54-3450	福島県相馬港湾建設事務所	0244-36-5029
横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	0244-38-6130		

引船 引船がある。

15 医療施設

名 称	電話番号	備 考
公立相馬総合病院	0244-36-5101	

に至る間に海底線（電力等）が敷設されている。いずれも AIS 信号を常時発射している。~~既設の浮体式風力タービンの南方約 1M (37° 17' 41" N 141° 15' 44" E) に、新たな浮体式風力タービン（浮体部黄色塗、黄灯付き）が設置されている。~~付近航行船舶は各施設から 1M 以上の離隔距離を確保して航行すること。

5

久之浜港 (37° 09' N 141° 00' E) (海図 W1415)

概要 殿上崎の北西側にある。同崎から北方へ延びる東防波堤と北岸東角から南東方へ延びる防波堤とに囲まれた泊地で、西岸に外防波堤に囲まれた 2 船だまりがある。東防波堤の東に南防波堤があり、さらにその北東に沖防波堤がある。

10 泊地内の水深は約 2~5m で、南東寄り以外の風ときは、安全である。冬季西寄りの風が卓越するときには、約 80 隻の漁船及び小型船が避泊するという。

中之作港 (36° 57' N 140° 57' E) (海図 W1096) (JP NKX)



(2018年8月撮影)

5 **概要** 江名港南西隣にある港則法適用港である。5～10月の漁期には、多いときで1日5隻程度の漁船が出入りする。泊地の状況などについては、江名港の記事を参照されたい。

港奥に東、西両防波堤に囲まれた船だまりがある。船だまり内は島堤と港奥の防波堤によって3船だまりに分かれている。また、魚市場の前面にも船だまりがある。東、西両防波堤入口付近の水路は、水深3.5m前後である。また、沖側に防波堤(南)がある。

港則 入航船が優先する特定航法がある。(港則法第19条第1項、同法施行規則第22条)

10 **入港上の注意**

西防波堤外側の水路近くに岩礁があり、乗揚げる船舶が多いので針路の保持に注意を要する。また、竜ヶ崎から南東方へ約500m延びる干出礁があり、絶えず破浪している。中之作港東防波堤灯台(36° 57.3' N 140° 57.3' E)南南西方約670mに水深4.2mの浅所がある。ここは、海岸沿いに速い潮流や向岸流があり、風浪に圧流されて乗揚げる船舶が多いので、荒天、霧などのときには特に注意を要する。

15 **港湾施設**

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (t×隻)	備 考
－5m岸壁	36° 57.5' N 140° 57.0' E	280	－	500×4	
－7m岸壁	36° 57.4' N 140° 57.0' E	185	3～4.5	1,000×2	

係船浮標 各船だまり内に、多数の小型係船浮標がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給ができる。給油船がある。

修理 100tクラスの船が上架できる造船所がある。

常陸那珂港 (36° 25' N 140° 37' E) (海図 W1345) (JP HIC)



(2018年10月撮影)

港種 港則法適用港、開港、出入国港、植物防疫の港

- 5 **概要** 建設途上の港である。全長 6,000m の東防波堤が建設中である。また、**中央部の石炭火力発電所石炭灰処分場西側において浚渫土砂処分場の建設が進められており、南ふ頭への工事作業船の出入りが多い。**現在、北ふ頭公共岸壁が完成、また中央ふ頭、南ふ頭の公共用岸壁及び船だまりがある。南部に磯崎漁港があり、漁船が出入りする。

気象 風は年間を通じて、北東の風が卓越している。また、この海域は 6～7 月に霧が集中して発生する。

- 10 **通信** 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
いばらきポートラジオだい2	ch16/12,14	常時	0299-82-7438	東洋信号通信社受託局

目標

地物名	概位	備考
煙突	36° 26.4' N 140° 36.9' E	高さ 233m、灰色
観覧車	36° 23.9' N 140° 35.9' E	高さ約 100m、ひたち海浜公園内
著屋	36° 22.9' N 140° 37.5' E	ホテル、白色、3階建

入港上の注意 ~~東日本大震災の被災後、公共岸壁は利用が可能となっているが、~~入港する場合には、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。

- 15 4月から7月までの間、東防波堤から沖合い 5M 程度まで流し網漁が実施されており、航行にあたっては注意が必要である。

港湾施設

名 称	概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考	
北 ふ 頭	A 岸壁	36° 25.9' N 140° 37.5' E	290	14.5	50,000 × 1	耐震岸壁
	B 岸壁	36° 25.9' N 140° 37.3' E	230	12.5	30,000 × 1	
	C 岸壁	36° 25.9' N 140° 37.2' E	170	9.5~10	10,000 × 1	
	D 岸壁	36° 25.9' N 140° 37.0' E	130	7.5	5,000 × 1	
	E 岸壁	36° 25.9' N 140° 36.9' E	130	7.5	5,000 × 1	
	F 岸壁	36° 25.9' N 140° 36.8' E	130	7.5	5,000 × 1	
	G 岸壁	36° 25.9' N 140° 36.7' E	100	5	2,000 × 1	
	H 岸壁	36° 25.9' N 140° 36.6' E	100	5	2,000 × 1	
	I 岸壁	36° 25.9' N 140° 36.6' E	100	5	2,000 × 1	
	J 岸壁	36° 25.8' N 140° 36.6' E	100	5.5	2,000 × 1	
	K 岸壁	36° 25.7' N 140° 36.6' E	100	6.5~7	2,000 × 1	
中央ふ頭 A 岸壁	36° 25.6' N 140° 36.6' E	130	6~7	5,000 × 1	耐震岸壁	
中央ふ頭 B 岸壁	36° 25.6' N 140° 36.7' E	250	8.5~9	6,500 × 1		
中央ふ頭 C 岸壁	36° 25.6' N 140° 36.9' E	300	12	30,000 × 1	耐震岸壁	
南 ふ 頭	A 岸壁	36° 24.3' N 140° 36.6' E	180	4	2,000 × 1	
	B 岸壁	36° 24.3' N 140° 36.7' E	180	4	2,000 × 1	
	C 岸壁	36° 24.3' N 140° 36.8' E	260	6~6.5	5,000 × 1	

上表のほか、北ふ頭基部南側及び南ふ頭基部北側に、船だまりがある。

- 5 台風・津波対策 台風・津波等による災害を防止するため、常陸那珂港船舶安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：茨城海上保安部 TEL 029-262-4106）。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
茨城県茨城港湾事務所	029-265-1260	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	(日立市) 0294-52-2128
関東運輸局茨城運輸支局	029-247-5348		

- 10 引船 引船がある。
補給 清水の補給ができる。

磯 崎 ~ 犬 吠 埼 (海図 W62、W1097、W1050)

- 15 概要 この約 42M間の海岸は、磯崎及び犬吠埼付近を除き一連の砂浜で、常にいそ波がある。海岸の背後には樹木に覆われた丘陵が連なっている。内陸は一带の平野で、北部に那珂川、南部に利根川が注ぎ、筑波山 (36° 14' N 140° 06' E、高さ 876m) のほか著峰はない。

10m等深線は距岸 0.5~1Mにあり、犬吠埼北方の大根 (35° 49' N 140° 54' E、水深 17.5m) のほか陰礁はない。

磯崎付近の磯崎漁港は、地元漁船が利用できるだけである。また、大洗岬の西側に大洗港がある。

- 20 那珂湊港から大洗港にかけての沿岸は、早朝に多数の小型漁船が操業するほか、休日にはプレジャーボートが多数出ている。また、大洗港付近の沿岸寄りでは、早朝しらす漁船が操業している。

鹿島港の沖合には、遊漁船が多い。

目標

地物名	概位	備考
煙突	36° 16.2' N 140° 32.8' E	煙突（赤白塗）、海図に図載されていないが西方にも煙突（赤白塗）がある。
塔	36° 02.0' N 140° 37.6' E	展望塔、高さ約 77m、白色六角形

那珂湊港 (36° 20' N 140° 36' E) (海図 W47) (JP NMT)



(2018年12月撮影)

5

港種 港則法適用港

概要 那珂川河口にある港で、那珂川支流の湊沼川右岸（湊沼橋東側）に磯浜漁港、那珂川と湊沼川との合流点付近にマリーナがある。那珂川河口左岸に外東防波堤、南防波堤及び東防波堤に囲まれた新船だまりがあり、その西方に那珂川に通じる水路（導流堤西端に水門（幅約 30m）があり、茨城県が水門の開閉及び通航の可否を知らせる私設信号の管理を行っている。）がある。

10

気象 この港の風向は、年間を通じて北～北東の風が全体の半分を占める。また、5～7月にかけて濃霧が発生し、視界が 100m以下となる日が数日間続くことがある。風速 10m/s 以上の強い風は、風向が北北東のときに多い。

海象 降雨後の下げ潮時には川の流れが 4～5kn に達し、河口の海面は険悪となる。

15

目標

地物名	概位	備考
架橋	36° 20.2' N 140° 35.4' E	海門橋（アーチ型）、高さ 14m、赤色
著屋	36° 20.5' N 140° 36.0' E	海洋高等学校、薄緑色、4階建
	36° 20.0' N 140° 35.5' E	ホテル、茶色
	36° 20.0' N 140° 35.6' E	水族館、茶色、5階建

入港上の注意 **入港する場合には、事前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。**

針路法 那珂湊港東防波堤灯台（36° 20.3' N 140° 36.2' E）及び同南防波堤灯台（36° 20.2' N 140° 36.1' E）の中央に海洋高等学校を望み、針路 329° で進み、新船だまりに入る。

20

注意 川の内に至る水路は、低潮時には流速 3kn 以上の川の流れがあるので注意を要する。

港湾施設 新船だまり内には南方へ延びる内防波堤があり、その西方に-5m岸壁（延長約 1,300m、水深 1~5.5m）がある。同船だまり内は那珂川から土砂の流入があるため、水深が著しく変化しやすいという。

東防波堤の北方に小船だまりがある。

5 **海事関係官公署**

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
茨城海上保安部（日立港長）	029-262-4106	関東運輸局茨城運輸支局	（水戸市） 029-247-5348

補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。給油船がある。

大洗港 (36° 18' N 140° 35' E) (海図 W1044) (JP OAR)



(2018年12月撮影)

10

港種 港則法適用港

概要 那珂湊港の南西方約 2Mにある港で、長距離カーフェリーが寄港する商港である。港奥北東部の第 1 ふ頭は漁船が利用しており、第 4 ふ頭南西には、公共マリーナがある。

15 **気象** 年間を通じて北～北西の風が多い。

目標

地物名	概 位	備 考
塔	36° 18.6' N 140° 34.2' E	大洗マリンタワー、高さ 64m、青色ガラス張り
著 屋	36° 18.8' N 140° 35.2' E	ホテル、白塗

入港上の注意 ~~東日本大震災の被災後、公共岸壁は利用が可能となっているが、~~入港する場合には、事

前に港湾管理者等から港湾施設等について詳細な情報を入手すること。

沖防波堤西側にいけすがある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
第 1 ふ頭	36° 18.6' N 140° 34.8' E	70	* 4	1,000×1	水産品
		170	* 2.5~3.5	1,000×2	
		140	* 3~4	1,000×2	
第 2 ふ頭	36° 18.6' N 140° 34.7' E	140	* 2.5~3	1,000×2	
		70	* 0.5~3.5	1,000×1	
		140	* 3~4.5	1,000×2	
		70	*4~6	1,000×1	
第 3 ふ頭東岸壁	36° 18.5' N 140° 34.4' E	300	7~8	5,000×1	フェリー貨物
第 3 ふ頭西岸壁		270	7.5	5,000×1	
第 4 ふ頭	36° 18.4' N 140° 34.3' E	240	7.5	8,000×1	旅客

(注意) 水深欄中、「*」が付されている水深は東日本大震災発生前の測量水深である。

5

台風・津波対策 台風・津波等による災害を防止するため、大洗港入出港安全対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：茨城海上保安部 TEL 029-262-4106)

10 海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先
茨城県茨城港湾事務所大洗港区事業所	029-267-2700

引船 引船がある。

補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。

交通 苫小牧港に至るカーフェリー便 (13,816 t ほか) がある。

15

鹿島港 (35° 56′ N 140° 42′ E) (海図 W1049) (JP KSM)



(2018 年 12 月 撮 影)

港種 特定港、開港、検疫港、出入国港、家畜検疫の港、植物防疫の港

5 **概要** この港は、大型船を対象とした掘込港で、臨海工業地帯の中核として発展している。
 港口から内港に至る水路（水深 19~24m）は、数個の灯浮標で表示されている。なお、水路は港奥で南、北両方に分岐している。

気象 年間を通じての風向は北~北東で、全体の 1/3 以上を占める。

春、秋季の強風は主として北~北東方面から吹く。夏季は南南西の風が多いが、風速は弱い。

10 冬季は西北西及び北~北東の風が強く、20m/s 程度になることがある。

鹿島港では、港口が北東方に向いているため、日本の北側に優勢な高気圧があり、本州の南側を低気圧が通過する場合、強い北東風が吹き続けることが多いので、注意が必要である。

目 標

地 物 名	概 位	備 考
煙 突	35° 56.5′ N 140° 41.2′ E	高さ 184m、赤白塗
3 煙 突	35° 55.1′ N 140° 42.0′ E	高さは東から約 205m・約 205m・234m、各赤白塗集合型、火力発電所構内
塔	35° 54.8′ N 140° 40.3′ E	展望塔、高さ 58m、港公園内、夜間は照明される。
煙 突	35° 54.6′ N 140° 41.3′ E	高さ 126m、赤白塗、集合型

15

20

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考	
外港公共ふ頭A岸壁	35° 57.9' N 140° 41.6' E	280	13	10,000×1	耐震岸壁	
深芝公共岸壁	35° 55.5' N 140° 41.9' E	300	5.5~6	2,000×3		
北公共 ふ 頭	C岸壁	35° 55.6' N 140° 39.2' E	170	10	10,000×1	
	D岸壁	35° 55.7' N 140° 39.2' E	170	10	10,000×1	
	E岸壁		170	10	12,000×1	ガントリークレーン
池向岸壁	35° 54.1' N 140° 40.7' E	114	5		架空線複数あり	
南公共 ふ 頭	A・B岸壁	35° 53.2' N 140° 41.1' E	370	10	15,000×2	
	C～F岸壁	35° 53.0' N 140° 41.1' E	各 130	6	5,000×4	
	G・H岸壁	35° 52.9' N 140° 41.3' E	各 185	10	15,000×2	

上表のほか、港内各所に会社専用の係船施設が多数ある。

5 架空線 池向岸壁から南西方対岸に至る3送電線(35° 54.0' N 140° 40.6' E、高さ:北から57m・55m・45m)がある。また、北公共ふ頭前面海域に南北の岸壁にかかる送電線(35° 55.5' N 140° 39.6' E、高さ59m)がある。

最大入港船舶 2014年、貨物船VALE BRASIL(198,980t、喫水16m)が日本製鉄原料岸壁に着岸した。

台風・津波等対策 台風等発達した低気圧の接近が予想される場合、また、津波注意報等が発表された場合、鹿島港長が、港外避難勧告等を行う(問合せ先:鹿島海上保安署)。

10 海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
鹿島海上保安署(港長)	0299-92-2601	横浜植物防疫所東京支所鹿島出張所	0299-92-3404
横浜税関鹿島税関支署	0299-92-2558	茨城県鹿島港湾事務所	0299-92-2111
関東運輸局茨城運輸支局鹿島海事事務所	0299-92-2604	東京出入国在留管理局水戸出張所	(水戸市)
東京検疫所鹿島出張所	0299-92-2603		029-300-3601

引船・通船 引船・通船がある。

補給 清水の補給ができる。

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
白十字総合病院	0299-92-3311	

15

犬吠埼付近(35° 43' N 140° 52' E)(海図W57、W1050)

概要 この項には、利根川河口からその西南西方約7Mの屏風ヶ浦西端までについて記載する。

犬吠埼は、利根川河口南側に突出する半島の埼で、その東岸は砂浜が多く、南岸は上層が赤土に覆われた高さ約20~40mの黒色のがけである。

20 この埼は東端を犬吠埼、南東端を長崎鼻、南西端を犬若鼻といい同鼻の東側に外川漁港、北西側に名洗港(35° 42' N 140° 50' E)がある。

屏風ヶ浦は、長さ約5Mの険しいがけ海岸である。犬吠埼の周辺一帯は、小島や岩礁が多く近寄るのは危険である。がけはレーダによく映る。屏風ヶ浦の前面は遠浅でいそ波が高い。

霧は5月下旬~8月末頃まで発生し、最も多いのは7月である。日中には消えるが、南寄りの風の時は一

銚子港一ノ島灯台 (35° 44.9' N 140° 51.4' E) に打ち上げる波浪が灯台の高さの 3分の1 に達するときは、入港を取りやめた方がよいという。

初めて入港する船舶及び北～北東の強風時に入港する船舶は、事前に銚子海上保安部に河口の状況を問い合わせる方がよい。

5 港湾施設

銚子漁港

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
第 1 ふ頭	東岸壁	35° 44.6' N 140° 51.6' E	100	2.5	1,000×1
	西岸壁	35° 44.6' N 140° 51.5' E	97.5	2.5	—
第 2 ふ頭	東岸壁	35° 44.6' N 140° 51.7' E	200	4	—
	西岸壁		200	4～4.5	500×3

波崎漁港

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
外港船だまり岸壁 (内側)	35° 44.9' N 140° 50.5' E	延長 1,090	3～5	—	
外港船だまり岸壁 (外側)	35° 45.0' N 140° 50.7' E	290	2	—	

その他、銚子大橋の上流から下流にも小型船用の船だまりがある。

10

~~最大入港船舶——巡視船 (595 t、喫水 3.5m) が専用岸壁 (銚子漁港外港船だまり最奥) に着岸する。~~

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
銚子海上保安部	0479-24-6685	横浜税関千葉税関支署銚子監視署	0479-22-2479
(銚子漁港関係) 千葉県銚子漁港事務所	0479-22-6503	(波崎漁港関係) 茨城県鹿島港湾事務所	0299-92-2111

補給 銚子漁港外港及び第 1、第 2 漁船だまりで清水の補給ができる。給油船がある。

15

修理 利根川河口近くに、小型船用の造船所がある。

医療施設

名 称	電 話 番 号	備 考
銚子市立病院	0479-23-0011	

第 5 節 犬吠埼～太東埼 (海図 W87)

20

概要 屏風ヶ浦～太東埼の約 30M にわたる **九十九里浜** は、弓形の砂浜である。海岸付近には松林があり、内陸約 8km にある丘陵はおおむね高さ 100m 以下である。20m 等深線は、遠浅の九十九里浜の北端及び南端付近では、距岸 3～8M 付近にあり、この沿岸は、いずれも錨地には適さない。特に台風期には、外海からのうねりが水深 13～18m 付近で砕けて襲来するため、錨かきが悪くなり、避泊地とすることができない。7、8 月ころは土用波が 4、5 日続くこともある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
出漁準備岸壁	35° 08.9' N 140° 18.7' E	約 155	4~5	—	北西側に船揚場がある。
魚 揚 岸 壁	35° 08.7' N 140° 18.8' E	約 355	4~4.5	—	南側に船揚場がある。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先
勝浦海上保安署	0470-73-3999

補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。

5

鵜原湾 (35° 08' N 140° 16' E) (海図 W58)

概要 勝浦港の西隣で明神岬と釣師岬との間にある遠浅の湾で、北西～北～東の風を避けられる。湾の南東部付近に小型船の好泊地がある。

10 避險線 湾外東側の地ノ白草 (35° 07.6' N 140° 16.5' E)、沖ノ白草及び磯村出シ (35° 07.2' N 140° 16.6' E) は、明神岬 (35° 07.9' N 140° 16.5' E) を 000° に見る針路線の東方にある。

湾外西側の御墓出シ (35° 07.8' N 140° 15.9' E) 及びその以北には浅礁が散在する。

内浦湾 (35° 07' N 140° 11' E) (海図 W1418)

15 概要 入道ヶ崎と松ヶ鼻との間に湾入する小湾である。水深は、湾口の約 25m から湾奥の砂浜へ向かって浅くなっているが、東、西両岸は岩棚があり、特に、湾の東半分は岩礁が散在している。

泊地は底質砂で、湾口両側の諸礁により外海からの波浪を遮り、船舶の好避泊地であるが、南西風のときには、高波の進入することがある。東岸に小湊漁港があり、また湾口の西方に天津漁港がある。

目標

地 物 名	概 位	備 考
著 屋	35° 07.5' N 140° 11.6' E	ホテル、白色 10 階建て、顕著

20

内浦湾～野島埼 (海図 W87、W90)

目標

地 物 名	概 位	備 考
弁 天 島	35° 05.5' N 140° 06.6' E	鴨川湾口南西側、高さ 40m、全島小樹に覆われている。
吉 浦 ノ 鼻	35° 03.4' N 140° 04.4' E	平らで低い岩海岸、鼻上にある山は松の木が茂る。
高 塚 山	34° 56.1' N 139° 56.1' E	高さ 206m、樹木に覆われ、房総半島南端部の最高峰で好目標
野 島 埼	34° 54.1' N 139° 53.3' E	平らで低い埼、約 500m 突出している。灯台がある。

25

針路法 東方から東京湾に入るときは、白浜～布良鼻間の距岸 3～5M 沖合を沿岸航行して、布良鼻付近の險礁に注意し、海岸に接近して航行しない方がよい。

海上交通安全法適用海域境界線（洲埼灯台（34° 58.5′ N 139° 45.4′ E）から釧埼灯台（35° 08.5′ N 139° 40.6′ E）まで引いた線）付近では、釧埼付近の險礁に留意し、以後は海上交通安全法を遵守して、東京湾を航行しなければならない。（第 1 編 総記 第 10 章 法規、37 ページ参照）

航法 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路並びに付近海域においては、海上交通安全法の規定による航法のほか、次の事項を遵守しなければならない。

1 進路を知らせるための措置（海上交通安全法第 7 条、同法施行規則第 6 条）

(1) 船舶（汽笛を備えていない船舶及び総トン数 100t 未満の船舶を除く。）は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、信号による表示をしなければならない。（第 22 図、151 ページ参照）

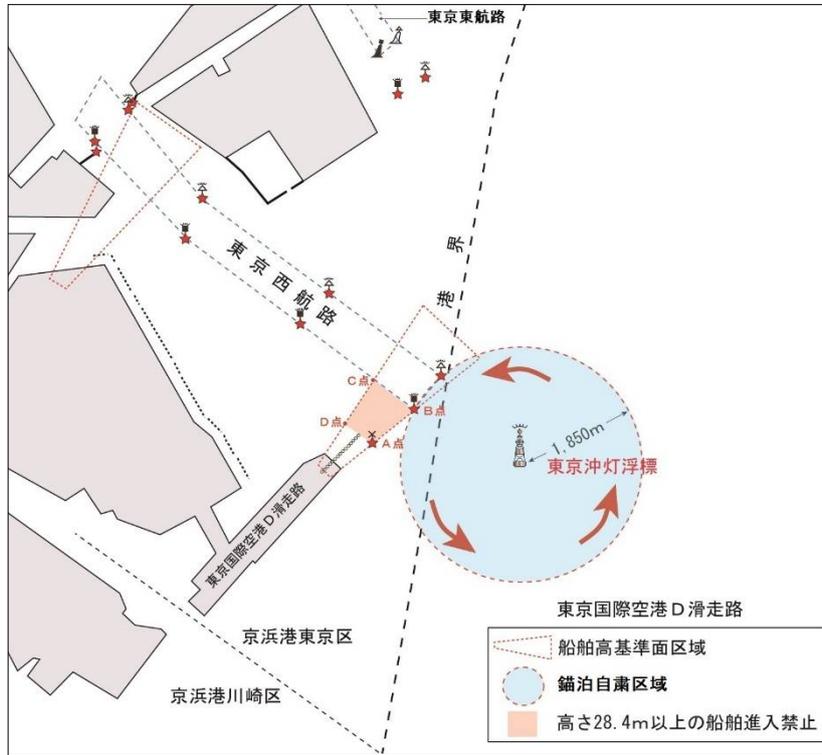
(2) 船舶（汽笛を備えていない船舶、船舶自動識別装置を備えていない船舶及び船員法施行規則第 3 条の 16 の規定により船舶自動識別装置を作動させていない船舶を除く。）は、航路を航行する間、仕向港に関する情報その他の進路を知らせるために必要な情報について、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信しなければならない。

(注) 仕向港に関する情報その他の進路を知らせるために必要な情報を示す記号は、海上交通安全法施行規則第 6 条第 4 項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示（平成 22 年海上保安庁告示第 95 号）及び港則法施行規則第 11 条第 1 項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成 22 年海上保安庁告示第 94 号）参照。

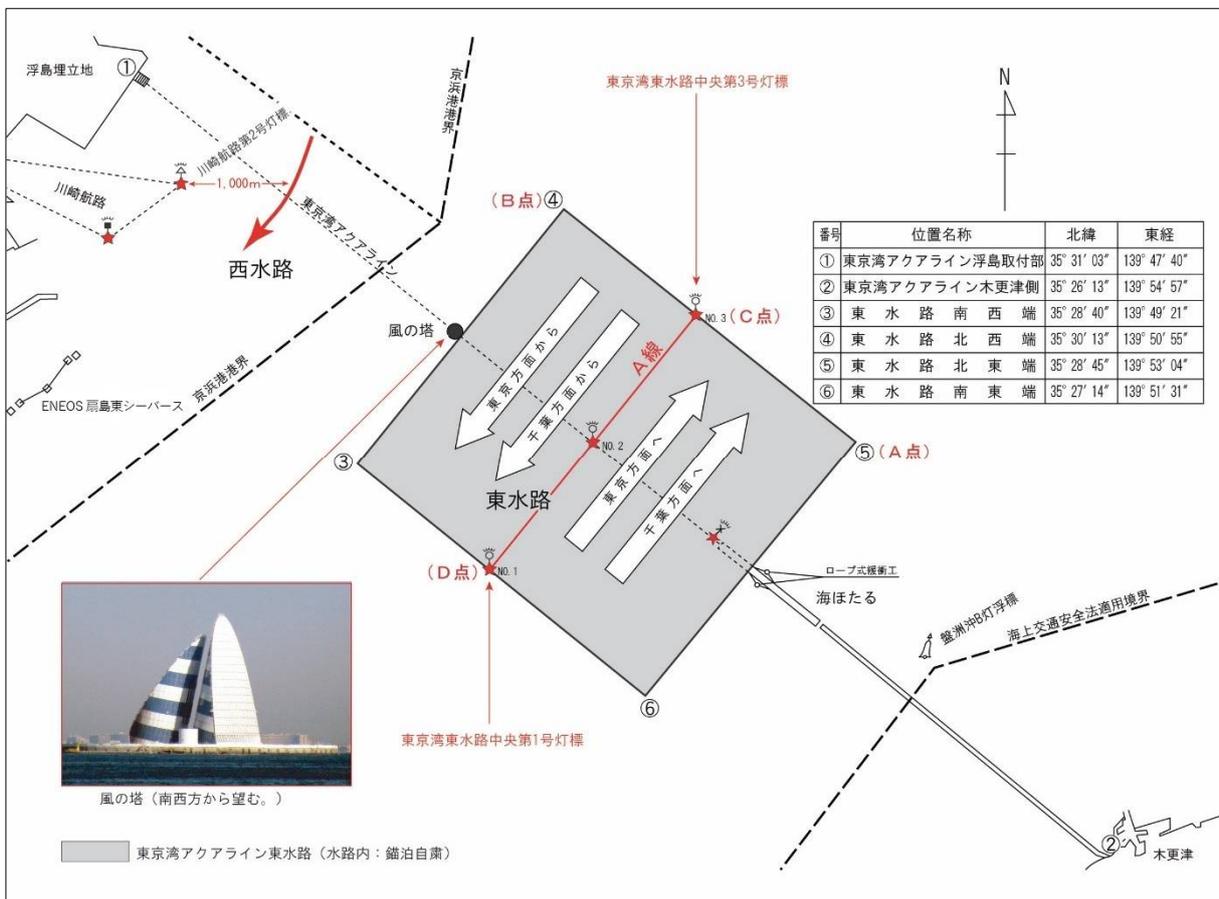
情 報		記 号	備 考
仕向港に関する情報	① 港則法適用港又は港内の区域を仕向港とする場合	「>」と当該港又は港内の区域を示す記号とを組み合わせた記号	
	② 国連 LO コードが付与されている港を仕向港とする場合（①の場合を除く。）	「>」と当該港を示す国連 LO コードとを組み合わせた記号	国連 LO コード冒頭の 2 文字のアルファベットとその後の 3 文字のアルファベットとの間には 1 文字のスペースを空けるものとする。
	③ 国連 LO コードが付与されていない港を仕向港とする場合（①の場合を除く。）	「>===」と当該港の一般的に受け入れられている英語名称又は地域で使われている名称のアルファベット表記とを組み合わせた記号	
	④ 仕向港が未定である等仕向港の港名が不明である場合	「?? ??」	
その他進路に関する情報	仕向港に向かう途中で東京湾中ノ瀬でびよう泊する場合	「/」と「NNX」とを組み合わせた記号	この表の仕向港に関する情報の区分に対応する記号（仕向港での進路を示す記号がある場合にあっては、同記号）の後に付するものとする。

- (注) 1 上表において「東京湾中ノ瀬」とは、次の各号に掲げる線の間の海域をいう。
 2 搭載している船舶自動識別装置の性能上、次の各号に掲げる記号を送信することが困難な場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることをもって代えることができる。
 ① 「>」又は「TO」を付し、その後に 1 文字のスペースを空けること。
 ② 「===」 「000」を付し、その後に 1 文字のスペースを空けること。
 ③ 「?? ??」 「UNKNOWN」を付すこと。
 ④ 「/」 1 文字のスペースを空け、その後に「00」を付すこと。

第 23 図 東京沖灯浮標付近海域における経路図



第 24 図 東京湾アクアライン東水路付近海域における経路図【図の差し替え】



5 海上保安庁長官が提供する情報の聴取（海上交通安全法第 30 条の 2、同法施行規則第 23 条の 2、第 23 条の 3）

東京湾海上交通センターは、特定船舶（第 28 図（161 ページ参照）に示す海上交通安全法による適用海域を航行する長さ 50m 以上の船舶をいう。）に対し、VHF 無線電話により、次の情報を提供する。特定船舶は、第 28 図に示す海域を航行している間、東京湾海上交通センターが提供する情報を聴取しなければならない。

- (1) 特定船舶が航路及びその周辺海域（第 28 図参照）において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
- (2) 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- (3) 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- (4) 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であって、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- (5) 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
- (6) 上記(1)から(5)のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

6 航法の遵守及び危険防止のための勧告（海上交通安全法第 31 条、同法施行規則第 23 条の 4）

東京湾海上交通センターは、特定船舶に対し、航法の遵守又は危険の防止のため必要があると認めるときには、VHF 無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

7 東京湾海上交通センターによる情報の提供等

東京湾海上交通センターによる情報の提供等は、VHF 無線電話等により、内容に応じて冒頭に次の通信符号を冠して行われる。

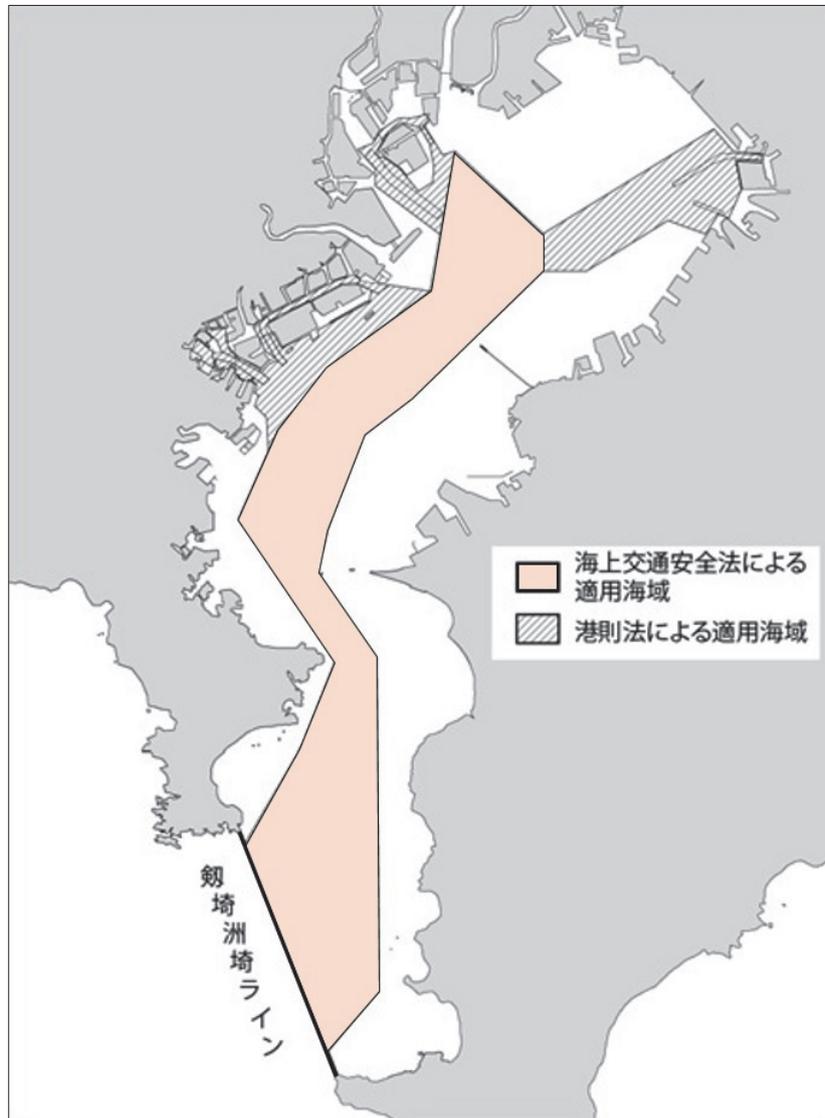
- (1) 情報の提供（海上交通安全法第 30 条の規定に基づく情報の提供等）：情報提供（INFORMATION）
- (2) 警告（船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供）：警告（WARNING）
- (3) 勧告（海上交通安全法第 31 条の規定に基づく勧告）：勧告（ADVICE）
- (4) 指示（海上交通安全法第 10 条の 2、第 23 条の規定による指示）：指示（INSTRUCTION）

（注）東京湾海上交通センターによる情報の提供等は、操船上の指示をするものではない。

東京湾海上交通センターでは、「東京湾海上交通センター利用の手引き」をウェブページ上に公開している。

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/info/pdf/riyounotebiki.pdf>

第 28 図 東京湾海上交通センターからの情報聴取義務海域図
(非常災害時を除く)



5

8 指定海域の入域に関する通報（海上交通安全法第 32 条、同法施行規則第 23 条の 5）

長さ 50m 以上の船舶が指定海域（第 28-2 図、162 ページ参照）に入域しようとするときは、船長は、VHF 無線電話その他の適切な方法により、以下の事項を海上保安庁長官（東京湾海上交通センター）に通報しなければならない。（AIS（船舶自動識別装置）を作動させている船舶を除く。ただし、簡易型 AIS を備える船舶にあつては、当該簡易型 AIS により送信される事項以外の事項の通報が必要となる。）

10

<通報位置>

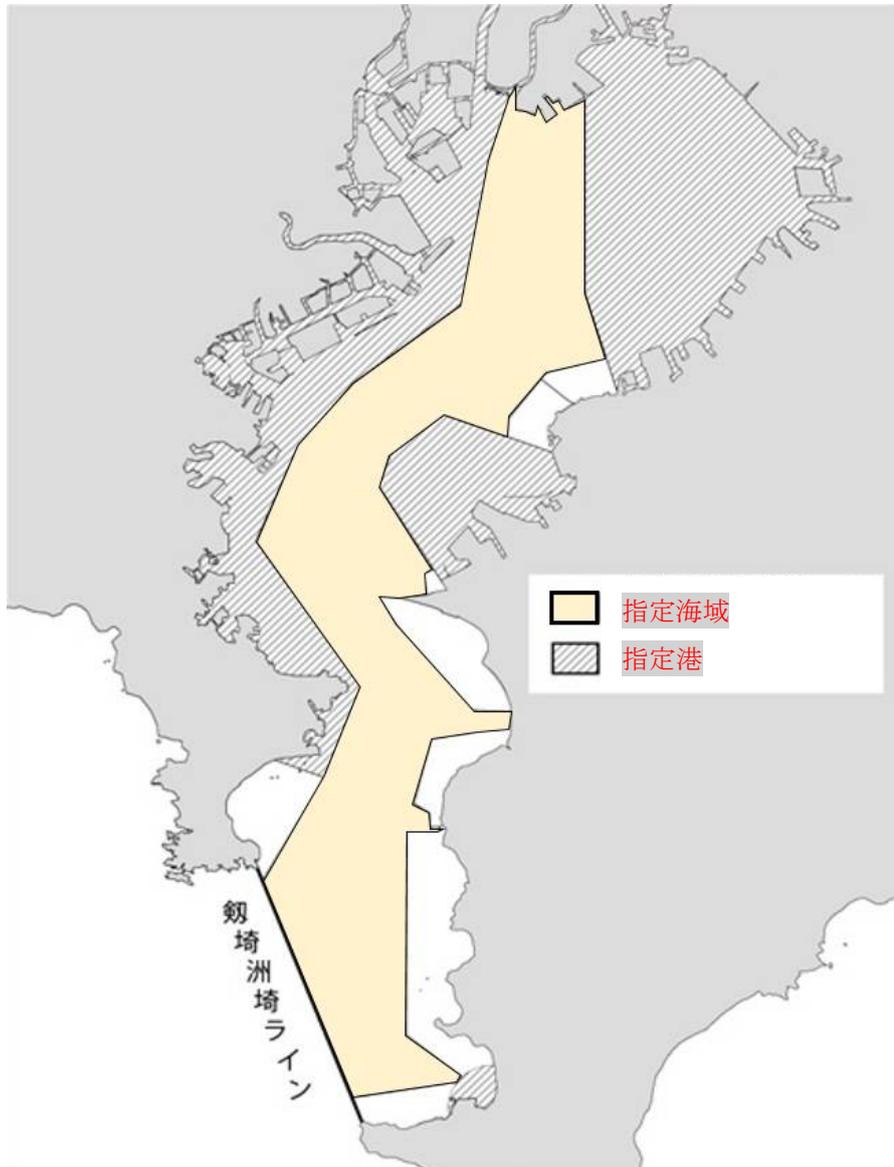
- (1) 入湾時は劔埼洲埼ライン
- (2) 出湾時は指定海域に入るとき又は入る前

<通報事項>

15

- (1) 船舶の名称及び長さ

第 28-3 図 指定海域及び指定港図

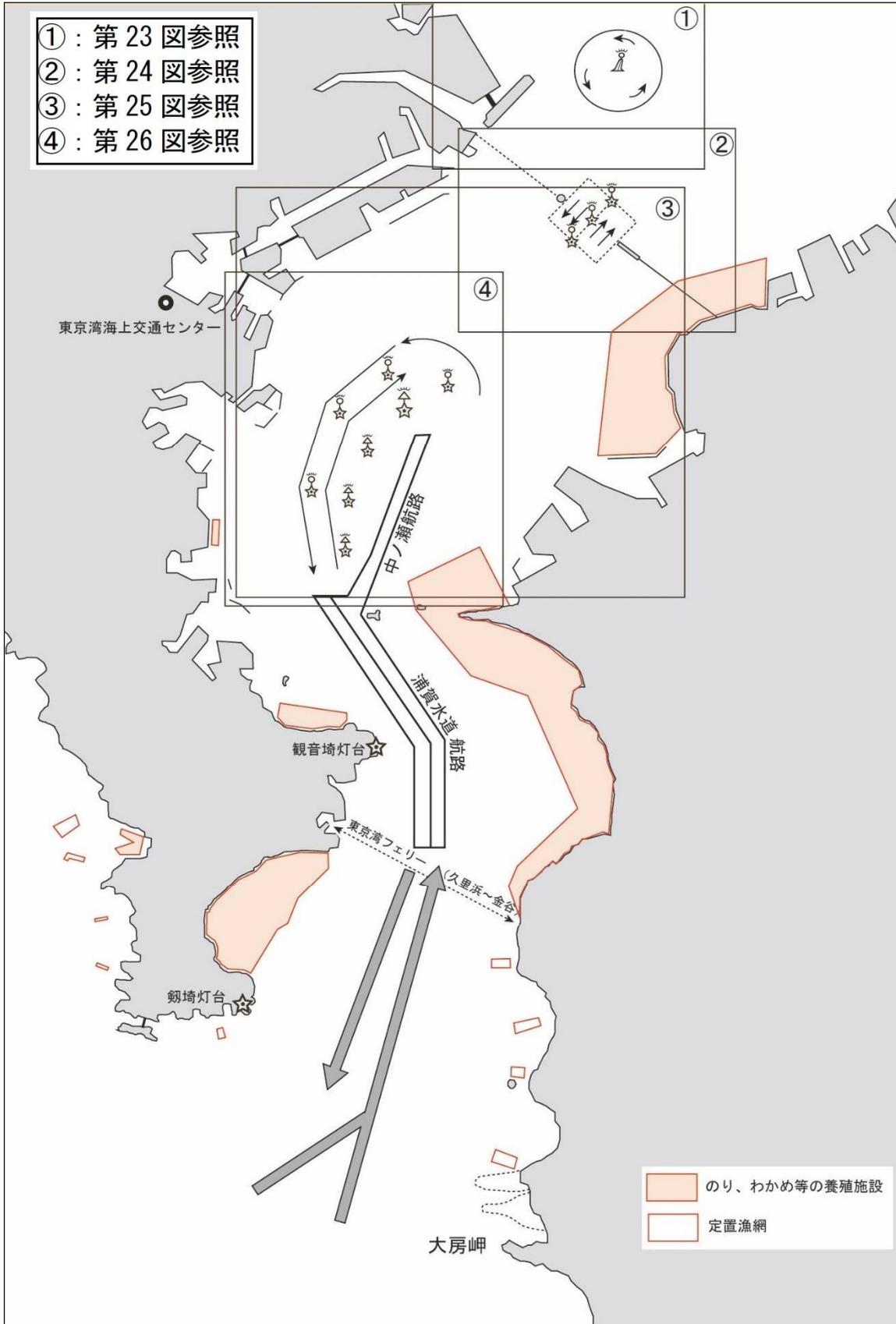


10 非常災害発生時における措置（海上交通安全法第 33 条、第 34 条、第 35 条、同法施行規則第 23 条の
5 6、港則法第 44 条、45 条、同法施行規則第 20 条の 7）

海上保安庁長官は、非常災害が発生し、これにより指定海域及び指定港（第 28-3 図参照）において船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該危険を防止する必要があると認めるときは、直ちに、非常災害が発生した旨及びこれにより指定海域及び指定港において当該危険が生ずるおそれがある旨を指定海域及びその周辺海域並びに指定港にある船舶に対し周知する非常災害発生周知措置をとる。

10 海上保安庁長官は、指定海域内船舶（指定海域内にある長さ 50m 以上の船舶をいう。）及び指定港内船舶（指定港内にある長さ 50m 以上の船舶をいう。）に対し、VHF 無線電話により、非常災害の発生状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報など指定海域内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報を提供する。指定海域内船舶及び指定港内船舶は、非常災害発生周知措置がとられたときは、非常災害解除周知措置がとられるまでの間、海上保安庁長

第 29 図 東京湾航法参考図【図の差し替え】



館 山 港 (35° 00′ N 139° 50′ E) (海図 W55) (JP TTY)



概要 館山湾奥南部にある港則法適用港である。

気象 冬季は北寄り又は南南東の風が多く、夏季は南西寄りの風が多い。年間を通じて風速は比較的小さい、気候も温和である。

目標

地物名	概位	備考
無線塔	34° 59.4′ N 139° 51.8′ E	高さ 61m、赤白塗

錨泊上の注意 西寄りの風の際は、走錨に注意を要する。

非常災害発生時における措置 (港則法第 44 条、第 45 条、同法施行規則第 20 条の 7) 本港は指定港となり、海上交通安全法に規定する非常災害発生周知措置 (航法 10 非常災害発生時における措置 163 ページ参照) がとられたときは、海上保安庁長官により、船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を指定港内にある船舶に対し周知する措置 (指定港非常災害発生周知措置) がとられる。

海上保安庁長官は、指定港内船舶 (指定港内にある長さ 50m 以上の船舶をいう。) に対し、VHF 無線電話により、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報を提供する。指定港内船舶は、指定港非常災害発生周知措置がとられたときは、指定港非常災害解除周知措置がとられるまでの間、海上保安庁長官が提供する情報を聴取しなければならない。

非常災害発生周知措置がとられた際は、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、東京湾への入湾制限、航行制限、退去命令、移動命令などの措置がとられる場合がある。

第 2 海堡付近 (海図 W1081)

概要 第 2 海堡 (35° 18.7' N 139° 44.5' E) には灯台がある。第 1 海堡～第 2 海堡間は浅水で、小型船以外は通航できない。この浅水地は第 2 海堡灯台の赤光分弧で示される。第 2 海堡付近は船舶の往来が非常に多く、最も注意すべき海域である。

5 **中ノ瀬** 中ノ瀬は、第 2 海堡の北方約 2M の所から北方へ約 4M 東西約 1.5M にわたる広い浅瀬で、20m 等深線内に水深 15m 以下の浅所が散在し、最浅部は北端部にあつて水深 12.1m、南西部には水深 13.1m の所がある。

瀬の西側には東京湾中ノ瀬 A、B、C 及び D の各灯標があり、D 灯標 (レーダビーコン付き) は特大灯標である。

10 第 3 節 東京湾北部 (海図 W90)

概要 この区域には、京浜港、千葉港、木更津港などがある。

深水部は西浜寄りに北方へ延び、横浜豊浦沖で水深 40m 前後である。この深水部の東側から湾奥一帯は、水深 10～30m で、沿岸には広い干出地、浅水地がある。

15 この区域の海岸一帯は工業地帯として、埋立て、港湾施設の造成などが行われている。

京浜港、千葉港、木更津港に出入する超大型船は、中ノ瀬及び中ノ瀬航路東方の広い浅水地に注意を要する。

航行上の注意 この区域では、夜標は陸上の灯火などに紛れて、識別が困難であるので注意を要する。葛南区、木更津及び富津沿岸の浅海域には、8 月中旬～翌年 5 月中旬までの間にノリヒビが設置されている。

20 **台風時の避泊錨地** 東京湾の各港長は、各港に台風が接近する際には在港船舶に避難勧告等を出しており、大型船は防波堤外の安全な場所への避泊を原則としている。

木更津沖は、風向が南南西から西に回ると、走錨して乗揚げる危険があるので注意を要する。

東京湾海上交通センター (とうきょうマーチス) では、湾内の各港長から避難勧告が発令された際、下記の方法で錨泊船情報を提供している。

25 1 一般情報 毎時 00 分及び 30 分から 15 分間 1,665kHz (日本語)
毎時 15 分から 15 分間 2,019kHz (英語)

2 個別情報 船舶からの要請による。

(1) VHF 無線電話 ch16 (呼出し・応答) ch12・13・14・66・69 (通話)

(2) TEL 045-225-9140～9141

30 3 ウェブページ

URL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>

錨泊注意海域 (第 32 図、170 ページ参照) 東京湾アクアライン風の塔及び東京湾アクアライン海ほたるから、それぞれ半径 2M の海域において、予備錨・機関・揚錨の準備、見張りの徹底、国際 VHFch16 の聴取等の走錨事故防止対策を講じるよう、行政指導により錨泊注意海域が設定されており、錨泊制限海域に関する勧告の発出に併せ、注意喚起を行っている。(問合せ先：第三管区海上保安本部)

錨泊海域は、東京湾アクアライン風の塔灯 (35° 29' 28" N 139° 50' 06" E) 及び東京湾アクアライン海ほたる灯 (35° 37' 52" N 139° 52' 28" E) から、それぞれ半径 2 海里の範囲のうち、荒天時において

ンカーが出入りする。

目標

地物名	概 位	備 考
シーバース	35° 30.7' N 139° 56.2' E	千葉シーバース、長さ 470m、幅 50mのドルフィン、中央部にシーバース灯(高さ 34m、レーダ反射器付)、南西部及び北東部に各 2 個の副灯(両端の副灯はモータサイレン付)がある。
2 煙 突	35° 27.7' N 139° 58.5' E	高さ各 204m、クリーム色(頂部青色)、火力発電所構内
3 煙 突	35° 29.1' N 140° 01.0' E	高さ各 205m、クリーム色(頂部青色)、火力発電所構内
煙 突	35° 31.0' N 140° 02.8' E	高さ 154m、赤白塗、千種海岸
2 煙 突	35° 32.9' N 140° 04.3' E	高さ 183m・153m、クリーム色(頂部青色)、火力発電所構内
2 煙 突	35° 34.0' N 140° 06.3' E	角柱型、高さ各約 200m、白色、火力発電所構内
3 煙 突	35° 34.5' N 140° 05.7' E	高さ 207m・204m・104m、赤白塗
塔	35° 36.0' N 140° 05.9' E	千葉ポートタワー、高さ 125m、菱形

~~上表のほか、ほとんど全域に多数の煙突があるが、目標としては不適當である。~~

通信

5 港長 船舶と港長との間で、下表のとおり VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
よこはまほあん YOKOHAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常 時	千葉海上保安部	千葉港に関する事(管制通報に関する事を除く)。
とうきょうマーチス TOKYO MARTIS	Ch16/12・13・ 14・66・69		東京湾海上交通 センター	千葉港千葉航路及び市原航路に関する事(管制通報に関する事に限る)。 呼出及び応答の後、「ちば」を冒頭に冠し通報すること。

港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
ちばポートラジオ	ch16/11,12,14,18,20,22	常 時	043-241-6445	東洋信号通信社受託局

水先 東京湾水先区水先人会に要請する。(第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照)

10 水路・航路 外港南西部から北東方の第 2 区及び第 3 区に至る水路(長さ約 4.3M、幅約 350m、水深 19m)及びこの水路に接続して、更に北東方の第 1 区に至る千葉航路(長さ約 4M、幅約 350m、水深 17~19m)がある。第 4 区には市原航路(第 2 区の南部に至る長さ約 1.3M、幅約 250m、水深 12m)、姉崎航路(長さ約 0.8M、幅約 400m、水深 15~17.5m)、椎津航路(長さ約 1.2M、幅約 300m、水深 15.8m)及び袖ヶ浦水路(長さ約 1.9M、幅約 350~450m、水深 14m)がある。千葉、市原両航路において、管制信号を行っ
15 ているので注意を要する(管制信号の項、183 ページ参照)。

港則

<p>航行に関する注意 (港則法施行規則第 24 条)</p>	<p>長さ 140m (油送船にあつては、総トン数 1,000 t) 以上の船舶は、千葉航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。) を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>2 長さ 125m (油送船にあつては、総トン数 1,000 t) 以上の船舶は、市原航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。) を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の予定時刻を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。</p> <p>(参考) 港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項</p> <p>(1) 当該船舶名称 (2) 当該船舶の総トン数及び長さ (3) 当該水路を航行する予定時刻 (4) 当該船舶の連絡手段 (5) 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設</p>		
<p>進路表示信号 (平成 7 年海上保安庁告示第 35 号) 及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号 (平成 22 年海上保安庁告示第 94 号)</p>	<p>信 号</p>	<p>目的地に関する記号</p>	<p>信 文</p>
<p>2 代・D</p>	<p>D</p>	<p>D</p>	<p>千葉県第 1 区の中央ふ頭南東端から出洲ふ頭南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。</p>
<p>2 代・S</p>	<p>S</p>	<p>S</p>	<p>中央ふ頭南側の係留施設を除く千葉県第 3 区の係留施設に向かって航行する。</p>
<p>2 代・C</p>	<p>C</p>	<p>C</p>	<p>千葉県第 3 区の中央ふ頭南側の係留施設のうち、中央ふ頭南岸の係留施設に向かって航行する。</p>
<p>2 代・F・S</p>	<p>F S</p>	<p>F S</p>	<p>船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁の E から M 岸壁に向かって航行する。</p>
<p>2 代・F・N</p>	<p>F N</p>	<p>F N</p>	<p>船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。</p>
<p>2 代・I・W</p>	<p>I W</p>	<p>I W</p>	<p>塩浜三角点 (35° 40' 10" N 139° 56' 49" E) から 334.5° 420m の地点から 341° 580m の地点まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。</p>
<p>2 代・I・E</p>	<p>I E</p>	<p>I E</p>	<p>塩浜三角点 (35° 40' 10" N 139° 56' 49" E) から 66.5° 610m の地点から 72.5° 510m の地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。</p>

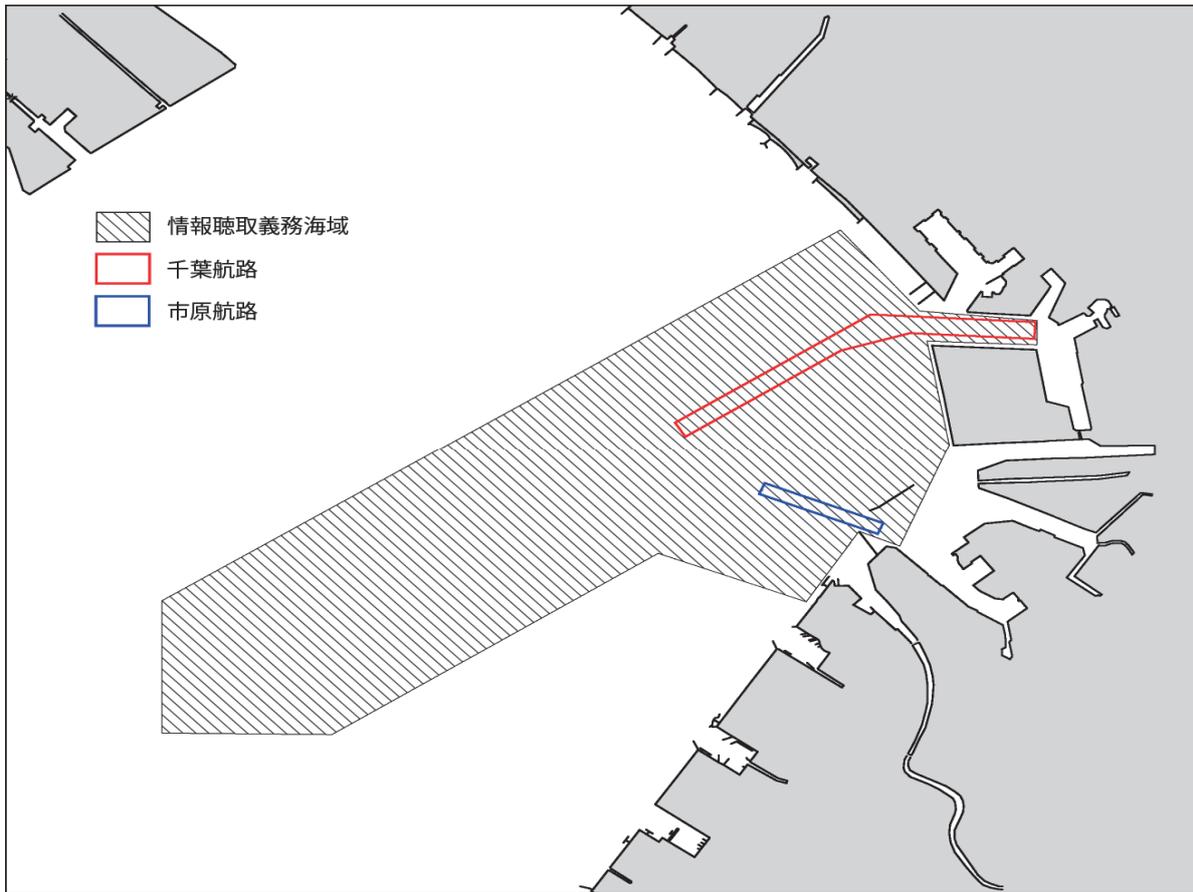
船舶の交通の制限等 (港則法第 38 条、同法施行規則第 20 条の 2) 港長は、千葉航路及び市原航路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

港長が提供する情報の聴取 (港則法第 41 条、同法施行規則第 20 条の 3) 港長は、特定船舶 (第 33 図、第 28 図 (183、161 ページ) 参照) に示す港則法による適用海域を航行する汽艇等を除く総トン数 500 t を超える船舶をいう。) に対し、VHF 無線電話により、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供する。特定船舶は第 33 図及び第 28 図に示す港則法による適用海域を航行する間、港長が提供する情報を聴取しなければならない。

航法の遵守及び危険の防止のための勧告（港則法第 42 条、同法施行規則第 20 条の 5） 港長は、特定船舶に対し、航法の遵守及び危険の防止のため必要があると認められるときには、VHF 無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5

第 33 図 千葉港における情報聴取義務海域図（非常災害時を除く）



信号 千葉灯標（35° 34.1′ N 140° 02.7′ E）及び千葉中央港信号所（35° 35.7′ N 140° 05.4′ E）で管制信号を行っている。

10

管制信号 千葉航路及び市原航路を航行する一定の船舶は、次表のとおり各信号所で掲げる信号に従って航行しなければならない。（港則法施行規則第 20 条の 2）

信号の略称	千葉航路		市原航路	信号の意味
	千葉灯標信号所	千葉中央港信号所	千葉灯標信号所	
	電光文字式	閃光式	閃光式	
入航信号	I の点滅	毎 2 秒に白色光 1 閃	毎 2 秒に白色光 1 閃	入航船は入航可 長さ 50m 以上の出航船（総トン数 500 t 未満の船舶を除く）は、運航を停止して待機。ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可 長さ 50m 未満又は総トン数 500 t 未満の出航船は出航可
出航信号	O の点滅	毎 2 秒に赤色光 1 閃	毎 2 秒に赤色光 1 閃	出航船は出航可 長さ 50m 以上の入航船（総トン数 500 t 未満の船舶を除く）

シーバース

名 称	概 位	水 深 (約m)	係船能力 (D/W)	備 考
京葉シーバース	35° 30.7' N 139° 56.2' E	20.5	260,000×2 隻	目標の項、181 ページ参照
コスモ石油第 2 シーバース	35° 31.8' N 140° 00.2' E	15~16	—	シーバース灯 (レーダ反射器付) がある。

5 台風・津波対策 本港では台風・津波等による事故を未然に防止するため千葉港台風・津波等対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、台風・津波等の情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告等の災害防止措置を指導している (問合せ先：千葉海上保安部)。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
千葉海上保安部 (港長)	043-242-1805	東京検疫所千葉検疫所支所	043-241-6096
横浜税関千葉税関支署 (千葉市)	043-241-6452	横浜植物防疫所東京支所千葉出張所	043-242-8401
横浜税関千葉税関支署 姉崎出張所 (市原市)	0436-61-0750	東京出入国在留管理局千葉出張所	043-242-6597
		関東運輸局千葉運輸支局	043-241-6491
千葉県千葉港湾事務所	043-246-6205	千葉県千葉港湾事務所 袖ヶ浦支所 (袖ヶ浦市)	0438-62-5026
千葉県千葉港湾事務所 市原支所 (市原市)	0436-21-1861		

引船・通船 引船がある。通船は内港物揚場が発着場となっているが、不定期便である。

10 補給 清水、燃料油の補給ができる。給油船があり、必要に応じて川崎方面から派遣を要請する。給水船がある。

修理

造船所名	電話番号	備 考
三井E & S造船(株)千葉工場	0436-41-1112	
小湊造船(株)袖ヶ浦工場	0438-63-3261	

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
株式会社ダイセキ 千葉事業所	0438-62-8798	0830~1710	ビルジ・コレクトオイル・スロップオイル・スラッジ・その他	スロップオイル
富士石油株式会社 袖ヶ浦製油所	環境保全課 0438-63-7011	0800~1600	ビルジ・水バラスト	水バラスト

医療施設

名 称	電話番号	備 考
国立病院機構千葉医療センター	043-251-5311	
千葉大学医学部附属病院	043-222-7171	

葛 南 区 (海図 W1088) (JP FNB)



(葛南区 2019年1月撮影)

概要 千葉港の北部にあり、首都圏の流通産業の拠点として、整備が進められている。

目標

地物名	概 位	備 考
架 橋	35° 41.2' N 139° 59.2' E	海老川大橋、高さ約13m
著 屋	35° 40.9' N 139° 58.9' E	ニチレイ

5

水先 東京湾水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、12ページ参照)

水路 外港から北方の船橋中央ふ頭前面に至る、船橋水路(長さ約5.5M、幅約300m、水深12m)及び同水路のほぼ中央付近から北西方に分かれ、高谷新町前面に至る市川水路(長さ約2.5M、幅約200m、水深6.5m)がある。ともに灯浮標で表示してある。なお、これらの水路の両側は浅いので注意を要する。また、前記の市川水路は、千葉県葛南港湾事務所により船舶の行き会い調整が実施されている。

10

~~錨地——検査錨地は、千葉灯標の西方(35° 34.5' N 140° 01.2' E)付近にあり、危険物積載船錨地は千葉区第2区～第4区及び外港に指定されている。~~

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
日の出 A～E 岸壁	35° 41.0' N 139° 59.0' E	各 90	5～5.5	2,000×5	
船橋 東 ふ頭	A・B 岸壁	260	7.5	5,000×2	耐震岸壁
	C～G 岸壁	525	6～6.5	3,000×5	
	H・I 岸壁	180	5.5	2,000×2	
船橋 中央 ふ頭	北A1～A6 岸壁	540	5.5	2,000×6	
	北B～L 岸壁	1430	7～7.5	5,000×11	
	M1～M4 岸壁	365	5.5～7.5	2,000×4	
	南A～C 岸壁	555	10	15,000×3	
	南D 岸壁	160	8.5～10	15,000×1	
南E 岸壁	240	12	30,000×1	耐震岸壁	
市川ふ頭 A・B 岸壁	35° 40.2' N 139° 55.8' E	各 125	5.5	2,000×2	

上表のほか、高谷新町、高瀬町、千鳥町などの各地先に会社専用の係船施設が多数ある。

架空線 船橋中央ふ頭～同東ふ頭間に架空線 (35° 40.7' N 139° 58.9' E、高さ 58m) がある。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
千葉海上保安部船橋分室	047-432-4118	千葉県葛南港湾事務所	047-433-1895
横浜税関千葉税関支署 船橋市川出張所	047-432-5312	動物検疫所羽田空港支所 東京出張所 (千葉分室)	047-432-7241

5 **医療施設**

名 称	電 話 番 号	備 考
地域医療機能推進機構船橋中央病院	047-433-2111	

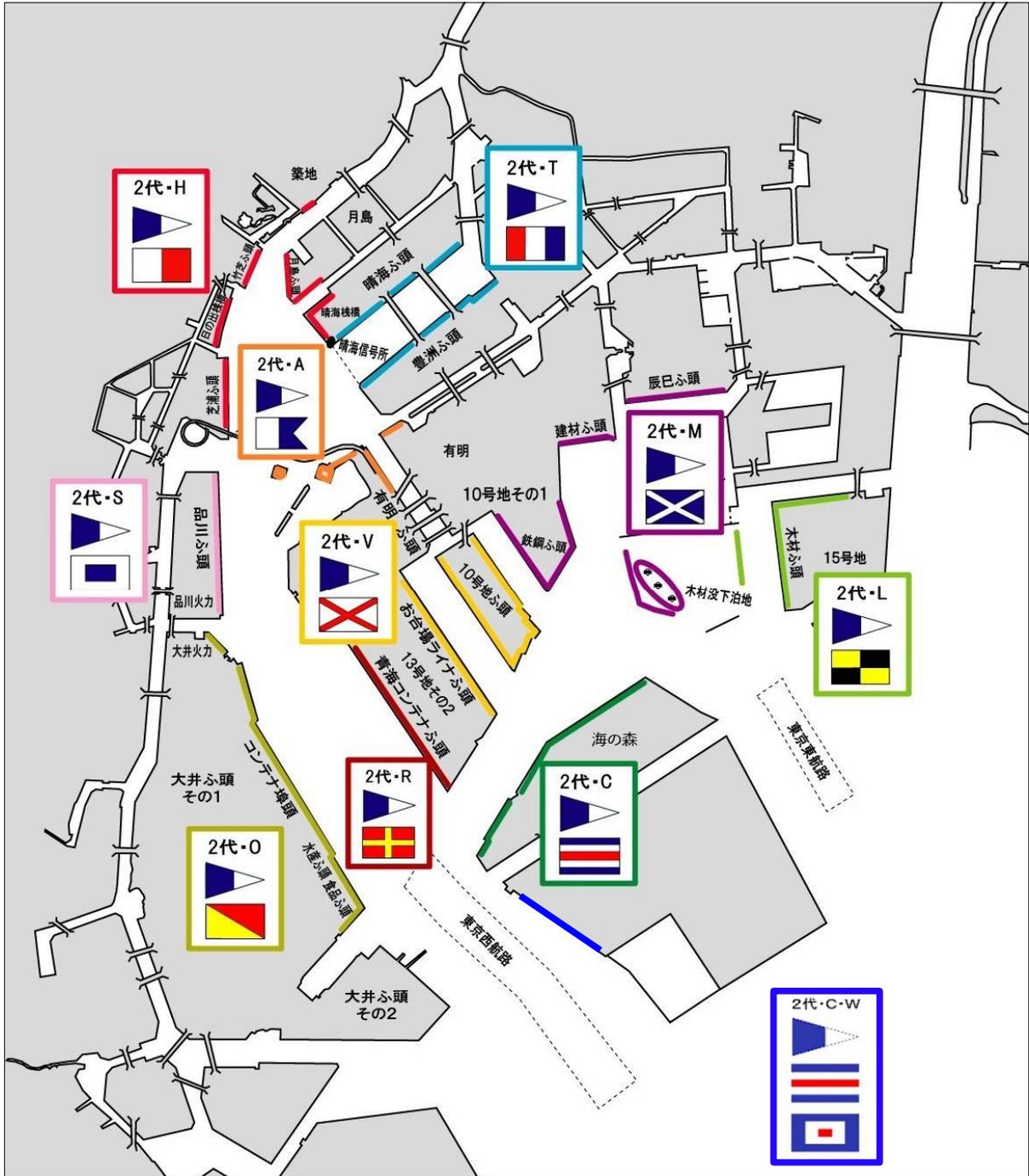
東京湾北部西側 (海図 W1061、W1065)

概要 京浜港沿岸について記載する。

目標

地 物 名		概 位	備 考
東京区	無 線 塔	35° 39.5' N 139° 44.7' E	東京タワー、高さ 350m、赤白塗
	煙 突	35° 36.9' N 139° 45.4' E	角柱型、高さ各約 104m、白色 (頂部青色)、火力発電所構内
	著 屋	35° 37.2' N 139° 46.3' E	船の科学館、高さ 77m、白塗
	塔	35° 29.5' N 139° 50.1' E	風の塔 (川崎人工島)、高さ 90m と 75m の 2 塔、青白塗、ヨットが 2 枚の帆を広げたように見える。(第 24 図、155 ページ参照)
横浜区	著 屋	35° 27.3' N 139° 37.9' E	ランドマークタワー、高さ 296m
		35° 26.6' N 139° 39.1' E	マリンタワー、高さ 106m
	2 煙 突	35° 24.6' N 139° 39.7' E	高さ 134m・赤白塗、135m・水色塗、製油所構内

第 34 図 京浜港東京区進路表示信号図【図の差し替え】



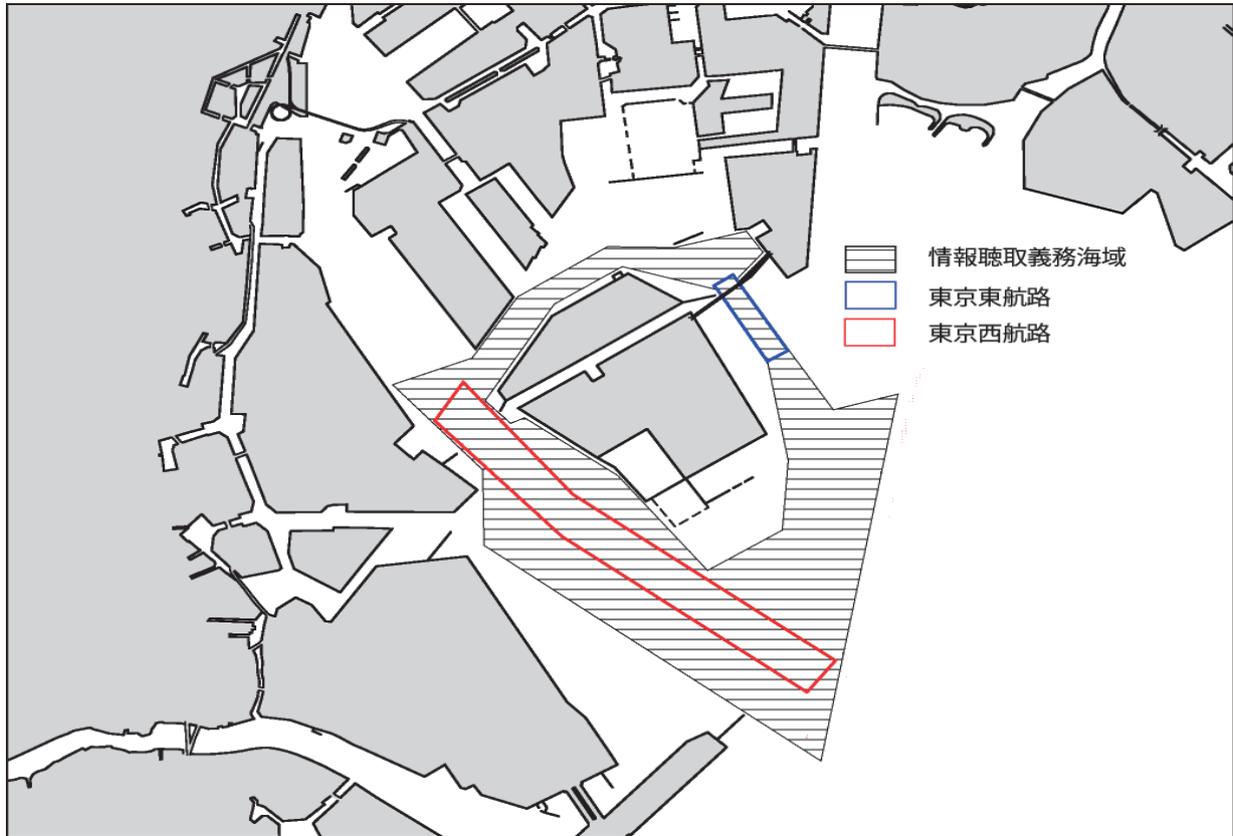
進路表示信号（平成7年海上保安庁告示第35号）及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号（平成22年海上保安庁告示第94号）（第34図、190ページ参照）	信号	目的地に関する記号	信 文
	2代・L	L	15号地西側又は北側の係留施設に向かって航行する。
	2代・M	M	10号地その1、11号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、M1、M2ドルフィンバース又は12号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。
	2代・V	V	10号地その2又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。
	2代・H	H	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
	2代・T	T	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。
	2代・A	A	有明ふ頭又は台場官庁船棧橋に向かって航行する。
	2代・S	S	品川ふ頭に向かって航行する。
	2代・R	R	東京国際クルーズふ頭棧橋又は青海コンテナふ頭に向かって航行する。
	2代・O	O	JERA 大井火力発電所棧橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その2北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
2代・C	C	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。	
2代・C・W	CW	中央防波堤内側埋立地西側の係留施設に向かって航行する。	

船舶の交通の制限等（港則法第38条、同法施行規則第20条の2） 港長は、東京東航路及び東京西航路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

港長が提供する情報の聴取（港則法第41条、同法施行規則第20条の3） 港長は、特定船舶（第35図、第28図（193、161ページ）参照）に示す港則法による適用海域を航行する汽艇等を除く総トン数500tを超える船舶をいう。）に対し、VHF無線電話により、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供する。特定船舶は第35図及び第28図に示す港則法による適用海域を航行する間、港長が提供する情報を聴取しなければならない。

航法の遵守及び危険の防止のための勧告（港則法第42条、同法施行規則第20条の5） 港長は、特定船舶に対し、航法の遵守及び危険の防止のため必要があると認められるときには、VHF無線電話その他の適切な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第 35 図 京浜港東京区における情報聴取義務海域図 (非常災害時を除く)



5 信号 15号地北 (35° 37.1′ N 139° 49.9′ E)、15号地南 (35° 36.8′ N 139° 50.1′ E)、中央防 (35° 36.8′ N 139° 48.6′ E) 及び10号地 (35° 36.9′ N 139° 47.7′ E) の4信号所で、東京東航路の管制信号を行っている。また、晴海 (35° 38.8′ N 139° 46.4′ E)、青海 (35° 36.9′ N 139° 46.6′ E)、**青海第2 (35° 36.8′ N 139° 46.5′ E)**、大井 (35° 34.8′ N 139° 47.1′ E) 及び羽田船舶 (35° 32.5′ N 139° 49.5′ E) の**5信号所**で、東京西航路の航行管制信号を行っている。

10 東京東航路及び東京西航路を航行する一定の船舶は、次表のとおり各信号所の信号に従って航行しなければならない。

1 東京東航路

信号の略称	信号の方法		信号の意味
	15号地北信号所 15号地南信号所 中央防信号所 10号地信号所		
入航信号	Iの点滅		入航船は入航可 長さ50m以上の出航船（総トン数500t未満の船舶を除く）は、運航を停止して待機 長さ50m未満又は総トン数500t未満の出航船は出航可
出航信号	Oの点滅		出航船は出航可 長さ50m以上の入航船（総トン数500t未満の船舶を除く。）は、航路外で出航船の進路を避けて待機 長さ50m未満又は総トン数500t未満の入航船は入航可
自由信号	Fの点滅		長さ150m（油送船は総トン数1,000t）以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 長さ150m（油送船は総トン数1,000t）以上の出航船は、運航を停止して待機 長さ150m（油送船は総トン数1,000t）未満の入出航船は入出航可
禁止信号	Xの点灯		港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止
切替予告信号	XとI（又はO、F）の交互点滅		航路内航行中の入出航船は入出航可 航路外にある長さ50m以上の入出航船（総トン数500t未満の船舶を除く。）は、航路外で航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機 航路外にある長さ50m未満又は総トン数500t未満の入出航船は入出航可 信号が間もなくI（又はO、F）の点滅に変わる。
	Xの点滅		航路内航行中の入出航船は入出航可 航路外にある入出航船は、航路外にて航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機 信号が間もなくXの点灯に変わる。

2 東京西航路

信号の略称	信号の方法		信号の意味
	青海信号所 青海第2信号所 晴海信号所	大井信号所 羽田船舶信号所	
	電光文字式	閃光式	
入航信号	Iの点滅	毎2秒に白色光1閃	入航船は入航可 長さ100m以上の出航船は、運航を停止して待機。ただし、港長の指示を受けた船舶は出航可 長さ100m未満の出航船は出航可
出航信号	Oの点滅	毎2秒に赤色光1閃	出航船は出航可 長さ100m以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機。ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可 長さ100m未満の入航船は入航可
自由信号	Fの点滅	毎3秒に順次に赤色光1閃と白色光1閃	長さ300m（油送船は総トン数5,000t）以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 長さ300m（油送船は総トン数5,000t）以上の出航船は、運航を停止して待機 長さ300m（油送船は総トン数5,000t）未満の入出航船は入出航可
禁止信号	Xの点灯	毎6秒に順次に赤色光3閃と白色光3閃	港長の指示船を受けた船舶以外は入出航禁止
切替予告信号	XとI（又はO、F）の交互点滅	毎6秒に順次に赤色光2閃と白色光1閃（又は毎6秒に赤色光3閃、毎6秒	航路内航行中の入出航船は入出航可 航路外にある長さ100m以上の入出航船は、航路外において、航路内航行中の入出航船の進路を避けて待機。ただし、港長の指示を受けた船舶は入航可 長さ100m未満の入出航船は入出航可

大井建材ふ頭	D~G	35° 34.6' N 139° 46.2' E	280	5~5.5	1,000×4	
青海コンテナ ふ頭	A0・A1	35° 36.2' N 139° 47.1' E	520	13	35,000×2	ガントリークレーン
	A2~A4	35° 36.6' N 139° 46.8' E	1,050	15	50,000×3	
お台場 ライナーふ頭	A~I	35° 37.0' N 139° 47.2' E	1,800	10	15,000×9	外貿定期船ふ頭
10号地ふ頭	A~K	35° 37.2' N 139° 47.4' E	1,500	7.5	5,000×11	沖縄九州定期航路
	L~X	35° 37.4' N 139° 47.6' E	920	5	1,000×13	沖縄定期航路
フェリーふ頭	AA~AD	35° 37.0' N 139° 47.8' E	876	7.5~8.5	6,000 ~ 16,000×4	九州四国定期航路
10号地その1 多目的ふ頭	MP	35° 37.5' N 139° 47.7' E	180	7.5	5,000×1	耐震岸壁
辰巳ふ頭	A~M	35° 38.5' N 139° 48.8' E	1,040	5	1,000×13	B・C岸壁：耐震岸壁
若洲建材ふ頭	C~F	35° 37.8' N 139° 49.7' E	370	4.5~5.5	2,000×4	
若洲内貿ふ頭	A	35° 37.8' N 139° 49.6' E	190	11	15,000×1	内貿コンテナ
15号地木材ふ頭	B~D	35° 37.6' N 139° 49.6' E	720	11~12	25,000×3	
木材投下泊地	M1・M2	35° 37.1' N 139° 49.2' E	-	7~10	15,000×2 9,000~ 12,000×2	ドルフィン2基 浮標3基
中央防波堤内側 内貿ふ頭	X4・X5	35° 36.3' N 139° 47.8' E	460	9	12,000×2	北海道定期航路 内貿雑貨 耐震岸壁
中央防波堤内側 ばら物ふ頭	X2	35° 35.9' N 139° 47.5' E	240	12	30,000×1	外貿雑貨
中央防波堤内側 外貿雑貨ふ頭	X3	35° 36.0' N 139° 47.6' E	260	10	15,000×1	外貿雑貨
中央防波堤外側 外貿コンテナふ頭	Y1	35° 35.4' N 139° 47.8' E	230	11	20,000×1	ガントリークレーン
	Y2	35° 35.3' N 139° 48.0' E	400	11~16	150,000×1	ガントリークレーン 耐震岸壁

上表のほか、第2区～第3区に民間会社専用の係船施設がある。

大型船の係船施設は第2区、第3区にあり、第1区に小型船の係船施設がある。また、コンテナ船の係船施設は第2区品川ふ頭、第3区青海ふ頭及び大井ふ頭、第4区中央防波堤外側外貿コンテナふ頭にある。

5 係船浮標 第3区木材投下泊地に3基ある。

架橋 中央防波堤外側埋立地(その2)～若洲間に東京ゲートブリッジ、芝浦ふ頭～有明ふ頭間にレインボーブリッジがある。(目標の項、189ページ参照)

台風・津波等対策 東京区では異常気象等による事故を未然に防止するため台風・津波等対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、台風・津波等の情報伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している(問合せ先：東京海上保安部)。

錨泊制限海域(第36図、197ページ参照) 東京国際空港周辺の2Mの海域において、京浜港東京区に台風の接近等による荒天が予想される場合は、錨泊自粛勧告(錨泊制限海域での錨泊をしない、錨泊制限海域において錨泊している船舶は区域外へ出域すること)がなされる。錨泊制限海域は、次の地点を結んだ線及び陸岸(護岸を含む)並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路、川崎航路及び東京沖灯浮標を中心とした1,850mの円内海域を除いた海面となっている。

目標

地物名	概位	備考
煙突	35° 24.8' N 139° 38.6' E	高さ 134m、赤白塗、横浜 5 区
煙突	35° 24.2' N 139° 38.6' E	高さ 203m 白色、火力発電所構内、横浜 5 区
風力タービン	35° 28.1' N 139° 39.1' E	高さ約 83m、白色、瑞穂ふ頭
横浜ベイブリッジ	35° 27.3' N 139° 40.5' E	高さ 53~56m (架橋・架空線の項参照)
著屋	35° 26.3' N 139° 41.4' E	本牧信号所、高さ 54m
煙突	35° 28.8' N 139° 41.4' E	高さ 134m、白色、清掃工場構内
	35° 29.9' N 139° 43.1' E	高さ 128m、赤白塗、京浜運河・扇町
	35° 31.0' N 139° 45.1' E	高さ 77m、火炎、千鳥町
2 煙突	35° 30.8' N 139° 46.4' E	南北に高さ 83m、82m、火炎、各赤白塗、浮島町

通信

港長 船舶と港長との間で、下表のとおり VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
よこはまほあん YOKOHAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	横浜海上保安部航行安全課 川崎海上保安署	京浜港横浜航路及び横浜区に関する事、京浜港川崎航路に及び川崎区に関する事(管制通報に関する事を除く。)
とうきょうマーチス TOKYO MARTIS	ch16/12・ 13・14・ 66・69		東京湾海上交通センター	京浜港横浜航路に関する事、京浜港川崎航路、鶴見航路及び京浜運河に関する事(管制通報に限る。)呼出及び応答の後、横浜航路の場合は「よこはま」、川崎航路、鶴見航路及び京浜運河の場合は「かわさき」を冒頭に冠し通報すること。

5 港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
よこはまポートラジオ かわさきポートラジオ	ch16/11,12,14,18,20,22	常時	(横浜、川崎とも) 045-510-2345	東洋信号通信社受託局

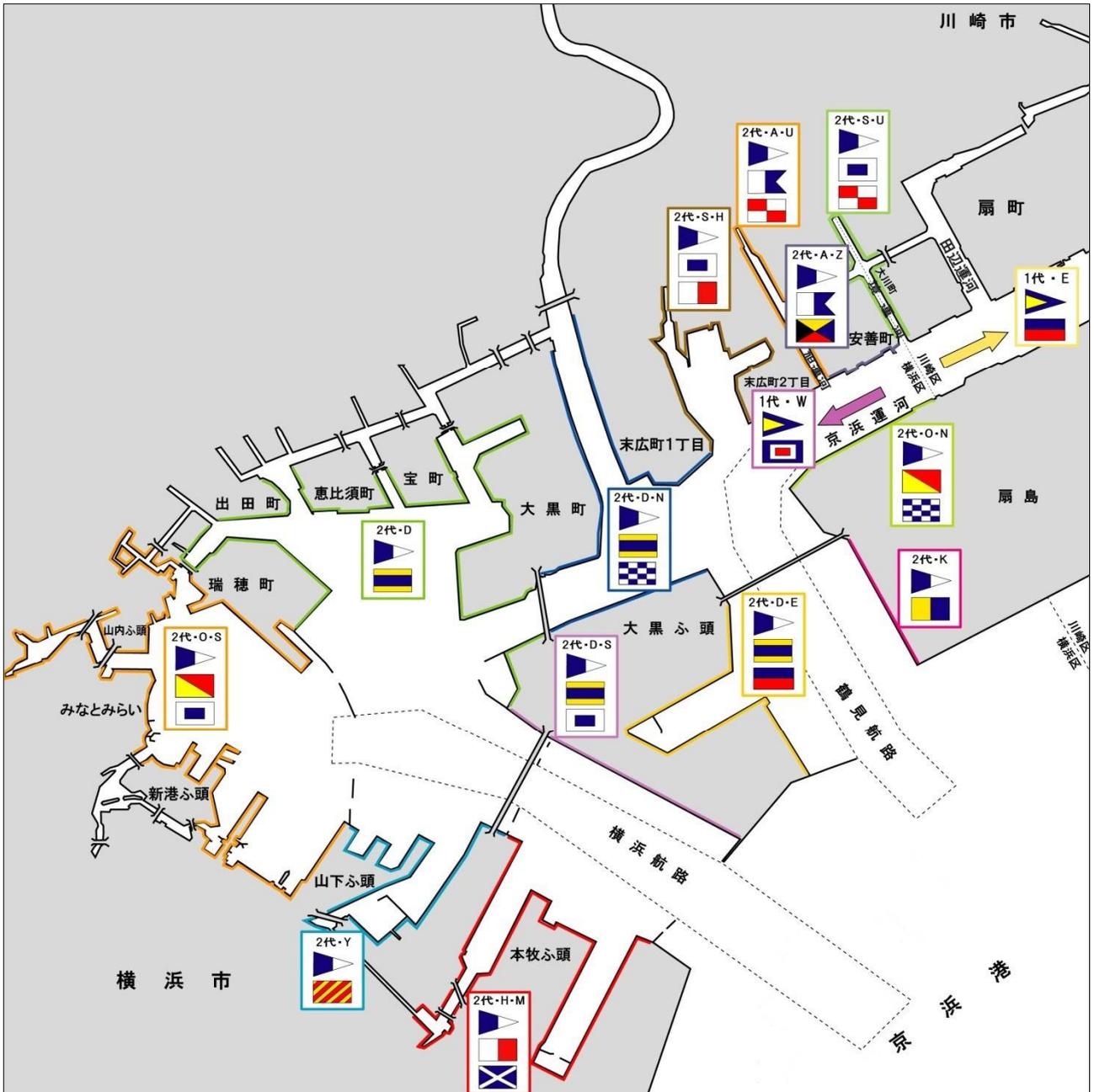
水先 東京湾水先区水先人会に要請する。(第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照)

10 航路 大黒ふ頭南西側に横浜航路(長さ約 3.0M、幅約 400~650m、水深 11~25m)及び京浜運河東口に川崎航路(長さ約 1M、幅 300~1,000m、水深 12~21m)、同西口に鶴見航路(長さ約 2M、幅約 450m、水深 12~18m)がある。

港則

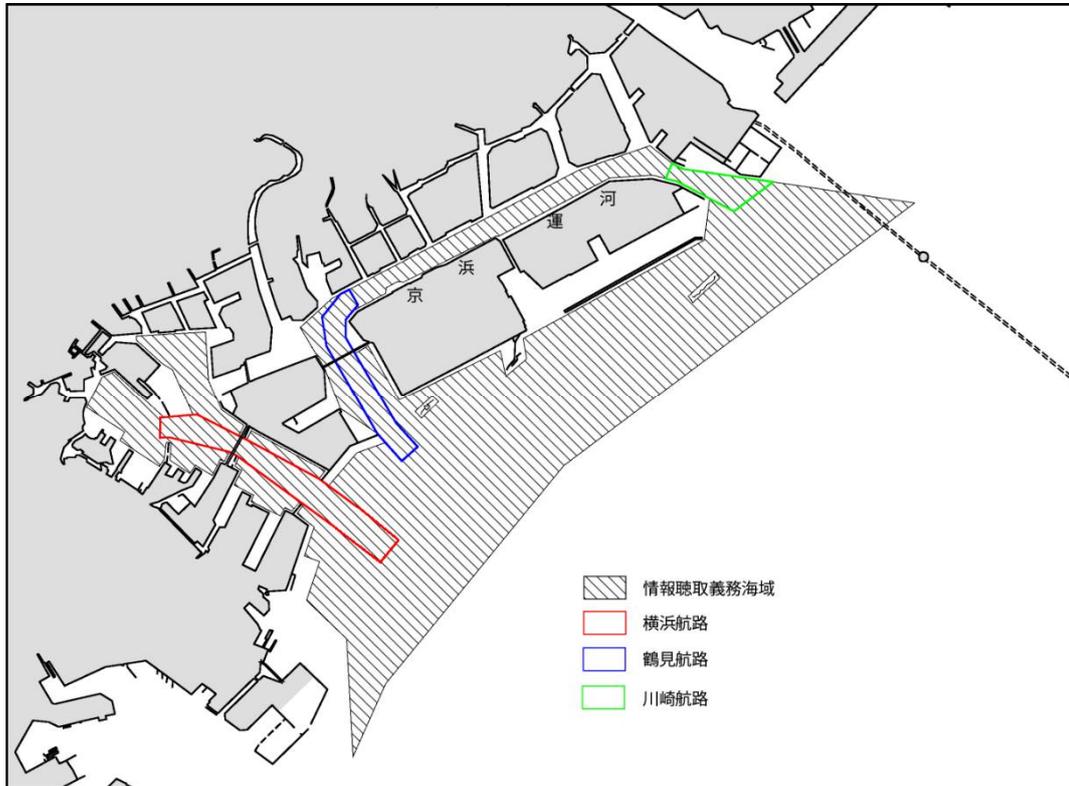
適用	要 約
停泊の制限 (港則法施行規則第 25 条)	京浜港において、はしけを他の船舶の船側に係留するときは、次の制限に従わなければならない。 (1) 及び(2) 京浜港東京区の港則、停泊の制限の項 (191 ページ) 参照 (3) 川崎第 1 区及び横浜第 4 区においては、2 縦列を超えないこと。
びよう泊等の制限 (港則法施行規則第 26 条)	船舶は、川崎第 1 区及び横浜第 4 区においては、次に掲げる場合を除いては、びよう泊し、又はえい航している船舶その他の物件を放してはならない。 (1) 海難を避けようとするとき。 (2) 運転の自由を失ったとき。 (3) 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。 (4) 港則法第 31 条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。
えい航の制限 (港則法施行規則第 27 条)	船舶は、京浜港において、汽艇等を引くときは、港則法施行規則第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、次の制限に従わなければならない。 (1) 京浜港東京区の港則、えい航等の制限の項 (191 ページ) 参照 (2) 川崎区第 1 区及び横浜区第 4 区において貨物等を積載した汽艇等を引くときは、午前 7 時から日没までの間は、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが 150m を超えないこと。
特定航法 (港則法施行規則第 27 条の 3)	1 船舶は、川崎第 1 区及び横浜第 4 区においては、他の船舶を追い越してはならない。ただし、船舶は、川崎第 1 区及び横浜第 4 区において、周囲の状況を考慮し、次の各号のいずれにも該当する場合には、他の船舶を追い越すことができる。 (1) 当該他の船舶が自船を安全に通過させるための動作をとることを必要としないとき。 (2) 自船以外の船舶の進路を安全に避けられるとき。 2 総トン数 500t 以上の船舶は、京浜運河を通り抜けてはならない。 3 総トン数 1,000t 以上の船舶は、塩浜信号所から 239.5° 1,100m の地点から 152° に東扇島まで引いた線を越えて京浜運河を西行してはならない。 4 総トン数 1,000t 以上の船舶は、京浜運河において、午前 6 時 30 分から午前 9 時までの間は、船首を回転してはならない。
航行に関する注意 (港則法施行規則第 28 条)	京浜運河から他の運河に入航し、又は他の運河から京浜運河に入航しようとする汽船は、京浜運河と当該他の運河との接続点の手前 150m の地点に達したときは、汽笛又はサイレンをもって長音 1 回を吹き鳴らさなければならない。
(港則法施行規則第 29 条)	1 総トン数 5,000 t (油送船にあつては、総トン数 1,000 t) 以上の船舶は、鶴見航路又は川崎航路を航行して川崎第 1 区又は横浜第 4 区に入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近で、川崎第 1 区又は横浜第 4 区を出航して鶴見航路又は川崎航路を航行しようとするときはそれぞれ境運河前面水域又は東扇島 26 号岸壁前面水域で汽笛又はサイレンをもって長音を 2 回吹き鳴らさなければならない。 2 及び 3 京浜港東京区の港則、航行に関する注意の項 (191 ページ) 参照 4 総トン数 1,000 t 以上の船舶は、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して入航し、又は川崎第 1 区及び横浜第 4 区において移動し (京浜運河以外の水域内において移動するときを除く。) 若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。) を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。 5 長さ 160m (油送船にあつては、総トン数 1,000 t) 以上の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。) を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。 6 前 2 項から前項までの事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。 (参考) 港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (1) 当該船舶名称 (2) 当該船舶の総トン数及び長さ

第 37 図 京浜港横浜区進路表示信号図【図の差し替え】



第 40 図 京浜港（横浜区・川崎区）における情報聴取義務海域図（非常災害時を除く）

【図の差し替え】



船舶の交通の制限等（港則法第 38 条、同法施行規則第 20 条の 2） 港長は、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるお
5 それがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当
該水路を航行する予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運
航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

港長が提供する情報の聴取（港則法第 41 条、同法施行規則第 20 条の 3） 港長は、特定船舶（第 40 図、
第 28 図（161 ページ）参照）に示す港則法による適用海域を航行する汽艇等を除く総トン数 500 t を超える
10 船舶をいう。）に対し、VHF 無線電話により、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶
の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するた
めに当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供する。特定船舶は第 40 図、第 28 図に
示す港則法による適用海域を航行する間、港長が提供する情報を聴取しなければならない。

航法の遵守及び危険の防止のための勧告（港則法第 42 条、同法施行規則第 20 条の 5） 港長は、特定船
15 舶に対し、航法の遵守及び危険の防止のため必要があると認められるときには、VHF 無線電話その他の適切
な方法により、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

航路外での待機指示（港則法第 14 条の 2 同法施行規則第 8 条の 2） 横浜航路において、船舶の円滑
な航行を妨げる停留その他の行為をしている船舶と航路を航行する長さ 50m 以上の他の船舶（総トン数 500
t 未満の船舶を除く。）との間に安全な間隔を確保することが困難となる場合、京浜港長は、当該危険を防
20 止するため必要な間、航路外での待機を指示することがある。指示は、VHF 無線電話その他の適切な方法によ
り行われる。

錨泊禁止 横浜航路東口から南東方約 1M まで及び、鶴見航路南口から南東方約 0.6M に至る間に錨泊禁

止区域がある。(第 41 図、212 ページ参照)

航泊制限 危険物荷役専用栈橋において液化ガス(液化石油ガス及び液体アンモニア、プロピレンなど)積載船が荷役中は、危険であるから一般船舶は該船舶から 30m以内を航行又は停泊してはならない。また、火粉止めの装置のない船舶、裸火を使用している船舶並びに火気管理不十分な船舶は、港内石油製品取扱所(製油所・油槽所など)及び同所各栈橋に接岸荷役中の船舶の周辺 30m以内を航行、又は同水域内で停泊若しくは作業をしてはならない。

航行制限 鶴見航路、川崎航路及び京浜運河における航行は、昼間総トン数 1,000 t 以上の船舶は原則として鶴見航路から入航し、川崎航路から出航する一方通行となっている。

ただし、総トン数 5,000 t (京浜運河第 4 区及び大師運河への入航については総トン数 1,000 t) 以上の船舶、油送船及び港長の認めた船舶は、京浜運河第 3 区以東の管制区及び枝運河に限り川崎航路から入航し、また、京浜運河第 2 区以西の管制区及び枝運河に限り、鶴見航路から出航できる。

錨地 検疫錨地は、横浜区第 3 区の横浜航路北側及び川崎区第 2 区の東扇島南東方にある。また、危険物積載船錨地は、横浜区第 3 区、第 5 区及び川崎区第 2 区に指定されている。(第 41 図、212 ページ参照)

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
金沢木材ふ頭	35° 22.4' N 139° 39.2' E	187	12	15,000×1	在来船バース 耐震岸壁	
南本牧ふ頭	MC1	35° 24.2' N 139° 40.8' E	350	16	105,000×1	コンテナターミナル ガントリークレーン
	MC2	35° 24.1' N 139° 40.7' E	350	16	105,000×1	
	MC3	35° 24.0' N 139° 41.0' E	400	18	158,000×1	
	MC4	35° 23.9' N 139° 40.8' E	500	18	158,000×1	
本牧ふ頭	A 突堤基部	35° 26.6' N 139° 39.9' E	100	5.5	2,000×1	内航船バース
	A1~3	35° 26.8' N 139° 40.0' E	200×3	8.5~10	15,000×3	在来船バース
	A5・6	35° 26.9' N 130° 40.4' E	300×2	12~13	35,000×2	コンテナターミナル ガントリークレーン
	A7・8	35° 26.6' N 139° 40.2' E	250×2	12	25,000×2	ガントリークレーン
	B1	35° 26.4' N 139° 40.3' E	200	10	15,000×1	在来船バース
	B2~4	35° 26.6' N 139° 40.4' E	200×3	11	15,000×3	
	BC1	35° 26.5' N 139° 40.7' E	390	16	60,000×1	専用コンテナバース ガントリークレーン 耐震岸壁
	C5~9	35° 26.2' N 139° 40.7' E	200×5	13	15,000×5	コンテナバース
	D1	35° 26.0' N 139° 40.8' E	400	13	40,000×1	
	D4	35° 26.3' N 139° 41.0' E	400	16	40,000×1	専用コンテナバース
	D5	35° 26.4' N 139° 41.1' E	300	16	60,000×1	耐震岸壁
	新建材 1号	35° 25.6' N 139° 41.0' E	185	10	12,500×1	建材専用バース
	新建材 2号		145	9	5,000×1	
山下ふ頭	1号	35° 26.8' N 139° 39.2' E	180	10	15,000×1	在来船バース
	2号	35° 26.9' N 139° 39.3' E	200	12	20,000×1	
	3号	35° 27.0' N 139° 39.4' E	220	12	25,000×1	
	4号	35° 27.0' N 139° 39.5' E	180	10	15,000×1	
	5号	35° 27.0' N 139° 39.6' E	180	10	15,000×1	
	6~8号	35° 26.9' N 139° 39.7' E	180×3	10	15,000×3	
	9・10号	35° 26.9' N 139° 39.9' E	180×2	10	15,000×2	
大栈橋ふ頭	A・B	35° 27.1' N 139° 38.9' E	225×2	12	30,000×2	公共客船バース
	C	35° 27.2' N 139° 38.9' E	350	11	30,000×1	
	D	35° 27.1' N 139° 38.8' E	100	10	30,000×1	

新港ふ頭	5号	35° 27.3' N 139° 38.6' E	202	7	10,000×1	在来船バース
	8号	35° 27.4' N 139° 38.6' E	145	8.5	10,000×1	
	9号	35° 27.4' N 139° 38.5' E	340	9.5	70,000t×1	
山内ふ頭		35° 27.9' N 139° 38.2' E	130	6.5~7.5	5,000×1	在来船バース 耐震岸壁
瑞穂ふ頭岸壁		35° 28.2' N 139° 39.3' E	170	10	10,000×1	在来船バース
出田町ふ頭	A・B	35° 28.6' N 139° 38.8' E	135×2	6~6.5	5,000×2	在来船バース
	C・D	35° 28.6' N 139° 39.0' E	123×2	6~8	5,000×2	
大黒ふ頭	C1・2	35° 28.1' N 139° 40.8' E	300×2	12~13	35,000×2	多目的ターミナル
	C3	35° 27.5' N 139° 41.6' E	350	15	54,500×1	コンテナターミナル
	C4	35° 27.6' N 139° 41.8' E	350	15	57,500×1	
	L1・2	35° 28.2' N 139° 41.1' E	200×2	10	15,000×2	外貨定期船ターミナル
	L3・4	35° 28.3' N 139° 41.4' E	200×2	10	15,000×2	
	L5~7	35° 28.0' N 139° 41.2' E	200×3	12	15,000×3	
	L8	35° 27.8' N 139° 41.6' E	200	12	15,000×1	内航船バース
	P1・2	35° 27.6' N 139° 40.5' E	130×2	7.5	5,000×2	
	P3	35° 27.5' N 139° 40.7' E	130	7.5	5,000×1	
	P4	35° 27.4' N 139° 41.7' E	130	5.5~12	5,000×1	多目的バース
	T1・2	35° 27.7' N 139° 41.4' E	240×2	12	30,000×2	外貨定期船ターミナル
	T3~6	35° 27.3' N 139° 41.1' E	185×4	10	15,000×4	外貨不定期船バース
	T7・8	35° 27.2' N 139° 41.4' E	185×2	10	15,000×2	
T9	35° 27.4' N 139° 41.4' E	240	12	30,000×1	コンテナバース	
川崎市営ふ頭 (千鳥町)	1号岸壁	35° 30.9' N 139° 45.0' E	120	7.5	3,000×1	
	2号栈橋	35° 30.8' N 139° 45.0' E	172	9	10,000×1	
	3号栈橋	35° 30.7' N 139° 45.0' E	190	10	15,000×1	
	4号栈橋	35° 30.6' N 139° 45.1' E	220	9.5	15,000×1	
	5号栈橋	35° 30.5' N 139° 45.2' E	211	10	15,000×1	
	6号栈橋	35° 30.5' N 139° 45.3' E	209	10	15,000×1	
	7号栈橋	35° 30.6' N 139° 45.4' E	180	10	15,000×1	
東扇島岸壁	1・2号	35° 29.6' N 139° 45.6' E	各185	9.5	15,000×2	
	3・4号	35° 29.6' N 139° 45.8' E	各240	12	30,000×2	
	5・6号	35° 29.7' N 139° 46.1' E	各240	12	30,000×2	
	7・9号	35° 29.9' N 139° 46.5' E	各240	12	30,000×3	
	21~23号	35° 30.2' N 139° 45.4' E	各130	7.5	30,000×3	
	24・25号	35° 30.3' N 139° 45.8' E	各130	7.5	30,000×2	
	26~28号	35° 30.4' N 139° 45.9' E	各130	7.5	30,000×3	
	29~31号	35° 30.4' N 139° 46.1' E	各130	7~7.5	30,000×3	
A~D		35° 29.7' N 139° 45.5' E	270	4.5	700×4	
コンテナ岸壁1号		35° 29.3' N 139° 45.3' E	431	14	50,000×1	

上表のほか、横浜区、川崎区の各区内に会社専用の係留施設が多数ある。

シーバース

名称	概位	水深 (約m)	係船能力 (D/W)	備考
川崎シーバース	35° 28.0' N 139° 46.1' E	28	315,000	シーバース灯、レーダ反射器付大型係船浮標、半径300m円内海域には、錨鎖が延びている。
東京ガス扇島 LNGバース	35° 27.7' N 139° 43.1' E	15~16	74,000	長さ約410m、中央にシーバース灯(本灯)がある。本灯の北北東、南西及び北西方に副灯が3基あり、同期している。

JERA 扇島 LNG バース	35° 28.2' N 139° 44.3' E	17	79,000	長さ 464m、中央タワーの両端にシーバース灯（本灯）が 2 基あり、この 2 基は同期している。本灯の南西及び北北東方に副灯が 2 基あり、本灯に同期している。
 扇島東シーバース	35° 29.2' N 139° 47.1' E	23.5~ 25	315,000	長さ 510m、中央にシーバース灯（本灯）、電気ホーン及びレーダ反射器があり、本灯の北西、北東及び南西方に副灯が 5 基ある。
 扇島西シーバース	35° 29.0' N 139° 46.9' E	23~24	120,000	長さ 385m、中央にシーバース灯（本灯）、ダイヤフラムホーン及びレーダ反射器があり、本灯の西南西、西、東北東及び北東方に副灯が 7 基あり、本灯に同期している。

第 41 図 京浜港（横浜区・川崎区）における錨地図【図の差し替え】



錨泊禁止区域	
錨泊禁止区域 (京浜港横浜区第五区)	
次の 4 地点により囲まれる区域	
(1)	35° 26′ 34.0″ N 139° 42′ 07.7″ E (横浜航路第 2 号灯標)
(2)	35° 25′ 39.1″ N 139° 43′ 38.5″ E (港界上)
(3)	35° 25′ 23.1″ N 139° 43′ 22.6″ E (港界上)
(4)	35° 26′ 19.4″ N 139° 41′ 49.9″ E (横浜航路第 1 号灯標)
錨泊禁止区域 (京浜港横浜区第三区)	
次の 4 地点により囲まれる区域	
(1)	35° 27′ 06″ N 139° 42′ 45″ E (鶴見第 1 号灯標)
(2)	35° 27′ 16″ N 139° 42′ 59″ E (鶴見第 2 号灯標)
(3)	35° 26′ 52″ N 139° 43′ 26″ E
(4)	35° 26′ 36″ N 139° 43′ 19″ E

大型船用錨地の位置及び区域	
錨地名	KL 大型船用 (VLCC 等以外)
次の 4 地点により囲まれる区域	
(1)	35° 27′ 03″ N 139° 45′ 02″ E
(2)	35° 28′ 33″ N 139° 47′ 28″ E
(3)	35° 27′ 56″ N 139° 48′ 01″ E
(4)	35° 26′ 36″ N 139° 45′ 47″ E
錨地名	YL1 大型船用 (VLCC 等の予備錨地 YL3 と併用)
35° 26′ 59″ N 139° 44′ 29″ E の地点を中心とする半径 575m の円内	
錨地名	YL3 大型船用 (VLCC 等以外)
次の 6 地点により囲まれる区域	
(1)	35° 26′ 01″ N 139° 43′ 02″ E
(2)	35° 26′ 33″ N 139° 43′ 22″ E
(3)	35° 26′ 48″ N 139° 43′ 42″ E
(4)	35° 27′ 23″ N 139° 44′ 27″ E
(5)	35° 26′ 36″ N 139° 45′ 47″ E
(6)	35° 25′ 30″ N 139° 43′ 54″ E
錨地名	YL4 大型船用 (VLCC 等以外)
次の 6 地点により囲まれる区域	
(1)	35° 25′ 06″ N 139° 41′ 43″ E
(2)	35° 25′ 19″ N 139° 42′ 36″ E
(3)	35° 25′ 43″ N 139° 42′ 51″ E
(4)	35° 25′ 17″ N 139° 43′ 32″ E
(5)	35° 24′ 58″ N 139° 42′ 57″ E
(6)	35° 24′ 27″ N 139° 42′ 30″ E

錨地名	YK1	危険物積載タンカー用
次の 4 地点により囲まれる区域		
(1)	35° 27' 55" N 139° 43' 12" E	(3) 35° 27' 54" N 139° 44' 05" E
(2)	35° 28' 19" N 139° 44' 08" E	(4) 35° 27' 34" N 139° 43' 53" E
錨地名	YK2	危険物積載タンカー用 (予備錨地)
35° 27' 38" N 139° 43' 31" E の地点を中心とする半径 200m の円内		
錨地名	YK3	危険物積載タンカー用 (予備錨地)
35° 27' 31" N 139° 43' 19" E の地点を中心とする半径 170m の円内		
錨地名	K1	一般貨物船、一般タンカー用
次の 5 地点により囲まれる区域		
(1)	35° 29' 23" N 139° 47' 56" E	(4) 35° 27' 56" N 139° 48' 01" E
(2)	35° 28' 50" N 139° 48' 33" E	(5) 35° 28' 33" N 139° 47' 28" E
(3)	35° 28' 15" N 139° 48' 33" E	
錨地名	K2	一般貨物船、一般タンカー用
次の (1) 地点から (4) 地点までを順に結んだ線及び (4) 地点から (5) 地点までは検疫錨地外周に沿った線並びに (5) 地点から (7) 地点を順に結んだ線で囲まれる区域		
(1)	35° 29' 35" N 139° 46' 58" E	(5) 35° 28' 39" N 139° 46' 36" E
(2)	35° 29' 24" N 139° 47' 06" E	(6) 35° 28' 33" N 139° 46' 23" E
(3)	35° 29' 11" N 139° 46' 37" E	(7) 35° 29' 09" N 139° 45' 59" E
(4)	35° 29' 00" N 139° 46' 44" E	
錨地名	Y1	危険物積載タンカー以外の船用
次の 5 地点により囲まれる区域		
(1)	35° 26' 49" N 139° 41' 44" E	(4) 35° 26' 33" N 139° 43' 22" E
(2)	35° 27' 11" N 139° 42' 07" E	(5) 35° 26' 01" N 139° 43' 02" E
(3)	35° 27' 19" N 139° 42' 31" E	

錨地名	Y2	危険物積載タンカー以外の船用
次の 5 地点を順に結んだ線で囲まれる区域		
(1)	35° 27' 10" N 139° 43' 17" E	(4) 35° 27' 23" N 139° 44' 27" E
(2)	35° 27' 34" N 139° 43' 53" E	(5) 35° 26' 48" N 139° 43' 42" E
(3)	35° 27' 54" N 139° 44' 05" E	

その他の船用錨地の位置及び区域		
錨地名	ON	沖荷役船用
35° 27' 22" N 139° 45' 01" E の地点を中心とする半径 450m の円内		
錨地名	N4	沖荷役船用
35° 22' 29" N 139° 41' 06" E の地点を中心とする半径 450m の円内		
錨地名	TK	タンククリーニング船用
35° 21' 52" N 139° 41' 08" E の地点を中心とする半径 650m の円内		

シーバース離着岸時に利用される水域		
シーバース水域	S1	東京ガス扇島 LNG バース
35° 27' 32" N 139° 43' 18" E の地点を中心とする半径 520m の円内		
シーバース水域	S2	JERA 扇島 LNG バース
次の (1) 地点から (2) 地点を順に結んだ線と 35° 28' 00" N 139° 44' 34" E の地点を中心とする 620 m の円の外周に囲まれた		
(1)	35° 28' 18" N 139° 44' 46" E	(2) 35° 27' 44" N 139° 44' 52" E
シーバース水域	S3	川崎シーバース
35° 28' 01" N 139° 46' 05" E の地点を中心とする半径 600m の円内		
シーバース水域	S4	ENEOS 扇島シーバース
次の (1) 地点から (5) 地点を順に結んだ線及び (5) 地点から (6) 地点までは 35° 28' 47" N 139° 47' 09" E の地点を中心とする半径 620m の円の外周並びに (6) 地点から (1) 地点までは検疫錨地外周に沿った線に囲まれた区域		
(1)	35° 28' 59" N 139° 46' 44" E	(4) 35° 29' 23" N 139° 47' 55" E
(2)	35° 29' 03" N 139° 46' 56" E	(5) 35° 28' 33" N 139° 47' 26" E
(3)	35° 29' 37" N 139° 47' 24" E	(6) 35° 28' 45" N 139° 47' 26" E

架橋・架空線

名 称	概 位	桁下高 (m)	備 考
横浜ベイブリッジ	35° 27.3' N 139° 40.5' E	53~56	斜長橋、横浜航路
大黒大橋	35° 28.1' N 139° 40.6' E	16~19	斜長橋、横浜第3区
鶴見つばさ橋	35° 28.3' N 139° 42.0' E	49	斜長橋、鶴見航路
扇島大橋	35° 29.4' N 139° 44.3' E	15	斜長橋
架空線 (電力)	35° 29.9' N 139° 42.9' E	高さ 44~39	田辺運河中央部 (2本)
架空線 (電力)	35° 31.0' N 139° 46.0' E	高さ約 49	大師運河南部

5 台風・津波等対策 横浜区・川崎区では異常気象等による事故を未然に防止するため京浜港台風対策協議会及び京浜港船舶津波対策協議会を設置し、在港船舶などに対し、台風・津波情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の台風・津波災害防止措置を指導している（問合せ先：横浜海上保安部又は川崎海上保安署）。

10 走錨に起因する海難事故防止 京浜港（横浜区・川崎区）においては、最大瞬間風速 13m/s 以上で走錨に起因する事故が多く発生していることから、在港錨泊船は、走錨による事故が多発している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるよう以下の事項を遵守すること。

- 1 最新の気象情報の入手に努めること。
- 2 在港錨泊船は、他船、陸岸及び灯標との十分な距離を確保し、VHF16ch を常時聴取するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、要すれば機関のスタンバイ等を行い、嚴重な走錨海難防止対策を講じること。
- 3 AIS 装備船については、AIS を常時作動させること。
- 4 自船及び他船の走錨監視等の常時適切な見張り励行に努めること。
- 5 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。
- 6 係留船舶は、係留索の増強、保船要員の増員等を行い、十分な保船対策を講じること。

20

走錨対策強化海域（第 42 図参照） 京浜港（横浜・川崎区）及び付近海域は底質があまり良くなく、走錨に起因する事故が多発しているため、東京ガス LNG バース及び JERA 扇島 LNG バースを中心とした 2M の海域において、京浜港横浜・川崎区に台風の接近等による荒天が予想される場合は、国際 VHF16ch の聴取、船橋当直の増員、走錨の早期検知及び早期解消等の走錨対策強化に関する勧告及び高乾舷船、積荷積載率 10%以下の船舶に対する錨泊自粛勧告等がなされる。

走錨対策強化海域は、次の海域となっている。

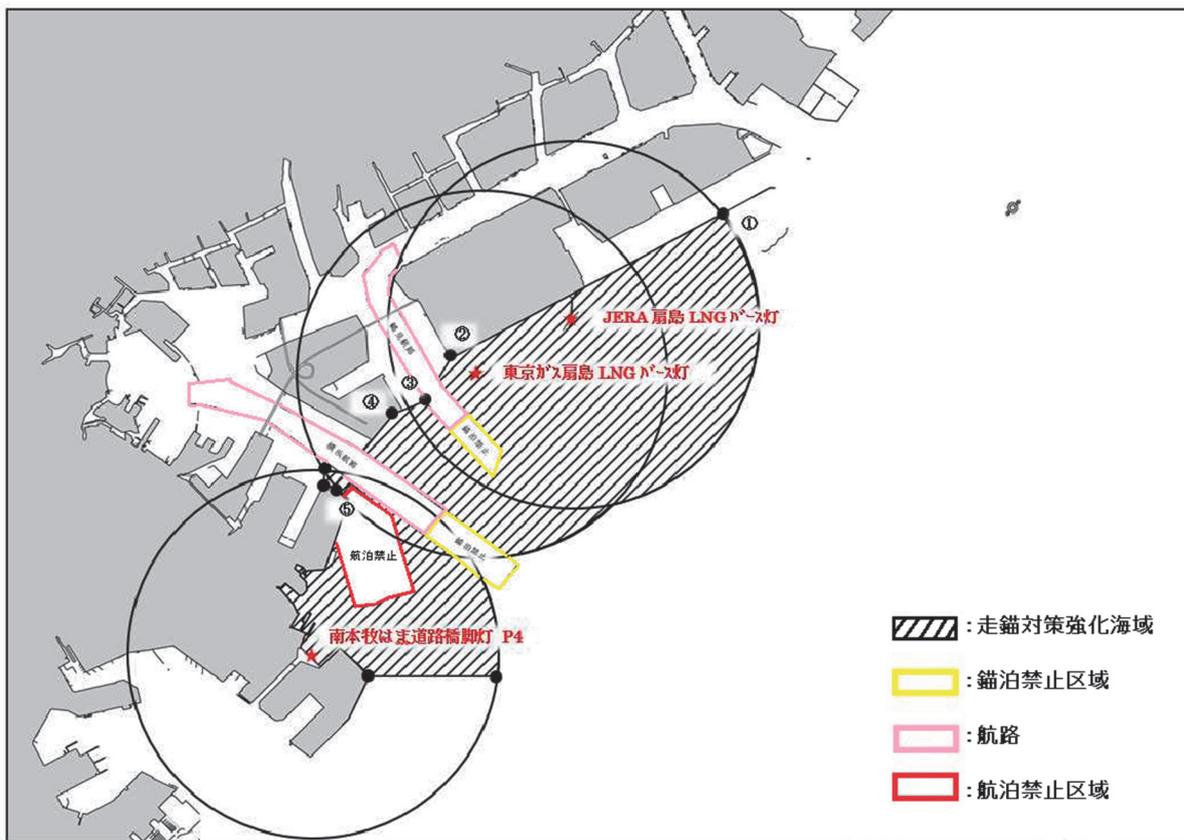
1 東京ガス扇島 LNG バース灯 (35° 27' 43" N 139° 43' 08" E) 及び JERA 扇島 LNG バース灯 (35° 28' 15" N 139° 44' 20" E) を中心とする半径 2M の円内海面のうち、次の①から⑤の地点までを順次結んだ線以南の海面。ただし、横浜航路及び鶴見航路並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

- ① 35° 29' 25" N 139° 46' 19" E (東扇島防波堤)
- ② 35° 27' 52" N 139° 42' 46" E (J F E スチール東日本製鉄所扇島護岸)
- ③ 横浜大黒防波堤東灯台 (35° 27' 24" N 139° 42' 25" E)
- ④ 35° 27' 16" N 139° 42' 02" E (大黒ふ頭先端緑地護岸)
- ⑤ 35° 26' 29" N 139° 41' 14" E (本牧ふ頭防波堤)

2 南本牧はま道路橋脚灯 P4 (35° 24' 39" N 139° 40' 57" E) を中心とする半径 2M の円内海面のうち、南本牧ふ頭東端 (35° 24' 27" N 139° 41' 43" E) から真方位 90 度に引いた線、南本牧はま道路、本牧ふ頭 D 突堤北端 (35° 26' 31" N 139° 41' 07" E) から真方位 0 度に引いた線及び陸岸で囲まれる海面。ただし、横浜航路及び京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。

また、走錨対策強化海域に関する勧告が発出された場合、京浜港横浜区・川崎区に錨泊する総トン数 500 t 未満の船舶は、横浜海上保安部に「錨泊位置」及び「連絡手段」等を通報するよう指導している。

第 42 図 京浜港（横浜区・川崎区）走錨対策強化海域【図の差し替え】



港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
よこすかポートラジオ	ch16/11,12,14,18,20,22	常時	046-841-0369	東洋信号通信社受託局

水先 東京湾水先区水先人会に要請する。(第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照)

航法 浦賀水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路西側の境界線を横切って、横須賀港の港域に入ろうとする船舶及び横須賀港の港域外に出て、浦賀水道航路を横断して中ノ瀬航路に入ろうとする船舶は、海上交通安全法施行規則第 6 条の行先の表示をしなければならないので注意を要する。(第 22 図、151 ページ参照)

航泊制限 港内における火災事故防止のため、一般船舶は停泊中の引火性危険物積載船から 30m の海面に立ち入ってはならない。なお、停泊中の上記船舶は、夜間でも容易に視認できる「引火性危険物積載中」の垂れ幕を掲げている。(横須賀港長公示第 2-5 号(令和 2 年 7 月 31 日))

非常災害発生時における措置 (港則法第 44 条、第 45 条、同法施行規則第 20 条の 7) この港は指定港となり、海上交通安全法に規定する非常災害発生周知措置(航法 10 非常災害発生時における措置 163 ページ参照)がとられたときは、海上保安庁長官により、船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を指定港内にある船舶に対し周知する措置(指定港非常災害発生周知措置)がとられる。

海上保安庁長官は、指定港内船舶(指定港内にある長さ 50m 以上の船舶をいう。)に対し、VHF 無線電話により、非常災害の発生に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報を提供する。指定港内船舶は、指定港非常災害発生周知措置がとられたときは、指定港非常災害解除周知措置がとられるまでの間、海上保安庁長官が提供する情報を聴取しなければならない。

非常災害発生周知措置がとられた際は、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、東京湾への入湾制限、航行制限、退去命令、移動命令などの措置がとられる場合がある。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
横須賀海上保安部(港長)	046-861-8374	横浜検疫所横須賀・三崎出張所	横浜検疫所(本所) 045-201-4456 へ連絡
横浜税関横須賀税関支署	046-861-1281	横須賀市みなと振興部	046-822-8435

第 1 区～ 第 4 区 (海図 W1083)

概要 横須賀本港は、吾妻島東側の湾入部(第 1 区)で、その奥部及び南東方に横須賀市の主市街がある。長浦は、吾妻島を隔てて横須賀本港の西隣にある湾入部(第 2 区)で、その西奥部に入れば、各方向の風に対して安全である。

目標

地物名	概位	備考
2 クレーン	35° 19.5' N 139° 39.5' E	門型、赤白塗、顕著。造船所構内
無線塔	35° 17.5' N 139° 40.2' E	高さ 65m、赤白塗(泊町所在)

航泊禁止 第 3 区の横須賀港第 5 号灯浮標南方に航泊禁止区域（海上自衛隊の艦船を除く）があり、同区域内には、多数の係船用ドルフィンがある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
新港ふ頭	1・2号栈橋	35° 17.1' N 139° 40.6' E	180	5.5	2,000×2
	3号栈橋	35° 17.1' N 139° 40.7' E	130	7.5	5,000×1

上表のほか、小型船が利用する物揚場、栈橋がある。また、会社、海上自衛隊及び米軍の各専用の係船施設がある。

5 **入港上の注意** 住友重機械工業(株)横須賀製造所(35° 19.5' N 139° 39.5' E)東側の東北防波堤及び東防波堤は、一部破損しており、干出となる部分がある。

係船浮標 第 1 区、第 2 区に多数の係船浮標がある。

錨地 検疫錨地は、東北防波堤北東側の第 4 区内にあり、危険物積載船錨地は第 4 区に指定されている。

10 **台風・津波対策** この港では大規模な海難及び海上災害を未然に防止するため横須賀地区海上災害等対策協議会を設置し、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒態勢・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：横須賀海上保安部）。

引船・通船 引船・通船がある。

補給 長浦で清水の補給ができる。

修理

造船所名	電話番号	備 考
住友重機械工業(株)横須賀製造所	046-869-1846	
京浜ドック(株)追浜工場	046-865-3141	

15 **医療施設**

名 称	電話番号	備 考
横須賀共済病院	046-822-2710	

第 3 章 本州南岸

(東京湾及び付近を除く)

5 第 1 節 劔崎～石廊崎 (海図 W80)

概要 劔崎～石廊崎間の沿岸と大島との間が相模灘で、その北部に相模湾がある。

相模湾沿岸は一般に岸近くまで深水で、初島及び神子元島周辺を除いては、距岸 1.5M 以遠には険礁がなく、水深 20m 以上である。ただし、相模灘沿岸には多数の定置網が設置されているため、接近すると危険である。

近年、この海域では大型海洋生物（クジラ）が、よく目撃されている。

大型船の安全な泊地は皆無で、夏季には土用波の襲来が多い。

伊豆半島の大部分は、富士箱根伊豆国立公園に指定され、沿岸一帯は温泉が多く、著名な行楽地である。

気象 劔崎付近では、一般に冬季の北西季節風が卓越するときでも風向は地形の影響を顕著に受けて、北又は北東寄りで風も比較的弱く、気候は温暖である。

夏季は、南西又は西寄りの風が吹くが、海陸風が発達するので比較的涼しい。

相模灘では、一般に冬、春の両季には北風が、夏季には南～南西風が多く、秋季に入ると北～北東風が多い。風は通常冬季に強く、夏季に弱い。

神子元島付近の気象は、相模灘と遠州灘との境界に位置するので、両方の気象の影響を受けて変化しやすく、突然、南西の強風が北東の強風に変わったり、又はその逆に変わったりすることがある。これらの強風と強い海潮流のため、この付近の海上は、激しい波浪を起こすことがある。

石廊崎付近では、冬季には西風、夏季には東風が圧倒的に多い。

霧 夏季の風の弱い夜半又は早朝に発生しやすい。6、7 月が最も多く、4 月がこれに次ぐ。

神子元島付近では、上げ（下げ）潮流は西（東）方へ流れ、大潮期に東方へ流れるときは、海流の影響を受け、流速は 3kn 以上に達することがある。

劔崎～城ヶ島 (海図 W92、W1062)

概要 三浦半島南岸に位置するこの間の海岸は、屈曲の多いがけ海岸である。沿岸一帯には岩礁が多いが、距岸 0.5M 以遠は、水深 20m 以上である。城ヶ島北側に三崎港がある。

航行上の注意 この海域の沿岸部には、定置網が設置されているため接近すると危険である。

城ヶ島南方 1M 付近には、周年遊漁船が多い。

目標

地物名	概 位	備 考
城ヶ島	35° 08.0' N 139° 37.2' E	高さ 30m の平らな台形の島
安房崎	35° 07.7' N 139° 37.8' E	城ヶ島の東端、 崎頂 に安房崎灯台がある。
長津呂《ナガトロ》崎	35° 08.1' N 139° 36.5' E	城ヶ島の西端、 崎頂 に城ヶ島灯台がある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
-7m岸壁	35° 08.5' N 139° 36.6' E	延長 215	6~7		
-6m岸壁	35° 08.5' N 139° 36.8' E	延長 290	5~6		
-5m岸壁	35° 08.4' N 139° 36.8' E	90	5		
宮城係船岸壁	35° 08.4' N 139° 36.9' E	55	4		
-6m岸壁		100	4		
1号魚揚岸壁		155	3.5		
2号魚揚岸壁		190	5.5~6		
花暮1号出漁準備岸壁	35° 08.4' N 139° 37.0' E	150	3.5~4.5		
花暮2号出漁準備岸壁	35° 08.3' N 139° 37.1' E	145	3.5~4.5		
城ヶ島1号係船岸壁	35° 08.2' N 139° 36.9' E	360	6		両端に浅所がある。
城ヶ島4号係船岸壁	35° 08.1' N 139° 37.5' E	205	4		北西端は浅い。
二町谷岸壁-10m岸壁	35° 08.6' N 139° 36.5' E	226	9~10		
二町谷岸壁-8m岸壁	35° 08.7' N 139° 36.4' E	296	7.5~8		

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
横浜税関横須賀税関支署 三崎監視署	046-881-6641	横浜検疫所横須賀・三崎出張所	横浜検疫所（検疫衛生課）へ連絡 045-201-4456
神奈川県東部漁港事務所	(漁港課) 046-882-1232		

補給 清水、燃料油及び氷の補給はできるが、城ヶ島係船岸壁での給水は困難である。給油船がある。

5

修理

造船所名	電話番号	備 考
新潟造船所(株)三崎工場	046-881-7181	

医療施設

名 称	電話番号	備 考
三浦市立病院	046-882-2111	

相模湾（海図 W1078、W92）

概要 相模湾は、城ヶ島とその西方約 22Mの真鶴岬との間にある大きな開湾である。

10 湾の東岸の三浦半島西岸は、出入りが多くおおむねがけ海岸で、所々に砂浜があり、前面には陰礁が多い。

湾奥の北岸は一連の砂浜で、姥島付近のほかに陰礁はない。

湾の西岸は、真鶴岬が突出するほかは出入りが少なく、おおむね石浜である。

湾内は一般に深水で、ことに西半分は岸近くまで深く、小田原付近では 200m等深線が距岸わずか 900mの所にある。

15 湾奥、特に小田原付近は、台風の襲来する数日前からうねりが海岸に到達し、台風の中心が湾を通過する

金洲ノ瀬《カネスノセ》 御前埼の南南東方約 17M にあり、最小水深は 50m である。

御前埼～金洲ノ瀬及び石花海付近の水深の変化は、測深航行に利用できる。

針路法 (第 44 図、236 ページ参照)

5 ここには、石廊埼沖から清水港に至る針路法を記載する。なお、御前埼方面から清水港に至る針路法は、第 2 編航路記 第 2 章東京湾～豊後水道 (49 ページ) に記載してある。

1 神子元島灯台の南東方約 4M の所から針路 270° で進み、石廊埼灯台を 000° に見て針路 310° に変針する。

2 波勝岬灯台 (34° 41.4' N 138° 44.5' E) を 040° に見て針路 345° に変針し、清水灯台の東方約 2 M の所に至る。

10 **注意**

1 石廊埼、三ツ石埼、波勝岬などの付近では、陸のほうに圧流される傾向がある。

2 御前埼付近は、岩礁が散在し潮流の強いことがあるので、あまり接近して航行してはならない。

御前埼～御前岩灯台間は、多数の暗礁があり危険であるので、通航してはならない。

御前岩灯台 (34° 35.9' N 138° 15.6' E) を 1M 以上離れた方がよい。

15 3 濃霧のため、海岸に並ぶ松林を見て焼津港付近と三保埼付近を誤認し、また、高草山 (34° 54' N 138° 19' E、高さ 501m) と有度山 (34° 58' N 138° 28' E、高さ 307m) はともに地形が似ているため、高草山と有度山を見誤ることがある。

駿河湾東岸 (海図 W82、W84、W1075)

20 **概要** 石廊埼～大瀬埼の間は、山地が海に迫って険しいがけ海岸が多い。海岸線は屈曲が多く、小湾が多い。駿河湾東岸沿岸は一般に深水であるが、距岸 0.7M 以内、特に海岸近くには険礁が多い。

目標

地物名	概位	備考
鯉島	34° 36.0' N 138° 49.6' E	高さ 26m、2 頂の黒色不毛の岩小島で、顕著
三ツ石埼	34° 37.4' N 138° 47.7' E	高さ 202m の鋭頂の埼、海岸は絶壁を成し、埼端付近に 3 突岩がある。
宇留井島	34° 40.4' N 138° 46.0' E	高さ 61m、岩がけの多い島で、頂上には雑木が茂っている。
波勝岬 《ハガチサキ》	34° 41.4' N 138° 44.5' E	南西方へ突出し、岬頂は高さ 254m で、錐のようにとがっており、松の木が茂って黒色を呈し、好目標。岬上に灯台がある。
田子島	34° 48.6' N 138° 44.7' E	2 個のとがった岩小島から成り、東の島 (高さ 29m) は西の島 (高さ 47m) より低く灯台がある。両島ともにかん木、雑草が茂っている。
御浜埼	34° 58.6' N 138° 46.0' E	松の木が茂った平らの低いサンドスピットで、西側に戸田灯台があり、非常に顕著。
達磨山	34° 57.3' N 138° 50.4' E	高さ 982m、戸田港に入るときの好目標。
江梨山	35° 00.6' N 138° 47.3' E	樹木のない鋭峰で高さ 440m、晴天の日に東方から駿河湾に入るときには波勝岬の西方 4～5M の所から、また、南方から来るときには御前埼を過ぎればすぐに視認することができ、内浦湾に入るときの好目標。
大瀬埼	35° 01.8' N 138° 47.3' E	北方へ突出し埼上には松の木が茂り、北端に灯台がある。

通信 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
たごのうらポートラジオ	ch16/12,11	常時	0545-33-0577	東洋信号通信社受託局

水先 田子の浦水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、12ページ参照)

針路法 港奥に田子の浦港導灯(35° 08.6' N 138° 41.4' E (前灯)、35° 08.7' N 138° 41.3' E (後灯)) 2灯一線(323.5°)があり、港内の水路(水深12m)の中央を導く。

入港上の注意 港口付近の出入港船の行会いを避けるため、出入港船相互間において、入港調整が行われている。入港に際しては、VHF 無線電話で東洋信号通信社田子の浦港事務所(TEL:0545-33-0577)から出港船の情報提供を受け、出港船が無い事を確認してから入港する。また、出港する際には、出港予定時刻を同事務所に連絡し、入港船がないことを確認してから出港する。

航泊制限 船舶の引火等による事故を防止するため、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海面は、一般船舶の立ち入りが禁止されている。

ただし、港長の許可を受けた船舶については、この限りでない。

なお、停泊中の上記船舶は夜間でも視認し得る「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
石油 ふ頭	1号岸壁	35° 08.4' N 138° 41.7' E	145	5.5~7	5,000×1
	2号岸壁	35° 08.5' N 138° 41.9' E	145	3.5~5.5	2,000×1
	3~5号ドルフィン	35° 08.5' N 138° 41.9' E	—	5~6	2,000×3
鈴川 ふ頭	1・2号岸壁	35° 08.6' N 138° 41.8' E	175	3.5~5.5	2,000×2
	3~5号岸壁	35° 08.6' N 138° 41.9' E	310	3~6	2,000×3
吉原 ふ頭	1号岸壁	35° 08.6' N 138° 41.7' E	167	7.5~8.5	10,000×1
	2号岸壁		125	5~7.5	5,000×1
中央 ふ頭	1号岸壁	35° 08.6' N 138° 41.5' E	240	10.5~11.5	30,000×1
	2号岸壁	35° 08.6' N 138° 41.4' E	240	12	30,000×1
	3・4号岸壁	35° 08.6' N 138° 41.3' E	250	5.5~8	5,000×2
富士 ふ頭	1号岸壁	35° 08.5' N 138° 41.3' E	240	9~10	12,000×1
	2号岸壁	35° 08.6' N 138° 41.2' E	135	4~9	5,000×1
	4号岸壁		115	4~6	3,000×1
	5号岸壁	35° 08.4' N 138° 41.4' E	120	7~10	5,000×1
	6号岸壁		130	7.5~9	5,000×1

15

注意 港内の沼川、潤井川両河口付近の水深は変化が大きいので、入港する船舶は、静岡県田子の浦港管理事務所や代理店等から最新の情報を入手する必要がある。

台風・津波対策 本港では台風・津波等による事故を未然に防止するため、田子の浦港台風・津波等対策協議会を設置し、在港船舶などに対し、台風・津波情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の台風・津波災害防止措置を実施している(問合せ先:清水海上保安部 **田子の浦分室**)。

20

清水港 (35° 01' N 138° 30' E) (海図 W89) (JP SMZ)



(2018年12月撮影)

港種 特定港、開港、検疫港、出入国港、家畜検疫の港、植物防疫の港

5 **概要** 駿河湾の北部西側にある。港域内は第1区～第3区に分かれ、航路が定められている。

港内は水深26m以下、底質は泥で錨かきが良く、航路付近には障害物もないので、駿河湾における最良の港であるとともに、最大の貿易港である。港口に外港防波堤及び三保防波堤がある。

10 **真埼** (35° 01.2' N 138° 30.9' E) と **清水港 ENEOS シーバース灯** (35° 01.4' N 138° 29.9' E) を結ぶ線から南方の海面は、特に静穏である。港奥の**弁天埼** (35° 00.3' N 138° 30.1' E) から内方を**折戸湾**という。

気象 年間を通じて最も多い風向は北東であるが、風速10m/s以上の強い風は東北東や南東の風が多く、特に、台風が本州の南西沖に停滞するときは、南西のうねりが港内に侵入する。

潮汐 この港における平均高高潮は1.4m、平均低低潮は0.3m、平均水面は0.95mである。

目標

地物名	概位	備考
著屋	35° 03.5' N 138° 26.9' E	高山の中腹高さ446m付近、白塗四角形建物、無線電信中継所
仏閣	35° 02.9' N 138° 30.8' E	清見寺

15

通信

港長 船舶と港長との間で、「よこはまほあん」を介しVHF無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
よこはまほあん YOKOHAMA COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	清水海上保安部	

港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
しみずボートラジオ	ch16/12,14,20	常時	054-369-6251	東洋信号通信社受託局

20

水先 清水水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、12 ページ参照)

航路 港口から第1区入口までの法定航路(長さ約2.7M、幅約200~300m、水深12~25m)があり、清水港導灯(34° 59.7' N 138° 29.9' E(前灯)、34° 59.6' N 138° 29.9' E(後灯))2灯一線(181.4°)がその中央を導く。

5 **入港上の注意** 真埼付近の航路上は、土、日曜日は通船等が多い。また、同じく土、日曜日の4~7m/sの風があるときは、ウインドサーフィン、ヨット等が多い。

清水港三保防波堤北灯台(35° 01.4' N 138° 31.5' E)及び清水港外港防波堤南灯台(35° 01.7' N 138° 31.2' E)は、夜間、陸上の灯火に紛れて見えにくいという。

10 **航泊制限** 引火事故を防止するため、一般船舶は港内に停泊中の引火性危険物積載船から30m以内の海面に立ち入ってはならない。

錨地 検疫錨地は、外港防波堤の東側にあり、荒天のときには真埼の南南西方で検疫を行う。危険物積載船錨地は、第3区に指定されている。

港湾施設

名 称		概 位	長さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考	
新興津ふ頭1・2号岸壁		35° 02.4' N 138° 31.1' E	700	15	60,000×2	外貿コンテナ用	
興 津	第1 ふ 頭	1~3号岸壁	35° 02.4' N 138° 30.8' E	556	9.5~10	15,000×3	水産品
		4・5号岸壁	35° 02.6' N 138° 30.7' E	181	3.5~6	2,000×2	鋼材、非金属
	第2 ふ 頭	6~9号岸壁	35° 02.4' N 138° 30.7' E	740	7~9.5	15,000×4	水産品用
		10号岸壁	35° 02.2' N 138° 30.7' E	168	6.5~7.5	5,000×1	水産品用
11・12号岸壁		35° 02.3' N 138° 30.6' E	440	11.5~12	30,000×2	水産品、紙パルプ	
袖 師 ふ 頭	第1 ふ 頭	13・14号岸壁	35° 02.5' N 138° 30.5' E	370	9.5~10	15,000×2	水産品
		1~4号岸壁	35° 02.6' N 138° 30.4' E	240	3.5~4	700×4	再利用資源、石灰石
		5号岸壁	35° 02.4' N 138° 30.4' E	135	7	5,000×1	
		6~8号岸壁	35° 02.2' N 138° 30.4' E	720	11~12	30,000×3	外貿コンテナ用
		9・10号岸壁	35° 01.9' N 138° 30.4' E	350	9	10,000×2	水産品用、木製品
		11号岸壁	35° 02.0' N 138° 30.3' E	240	12	30,000×1	非鉄金属、紙パルプ、木製品
	第2 ふ 頭	12~15号岸壁	35° 02.1' N 138° 30.2' E	520	6~7	5,000×4	鋼材
		16号岸壁	35° 02.0' N 138° 30.1' E	330	8.5~11	30,000×1	金属くず
		17号岸壁	35° 01.8' N 138° 30.0' E	165	9	10,000×1	石油製品
	江 尻 ふ 頭		18号岸壁	35° 01.9' N 138° 29.9' E	72	1.5~7.5	1,000×1
1~5号岸壁			35° 01.1' N 138° 29.6' E	497	5~5.5	3,000×5	水産品用、紙パルプ
6・7号岸壁			35° 01.2' N 138° 29.5' E	149	2~4	700×2	
8~12号岸壁			35° 01.3' N 138° 29.4' E	340	3~4	700×5	重油
13~16号岸壁			35° 01.3' N 138° 29.7' E	262	3.5~4.5	700×4	
日 の 出 ふ 頭		17・18号岸壁	35° 01.2' N 138° 29.7' E	185	3.5~5.5	3,000×2	水産品用
		清水1~5号岸壁	35° 00.7' N 138° 29.7' E	323	3.5~4	700×5	肥・飼料用
		1号岸壁	35° 00.2' N 138° 29.8' E	80	7	700×1	水産品
		2・3号岸壁	35° 00.3' N 138° 29.8' E	260	7~9.5	5,000×2	紙パルプ
		4・5号岸壁	35° 00.5' N 138° 29.8' E	480	11.5	30,000×2	フェリー、木製品
		巴川左岸岸壁	35° 00.2' N 138° 29.8' E	100	4.5	1,000×1	

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考	
石油岸壁 1・2 号	34° 46.7' N 138° 17.9' E	170	6	2,000×2		
前浜岸壁 1～3 号	34° 46.7' N 138° 17.7' E	344	5.5	2,000×4		
耐震岸壁	34° 46.6' N 138° 17.9' E	110	5～5.5	2,000×1		
東 岸 壁	34° 47.1' N 138° 17.6' E	160	7.5	5,000×1		
西岸壁	1・2 号	34° 46.8' N 138° 17.4' E	283	7.5～8	5,000×2	
	3 号	34° 46.9' N 138° 17.3' E	90	5.5～6	2,000×1	
北岸壁	1・2 号	34° 46.9' N 138° 17.4' E	200	5.5～7	2,000×2	
	3・4 号	34° 47.0' N 138° 17.5' E	290	7.5～8	5,000×2	
南岸壁	1 号	34° 46.6' N 138° 17.7' E	100	5.5	2,000×1	
	2 号		110	6.5	3,000×1	耐震岸壁

上表のほか、骨材ふ頭の北西側に会社専用のふ頭がある。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先
静岡県大井川港管理事務所	TEL 054-622-1337 FAX 054-622-6841

5

御前崎港 (34° 37' N 138° 13' E) (海図 W1077) (JP OMZ)



(2018年7月撮影)

港種 港則法適用港、開港、出入国港、植物防疫の港

10 **概要** 古くから船舶の避難港として知られ、現在は木材取扱港、さらには物流、産業開発の拠点港として進展している。港域内北西部に地頭方《ジトウガタ》漁港がある。港内には沖側から、東、西防波堤及び東防波堤に接続した防波堤(A)、防波堤(B)並びに(C)がある。

気象 年間を通じて西～北西の風が多い。特に冬季は西の季節風が強く、10m/s以上の風が数日連吹することがある。6、7月には霧が発生することが多い。

15

目標

地物名	概位	備考
風力タービン	34° 37.3' N 138° 13.3' E	高さ70m
著屋	34° 36.2' N 138° 13.3' E	白塗5階建
塔	34° 36.1' N 138° 13.0' E	高さ145m、赤白塗、東方に無線塔3基がある。
風力タービン	34° 36.4' N 138° 13.6' E	高さ50m
タンク	34° 36.5' N 138° 13.0' E	製氷所（白色ビル）屋上

通信 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
おまえざきポートラジオ	ch16/12,14	常時	054-369-6251	東洋信号通信社受託局

5 入港上の注意

- 1 御前埼付近は、岩礁が散在し潮流の強いことがあるので、あまり接近して航行してはならない。
- 2 御前埼及び元根鼻 (34° 36.3' N 138° 14.1' E) ~ 御前岩灯台 (34° 35.9' N 138° 15.6' E) 間は、多数の暗礁があり危険であるので、通航してはならない。
- 3 御前岩灯台 (34° 35.9' N 138° 15.6' E) を1M以上離れた方がよい。

10 港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考	
中央ふ頭	1・2号岸壁	34° 36.7' N 138° 13.2' E	260	7	5,000×2	南・北両側は浅い。
	3・4号岸壁	34° 36.6' N 138° 13.1' E	160	5	1,000×2	魚市場前面、水産品
	5号岸壁	34° 36.6' N 138° 13.0' E	90	5	1,000×1	
東ふ頭1~4号岸壁		34° 36.5' N 138° 13.1' E	372	4~5	1,000×4	雑貨
東ふ頭5・6号岸壁		34° 36.5' N 138° 13.3' E	161	4~5	1,000×2	砂・砂利
西ふ頭	1・2号岸壁	34° 37.3' N 138° 13.2' E	511	12	30,000×2	自動車
	3・4・5号岸壁	34° 37.2' N 138° 13.0' E	390	7.5	5,000×3	一般貨物
	6・7号岸壁	34° 37.2' N 138° 12.9' E	200	5.5	2,000×2	一般貨物
	8・9号岸壁	34° 37.2' N 138° 12.7' E	200	5.5	2,000×2	金属くず、化学工業品
	10号岸壁	34° 37.5' N 138° 13.2' E	311	14	50,000×1	コンテナ

上表のほか、防波堤(C)の中央部内側に会社専用の係船施設がある。

最大入港船舶 43,806 t (喫水 8.4m) の船舶が、西ふ頭2号岸壁に着岸したことがある。

錨地 御前埼から東方へ延びる岩礁は、南方からの波浪をよく防ぎ西方の台地は西寄りの風を防ぐ。

- 15 防波堤は、東方からの波浪をよく防ぐが、北~北東風のときはうねりが侵入する。水深は、距岸 0.5Mで10m以上となり、底質は粗砂又は岩石で、錨かきはあまり良くない。また、台風などのときは、清水港や焼津港に避難しなければならないことがある。

台風対策 本港では、台風による事故を未然に防止するために御前崎港安全対策協議会を設置し、在港船舶などに対し、台風情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の台風災害防止措置を実施している (問合せ先: 御前崎海上保安署)。

20

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
御前崎海上保安署	0548-63-4999	名古屋植物防疫所清水支所	(静岡市) 054-352-3775
名古屋税関清水税関支署御前崎出張所	0548-63-6343	静岡県御前崎港管理事務所	0548-63-3211

引船 引船がある。

補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。

5 第 3 節 御前崎～伊良湖岬 (海図 W70、W1051、W1053)

概要 御前崎～伊良湖岬間の海岸は一連の砂浜で、所々に樹木があり、その後方には低地が起伏し、内陸 20km までには高さ 500m以上の山は少ない。この間の海岸の中部に天竜川が注ぎ、また、浜名湖がある。

20m等深線は、この海岸の東半分では距岸 1M付近にあり、浜名湖口から西方ではしだいに遠ざかって、伊良湖岬沖では距岸約 6.5Mに達する。御前崎から西方 8Mまでの間を除けば、距岸 1M以遠に水深 10m以下の
10 険礁はない。

浜名湖口に浜名港 (34° 41.8' N 137° 35.4' E、海図 W1215) がある。また、天竜川河口の東北東方にある太田川河口に福田漁港 (34° 39.8' N 137° 54.4' E)、渥美半島南岸高松崎の西南西方に赤羽根漁港 (34° 36' N 137° 11' E) がある。この沿岸には、船舶の避泊地になる港湾はない。また、伊良湖岬付近、
15 赤羽根漁港西方、浜名港西方の高塚地区海岸付近には、離岸堤及び潜堤が存在する。

航行上の注意 渥美半島南岸の海域では、機船底引き網漁業及び機船船引き網漁業が活発に行われている。

目標

地物名	概 位	備 考
架 橋	34° 40.7' N 137° 35.9' E	浜名大橋、桁下高 24～26m、橋梁灯がある。
高 松 崎	34° 36.8' N 137° 13.3' E	半島の小突出部で高さ 29m、松の木が密生し、前面に高さ 12mの孤立した岩があつて、見分けやすい。
大 山	34° 36.6' N 137° 08.8' E	高さ 328m、顕著
著 屋	34° 34.8' N 137° 02.2' E	高さ 137m、クリーム色、5階建ホテル、直立山南東方

20 第 4 節 伊良湖水道 (海図 W1064、W1053、W1051)

概要 伊勢湾口の伊良湖岬と神島との間にある水道で、外海から伊勢湾及び三河湾に入る最良の水道である。この水道の両側には離険礁があり、水深 10m以上の幅は約 1Mである。

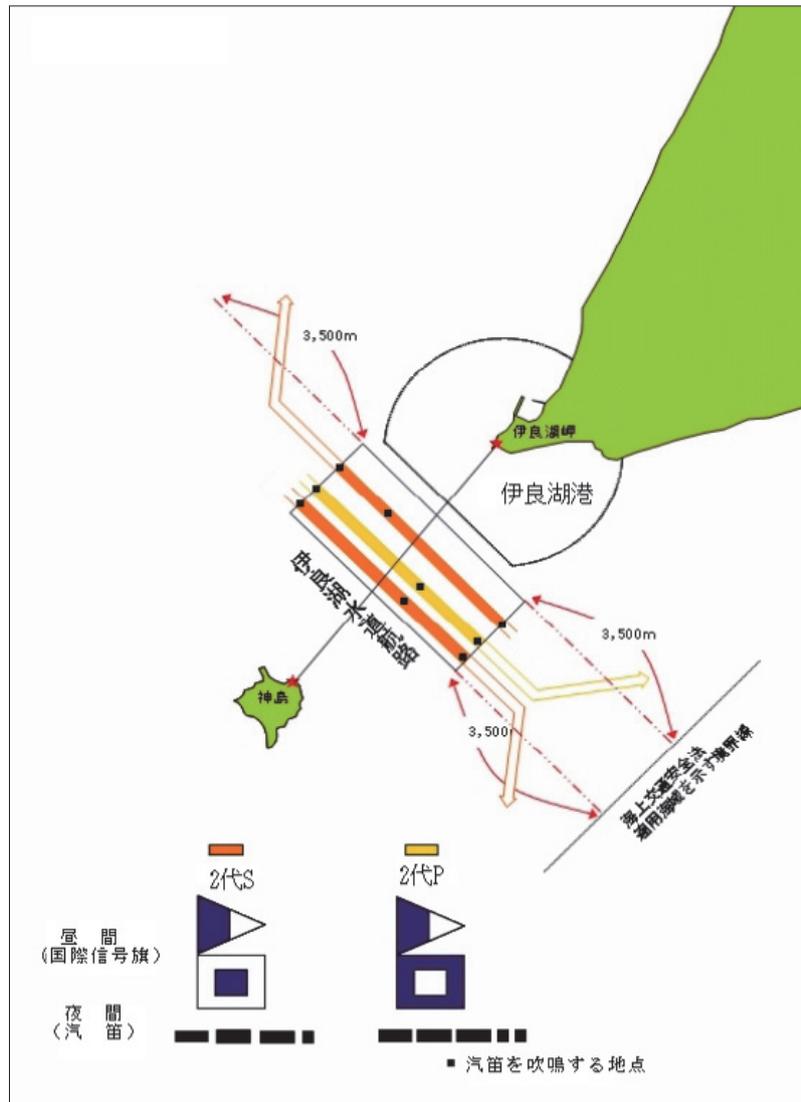
この水道は大小各種の通航船舶が多く、伊良湖水道の 1 日の平均通航船舶隻数は 409 隻 (令和元年) である。また、多数の漁船が操業する海域でもあるので、航行には十分な注意が必要である。
25

渥美半島西部の大山三角点 (34° 36' 07" N 137° 08' 47" E) と石鏡灯台 (34° 26' 40" N 136° 55' 25" E) を結んだ線以北の伊勢湾及び伊良湖水道を含む湾口付近の海域は、海上交通安全法の適用海域であり、伊良湖水道の中央部には、同法により定められた「伊良湖水道航路」がある。

潮流 (第 45・46 図、261・262 ページ参照)

30 伊良湖岬と神島間の中央部では、上げ (下げ) 潮流は北西 (南東) 方へ流れ、最強流速は 2.6kn である。

第 47 図 伊勢湾行先信号図



2 航路外での待機の指示（海上交通安全法第 10 条の 2、同法施行規則第 8 条）

伊勢湾海上交通センターは、次の場合において、航路を航行し、又は航路を航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、VHF 無線電話その他の適切な方法により、当該危険を防止

5 (1) 視程が **1,000m を超え 2,000m 以下** の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合

10 (2) 視程が 1,000m 以下の状態で、巨大船、総トン数 10,000t 以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合

(3) 伊良湖水道航路内において巨大船と長さ 130m 以上の船舶（巨大船を除く。）とが行き会うことが予想される場合

（注）巨大船等の規定は、東京湾の航法の項（152 ページ）を参照。

3 巨大船等の航行に関する通報（海上交通安全法第 22 条、同法施行規則第 10 条～第 14 条）

架空線 明海ふ頭第6号岸壁の北側から西方の対岸に至る架空線(34° 42.8' N 137° 18.3' E、高さ54m)がある。

蒲郡地区 (34° 49' N 137° 13' E) (海図W1057A)

概要 港域内の北部にある。浜町地先には貯木場があり、木材船の出入りが多い。

5 この地区は三河湾国定公園内にあって、景色に恵まれ、マリナー等も多く、プレジャーボート等が多数航行している。

この地区の東部に三谷《ミヤ》漁港、西部に形原漁港がある。

気象 年間を通じて西～北西の風が多い。

通信 船舶と港湾管理者との間で、VHF無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
みかわわんポートラジオ又は みかわわんポートラジオだい2	ch16/11,12	常時	0532-34-7850	東洋信号通信社受託局

10

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、12ページ参照)

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30m以内の海面に入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りではない。同タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。(三河港長公示平成9年第9-1号)

15

台風・津波対策 本港では台風・津波による事故を未然に防止するため三河港台風・地震津波対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、台風・地震津波等災害情報の伝達及び警戒体制・避難の勧告・解除等の災害防止措置を指導している。(問合せ先：三河海上保安署)

目標

地物名	概位	備考
田原地区	2 煙 突	34° 42.3' N 137° 16.0' E 西側至近にサイロがある。
	笠 山	34° 42.4' N 137° 16.7' E 円すい形の山、高さ79m
	蔵 王 山	34° 41.1' N 137° 15.7' E 港南奥にある高さ250mの山
豊橋地区	風力タービン	34° 43.6' N 137° 17.5' E 8基、高さ110~112m
	クレーン	34° 43.4' N 137° 18.6' E 門型クレーン3基、赤白塗
	煙 突	34° 43.4' N 137° 19.0' E 高さ83m、赤白塗、発電所構内
蒲郡地区	竹 島	34° 48.6' N 137° 13.9' E 樹木の茂った島、島頂付近に神社がある。
	御 前 埼	34° 46.0' N 137° 10.6' E 樹木の茂った埼、埼頂付近に神社がある。

20

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考	
田原地区	田原ふ頭1号岸壁	34° 41.9' N 137° 15.7' E	120	4.5	700×2 南奥は浅い	
	田原ふ頭2号岸壁	34° 42.0' N 137° 15.8' E	400	5.5~7.5	2,000×4 耐震岸壁	
豊橋地区	神野東ふ頭	1号岸壁	34° 43.8' N 137° 20.6' E	360	1~2.5	700×6 東隣は物揚場
		2号岸壁	34° 43.7' N 137° 20.4' E	270	5.5	2,000×3
		3号岸壁	34° 43.8' N 137° 20.0' E	910	6~7.5	5,000×7
		4号岸壁	34° 43.9' N 137° 19.5' E	740	10	15,000×4
	神野西ふ頭7号岸壁	34° 44.0' N 137° 19.0' E	720	12	30,000×4	
	神野西ふ頭8号岸壁	34° 44.3' N 137° 18.5' E	240	12	30,000×1	

低い山脈が南北に連なり、港奥に**境川**が注ぐ。港内中央には東西防波堤入り口から北方向へ向かって、水深 11m～12m、幅 200m～300mである「中央航路」が存在する。港内の水深は港口付近で約 12m、港奥の 8 号地前面では約 11m前後で、境川河口付近では 2m以下である。3 号地南東部は埋立て工事中である。

目標

地物名	概位	備考
煙突	34° 52.2' N 136° 56.2' E	高さ 74m、赤白塗、その他多数あり

5

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する（第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照）。

通信 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
みかわわんポートラジオ又は みかわわんポートラジオだい 2	ch16/11,12	常時	0532-34-7850	東洋信号通信社受託局

信号 **JERA 碧南火力発電所**では、信号柱によって係留船舶に対し情報提供を行っている。

10 **航泊制限** 港内における引火事故を防止するため船舶は、港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから 30m以内の水面（ただし、運河及び河川水域にあつては 20m以内の水面）に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。

なお、引火性危険物積載タンカーは、港内に停泊中夜間においても視認できる「引火性危険物積載中」の垂れ幕を掲げている。（衣浦港長公示昭和 50 年第 50-1 号）

15 港湾施設

名称		概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
中央 ふ頭 (東)	1号岸壁	34° 52.4' N 136° 58.3' E	630	3~4.5	2,000×7	金属くず用
	2号岸壁	34° 52.3' N 136° 58.1' E	130	5.5~6.5	5,000×1	〃
	3号岸壁	34° 52.2' N 136° 58.0' E	185	10	15,000×1	〃
	4号岸壁	34° 52.1' N 136° 57.9' E	240	12	30,000×1	〃
新川	1号岸壁	34° 53.7' N 136° 59.0' E	100	4	700×2	コークス
	2号岸壁		150	3~4	500×3	
高浜 ふ頭	1号岸壁	34° 55.2' N 136° 58.7' E	180	3	700×3	
	2号岸壁	34° 55.1' N 136° 58.7' E	130	7.5	5,000×1	
亀崎 ふ頭	1号岸壁	34° 54.8' N 136° 58.2' E	370	10	15,000×2	
	2号岸壁	34° 54.7' N 136° 58.3' E	185	10	15,000×1	砂利・砂
	3号岸壁	34° 54.6' N 136° 58.3' E	190	11	15,000×1	金属くず
中央 ふ頭 (西)	1号岸壁	34° 52.8' N 136° 57.5' E	300	3.5	500×6	
	2号岸壁	34° 52.7' N 136° 57.7' E	520	6	5,000×4	コークス
	3号岸壁	34° 52.5' N 136° 57.6' E	185	10	15,000×1	
	4号岸壁	34° 52.5' N 136° 57.4' E	185	10	15,000×1	
	5号岸壁	34° 52.4' N 136° 57.6' E	240	12	30,000×1	石炭
	6号岸壁	34° 52.4' N 136° 57.4' E	240	12	30,000×1	木材チップ
中央ふ頭南岸壁		34° 52.7' N 136° 56.3' E	705	4	500×13	
武豊岸壁		34° 50.8' N 136° 55.6' E	180	—	700×3	石灰石
武豊北 ふ頭	1号岸壁	34° 51.5' N 136° 55.8' E	185	10	15,000×1	鉄くず
	2号岸壁	34° 51.5' N 136° 56.0' E	240	12	30,000×1	鋼材
	3号岸壁	34° 51.4' N 136° 56.1' E	130	7.5	5,000×1	化学薬品

上表のほか、各所に会社専用の係船岸壁、栈橋がある。

架空線 3号地北東端から北東方対岸間に、送電線(34° 50.9' N 136° 55.8' E、高さ42m)がある。

最大入港船舶 貨物船 SHIN YAHAGI MARU (59,842 t、喫水11.8m)が、**JERA 碧南火力揚炭棧橋**に着岸したことがある。

錨地 港内一帯は、底質泥で錨かきがよく潮流も弱い。検疫錨地は、港界中央付近にある。

5 大型船は検疫錨地付近に、小型船は5号地東側に投錨するのがよい。

衣浦港口から南南東方約4Mの間に、錨泊自肅海域が設定されている。(第52図 知多湾港外自主規制錨地及び錨泊自肅海域図、284ページ参照)

目標

地物名	概 位	備 考
2 無線柱	34° 42.4' N 136° 56.2' E	高さ各 40m
求聞《グモン》山	34° 42.6' N 136° 56.2' E	樹頂の高さ 73m、頂上に顕著な松やがけがある。

入港上の注意 入港する場合は、沿岸に散在するくい、小型定置網等の障害物を避けて、少なくとも距岸 500m以上離して航行すること。また、秋から春にかけてノリ養殖施設が、東西両防波堤沿岸に設置される。

- 5 **港湾施設** 防波堤内の船だまりのほぼ中央に、中央ふ頭（岸壁延長約 370m）があり、500 t 級船舶が着岸できる。このほか、船だまり内の各所に物揚場がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給ができる。給油船がある。

常 滑 港 (34° 53' N 136° 50' E) (海図 W1025) (JP TXN)



(2018年5月撮影)

10

港種 港則法適用港

概要 この港は、知多半島西岸中央部にある港則法適用港である。中部国際空港〔セントレア〕のアクセス港としても利用されている。~~セントレアタンカールート灯標（第1、3、4号）が南口からの入港目標になる。~~

15

水路 中部国際空港島東側から、対岸のりんくう地区の船だまりに至る水路（幅約 150m、水深 5.5m）及び常滑地区に至る水路（水深 4.5m）がある。

入港上の注意 中部国際空港島の北側及び南側海域に、航空機進入表面区域があるので注意が必要である。また、沿岸部付近には、くい及び小型定置網があり、秋から春先にかけてノリ養殖施設が設置され、可航水域が狭くなるので、注意が必要である。

20

港 則

<p>特定航法 (港則法施行規則 第 29 条の 2)</p>	<p>1 港則法施行規則第 27 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定は、東航路、西航路（西航路北側線西側屈曲点から 135° に引いた線の両側それぞれ 500m 以内の部分を除く。）及び北航路において、船舶（同条第 2 項を準用する場合にあっては、汽船）が他の船舶を追い越そうとする場合に準用する。（京浜港東京区「港則」、191 ページ参照）</p> <p>2 船舶が第 1 項に規定する航路の部分航行しているときは、その付近にある他の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横切って航行してはならない。</p> <p>3 総トン数 500 t 未満の船舶は、東航路、西航路及び北航路においては、航路の右側を航行しなければならない。</p> <p>4 東航路を航行する船舶と西航路又は北航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、西航路又は北航路を航行する船舶は、東航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。</p> <p>5 西航路を航行する船舶（西航路を航行して東航路に入った船舶を含む。以下この項において同じ。）と北航路を航行する船舶（北航路を航行して東航路に入った船舶を含む。以下この項において同じ。）が東航路において出会うおそれのある場合は、西航路を航行する船舶は、北航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。</p>																																											
<p>航行に関する注意 (港則法施行規則 第 29 条の 3)</p>	<p>1 長さ 270m（油送船にあっては、総トン数 5,000t）以上の船舶は、高潮防波堤東信号所（34° 59′ 52″ N 136° 49′ 11″ E）から 212.5° 3,840m の地点から 123.5° に引いた線と東航路西側線屈曲点から 123.5° に引いた線との間の航路（以下この項及び別表第 4 において「東水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項（同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>2 長さ 175m（油送船にあっては、総トン数 5,000 t）以上の船舶は、次に掲げる水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項（同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。</p> <p>(1) 西水路（名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台（35° 00′ 34″ N 136° 48′ 06″ E）から 229° 2,140m の地点から 128° に引いた線と西航路北側線西側屈曲点から 135° に引いた線との間の同航路をいう。別表第 4 において同じ。）</p> <p>(2) 北水路（金城信号所から 175.5° 750m の地点から 123.5° に引いた線以北の北航路をいう。別表第 4 において同じ。）</p> <p>3 前 2 項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。</p> <p>(参考) 港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項</p> <p>(1) 当該船舶名称</p> <p>(2) 当該船舶の総トン数及び長さ</p> <p>(3) 当該水路を航行する予定時刻</p> <p>(4) 当該船舶の連絡手段</p> <p>(5) 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設</p>																																											
<p>進路表示信号（平成 7 年海上保安庁告示第 35 号）及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号（平成 22 年海上保安庁告示第 94 号）(第 54 図、294 ページ参照)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>信 号</th> <th>目的地 に 関する 記号</th> <th>信 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 代・E</td> <td>—</td> <td>東航路を航行して出港する。</td> </tr> <tr> <td>1 代・W</td> <td>—</td> <td>西航路を航行して出港する。</td> </tr> <tr> <td>2 代・E・1</td> <td>E 1</td> <td>北浜ふ頭西側の係留施設（J2 から G1 棧橋）又は高潮防波堤東信号所から 089° 1,270m の地点を中心とする半径 300m の円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。</td> </tr> <tr> <td>2 代・E・2</td> <td>E 2</td> <td>東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（G6 から G4 棧橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。</td> </tr> <tr> <td>2 代・E・3</td> <td>E 3</td> <td>東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。</td> </tr> <tr> <td>2 代・E・4</td> <td>E 4</td> <td>東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。</td> </tr> </tbody> </table>	信 号	目的地 に 関する 記号	信 文	1 代・E	—	東航路を航行して出港する。	1 代・W	—	西航路を航行して出港する。	2 代・E・1	E 1	北浜ふ頭西側の係留施設（J2 から G1 棧橋）又は高潮防波堤東信号所から 089° 1,270m の地点を中心とする半径 300m の円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。	2 代・E・2	E 2	東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（G6 から G4 棧橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。	2 代・E・3	E 3	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。	2 代・E・4	E 4	東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>信 号</th> <th>目的地 に 関する 記号</th> <th>信 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 代・E</td> <td>—</td> <td>東航路を航行して出港する。</td> </tr> <tr> <td>1 代・W</td> <td>—</td> <td>西航路を航行して出港する。</td> </tr> <tr> <td>2 代・E・1</td> <td>E 1</td> <td>北浜ふ頭西側の係留施設（J2 から G1 棧橋）又は高潮防波堤東信号所から 089° 1,270m の地点を中心とする半径 300m の円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。</td> </tr> <tr> <td>2 代・E・2</td> <td>E 2</td> <td>東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（G6 から G4 棧橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。</td> </tr> <tr> <td>2 代・E・3</td> <td>E 3</td> <td>東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。</td> </tr> <tr> <td>2 代・E・4</td> <td>E 4</td> <td>東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。</td> </tr> </tbody> </table>	信 号	目的地 に 関する 記号	信 文	1 代・E	—	東航路を航行して出港する。	1 代・W	—	西航路を航行して出港する。	2 代・E・1	E 1	北浜ふ頭西側の係留施設（J2 から G1 棧橋）又は高潮防波堤東信号所から 089° 1,270m の地点を中心とする半径 300m の円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。	2 代・E・2	E 2	東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（G6 から G4 棧橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。	2 代・E・3	E 3	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。	2 代・E・4	E 4	東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。
信 号	目的地 に 関する 記号	信 文																																										
1 代・E	—	東航路を航行して出港する。																																										
1 代・W	—	西航路を航行して出港する。																																										
2 代・E・1	E 1	北浜ふ頭西側の係留施設（J2 から G1 棧橋）又は高潮防波堤東信号所から 089° 1,270m の地点を中心とする半径 300m の円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。																																										
2 代・E・2	E 2	東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（G6 から G4 棧橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。																																										
2 代・E・3	E 3	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。																																										
2 代・E・4	E 4	東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。																																										
信 号	目的地 に 関する 記号	信 文																																										
1 代・E	—	東航路を航行して出港する。																																										
1 代・W	—	西航路を航行して出港する。																																										
2 代・E・1	E 1	北浜ふ頭西側の係留施設（J2 から G1 棧橋）又は高潮防波堤東信号所から 089° 1,270m の地点を中心とする半径 300m の円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。																																										
2 代・E・2	E 2	東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（G6 から G4 棧橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。																																										
2 代・E・3	E 3	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。																																										
2 代・E・4	E 4	東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。																																										

2代・E・5	E 5	新宝ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・B・1	B 1	潮見ふ頭南側の係留施設（BL、BK 棧橋）又は潮見ふ頭南西端から 180° 400mの地点まで引いた線、同地点から 083° 430mの地点まで引いた線、同地点から 000° に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2代・B・2	B 2	潮見ふ頭東側の係留施設（BH2 から BY 棧橋）に向かって航行する。
2代・B・3	B 3	潮見ふ頭北側の係留施設（QI から B3 棧橋）に向かって航行する。
2代・B・4	B 4	潮見ふ頭西側の係留施設（B4 から BJ 棧橋）に向かって航行する。
2代・N・1	N 1	昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・N・2	N 2	ガーデンふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・N・3	N 3	一洲町の棧橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・N・4	N 4	空見ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2代・K・1	K 1	金城ふ頭 52 から 57 号岸壁に向かって航行する。
2代・K・2	K 2	金城ふ頭 58 から 67 号岸壁に向かって航行する。
2代・K・3	K 3	金城ふ頭 76 から 85 号岸壁に向かって航行する。
2代・W・1	W 1	金城ふ頭 71 から 75 号岸壁、空見ふ頭西側又は木場金岡ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・2	W 2	飛島ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・3	W 3	飛島ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・4	W 4	飛島ふ頭西側、弥富ふ頭東側の係留施設又は第 4 区の係船浮標に向かって航行する。
2代・W・5	W 5	弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・P・1	P 1	高潮防波堤東信号所から 022° 2,010mの地点を中心とする半径 350mの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2代・S・1	S 1	南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤東信号所から 144.5° 820mの地点（以下「A 地点」という）から 214° 800mの地点まで引いた線、同地点から 128° 250mの地点まで引いた線、同地点から 066.5° 460mの地点まで引いた線、同地点から 034° 400mの地点まで引いた線、同地点から A 地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。

船舶の交通の制限等（港則法第 38 条、同法施行規則第 20 条の 2） 港長は、東水路、西水路及び北水路において、信号を行っても管制船の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であって、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻を変更すること、当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずることを指示する場合がある。

航泊制限 港内における引火事故を防止するため、船舶は港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから 30m以内の海面（ただし、運河及び河川水域にあつては 20m以内の水面）に立ち入ってはならない。ただし、特に港長の許可を受けた船舶はこの限りでない。

10 同タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。（名古屋港長公示 平成 30 年第 30-1 号）

第 55 図 名古屋港海上交通センターからの情報聴取義務海域図



港長が提供する情報の聴取（港則法第 41 条、同法施行規則第 20 条の 3、第 20 条の 4）

名古屋港海上交通センターは、特定船舶（名古屋港東航路、西航路及び北航路並びにその周辺海域における第 55 図の情報聴取義務海域を航行する総トン数 500t を超える船舶。）に対し、VHF 無線電話により、次の情報を提供する。特定船舶は第 55 図に示す海域を航行している間、名古屋港海上交通センターが提供する情報を聴取しなければならない。

- 1 特定船舶が航路及びその周辺海域（第 55 図）において、適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における当該交通方法に関する情報
- 2 船舶の沈没、航路標識の機能の障害、その他の船舶交通の障害であって、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- 3 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域、その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における当該海域に関する情報
- 4 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であって、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- 5 特定船舶が、他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められた場合における当該他の特定船舶に関する情報
- 6 上記(1)から(5)のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

航法の遵守及び危険防止のための勧告（港則法第 42 条、同法施行規則第 20 条の 5） 名古屋港海上交通センターは、特定船舶に対し、航法の遵守又は危険防止のため必要があると認められたときには、進路の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

指 導 事 項	<p>1 事前通報で通報した事項に変更があったときは、変更通報を行ってください。</p> <p>2 水路入航予定時刻の変更については、10 分以上の変更があるときにお願いします。</p> <p>3 情報提供可能海域において、VHF 無線電話 (ch16) を聴取し、名古屋港海上交通センターとの連絡を保持するとともに位置通報を励行してください。</p> <p>4 出港・移動船は解らん 30 分前に名古屋港海上交通センターとの連絡を設定してください。</p>
------------------	---

※金城水域とは、金城ふ頭南端から飛島ふ頭南東端まで引いた線以北の水域をいう。

(2) 通報の方法 (次のいずれかの方法で通報すること。)

① 無線通信による場合

5 船舶と名古屋港海上交通センターとの間で、「なごやほあん」を介し、VHF 無線電話による通信ができる。
(通信の項、293 ページ参照)

② 書面による場合

名古屋港海上交通センターへ持参するほか、郵送、FAX の方法がある。

〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭 3 丁目 1 番

10 名古屋港海上交通センター

TEL 052-398-0715 FAX 052-398-0716

(郵送又は FAX の場合は、通報後センターに対して管制時間を確認すること。)

③ 電子申請による場合

-NACCS センターに申し込み、ID 及びパスワードの取得を要する。

15 URL <https://www.naccs.jp/>

2 変更通報

- ・事前通報で通報した事項に変更があったときは、直ちに変更通報を行うこと。
- ・水路入航予定時刻又は運航開始予定時刻の変更については、10 分以上の変更があるときに通報すること。

20 3 位置通報

情報提供を適切に行うため、レーダで各船舶を識別する必要があるため、全長 50m 以上の船舶及び通報対象船舶は、位置通報を行うこと。

ただし、事前通報を行った船舶のうち AIS を搭載し、適切に運用している船舶については、AIS による情報の送信によって位置通報に代えることができる。

25 情報提供可能海域とは、情報の提供を行うことが可能な海域 (レーダにより船舶の動静が把握可能な海域) として告示で定める海域 (第 56 図、305 ページ参照)

錨地 検疫錨地は、東航路、西航路の南側出入口付近 (34° 58.5′ N 136° 47.1′ E) にある。また、危険物積載船舶の錨地は、次のとおり第 2 区～第 5 区に指定されている。(名古屋港長公示 平成 30 年第 30-2 号) (第 54 図、294 ページ参照)

- 1 潮見ふ頭の南岸西端から 180° 400mの地点まで引いた線、同地点から 083° 430mの地点まで引いた線、同地点から 000° に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 (指定錨地 2B、錨地の基準：総トン数 500 t 未満の引火性危険物積載船舶)
 - 2 名古屋港高潮防波堤東信号所 (34° 59.9′ N 136° 49.2′ E) から 089° 1,270mの地点を中心とする半径 300mの円内 (指定錨地 3B、錨地の基準：総トン数 1,600 t 未満の引火性危険物積載船舶)
 - 3 上記信号所から 022° 2,010mの地点を中心とする半径 350mの円内 (指定錨地 4B、錨地の基準：総トン数 1,600 t 未満の危険物積載船舶)
 - 4 上記信号所から 144.5° 820mの地点 (以下 A 地点という) から 214° 800mの地点まで引いた線、同地点から 128° 250mの地点まで引いた線、同地点から 066.5° 460mの地点まで引いた線、同地点から 034° 400mの地点まで引いた線、同地点から A 地点まで引いた線により囲まれた海面 (指定錨地 5B、錨地の基準：総トン数 1,600 t 未満の引火性危険物積載船舶)
- さらに、錨泊自粛区域が、東航路、西航路の南側出入口の南側海域に設定されている。(第 57 図、306 ページ参照)

なお、詳細はウェブページで公開されている。

URL https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/item/pdf/8syo_000.pdf

錨泊・停留制限 危険物積載船舶は、港長から錨地の指定又は許可を受けた場合のほか、上記の各危険物積載船舶の錨地 (指定錨地 2B、3B、4B 及び 5B) の区域以外に錨泊又は停留してはならない。

ただし、海難を避けようとする場合、その他やむをえない事由のある場合は、この限りでない。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考	
ガ ー デ ン ふ 頭	1 号岸壁	35° 05.4′ N 136° 53.1′ E	245	5~10	15,000×1 700×1	雑貨用
	2 号岸壁	35° 05.3′ N 136° 53.0′ E	185	10	15,000×1	雑貨用
	3 号岸壁	35° 05.4′ N 136° 52.9′ E	290	10	20,000t×1	旅客用
	5 号岸壁	35° 05.4′ N 136° 52.8′ E	60	4.5	500t×1	旅客用
大手ふ頭 11・12 号岸壁		35° 05.3′ N 136° 52.4′ E	260	7.5	5,000×2	雑貨用
大江ふ頭 38 号岸壁		35° 05.3′ N 136° 53.4′ E	185	10	15,000×1	雑貨・重量物等 (耐震岸壁)
大江ふ頭 39 号岸壁		35° 05.2′ N 136° 53.4′ E	213	9	15,000×1	雑貨・重量物等
昭和ふ頭 40・41 号岸壁		35° 04.7′ N 136° 53.4′ E	240	7.3	5,000×2	肥料・化学薬品用
船見 ふ頭	43~45 号岸壁	35° 04.4′ N 136° 53.2′ E	420	5.5	700×1 2,000×4	けい砂・土石用
	46~48 号岸壁	35° 04.4′ N 136° 53.1′ E	571	5.5	700×1 2,000×5	けい砂・土石用
稲永 ふ頭	17・18 号岸壁	35° 04.8′ N 136° 52.1′ E	320	9	8,000×2	綿花・羊毛・穀類等
	22~24 号岸壁	35° 04.6′ N 136° 51.9′ E	540	10	15,000×3	雑貨・自動車用
	25 号岸壁	35° 04.5′ N 136° 51.8′ E	200	10	15,000×1	雑貨・自動車用

台風・津波対策 本港では、台風及び地震・津波による事故を未然に防止するため、名古屋港台風・地震津波対策委員会において、港長が行う警戒体制の発令及び解除等の情報伝達を行っている。（問合せ先：名古屋海上保安部）

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
第四管区海上保安本部	052-661-1611	名古屋検疫所（本局）	052-661-4131
名古屋海上保安部（港長）	052-661-1615	名古屋植物防疫所（本所）	052-651-0112
名古屋港海上交通センター	052-398-0711	動物検疫所中部空港支所名古屋出張所	052-651-0334
名古屋税関（本関）	052-654-4100	名古屋植物防疫所南部出張所（知多市）	0562-32-1389
名古屋税関西部出張所（飛島村）	0567-55-2974	名古屋出入国在留管理局（本局）	052-559-2148
名古屋税関南部出張所（知多市）	0562-32-5191	名古屋港管理組合	052-661-4111
中部運輸局（本局）	052-952-8002		

5

引船・はしけ 引船、はしけがある。

通船 ガーデンふ頭にある棧橋から港内停泊船（外港西部を除く）へは定期便が、外港西部の停泊船及び伊勢湾シーバースへは不定期便がある。

補給 清水、燃料油、氷の補給は十分にできる。給水船及び給油船がある。

10

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
㈱ダイセキ 本社名古屋事業所	環境 2 部重油課 052-611-6321	0830～1700	ビルジ・その他	
ENEOS 知多製造所	管理課 0562-32-3211	0800～1650	ビルジ・水バラスト・ コレクトオイル	水バラスト・タンク洗浄水
出光興産	安全環境室 0562-55-1119	0800～1700	ビルジ・水バラスト・ コレクトオイル	水バラスト・タンク洗浄水

医療施設

名称	電話番号	備考
名古屋港湾福利厚生協会臨港病院	052-661-1691	
労働者健康福祉機構中部ろうさい病院	052-652-5511	

海上交通 苫小牧港及び仙台塩釜港（仙台区）に至るカーフェリー便（最大 15,795 t ほか）がある。また、ガーデンふ頭と潮見ふ頭、金城ふ頭との間を運航する水上バスがある。

15

港湾管理者 船舶と港湾管理者との間で、VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
よっかいちポートラジオ	ch16/11,12	常時	059-366-7042	東洋信号通信社受託局

水先 伊勢三河湾水先区水先人会に要請する。(第 1 編 総記 第 6 章 水先、12 ページ参照)

5 航路等 検疫錨地北方から第 1 区に至る第 1 航路(長さ約 1M、幅 300m、水深 12m)、同航路に接続して、北西方の午起棧橋方面に至る午起航路(長さ約 0.6M、幅約 200m)があり、これらの航路では航行管制(管制信号の項参照)が行われている。港の中部には、東方から霞棧橋、午起棧橋方面に至る第 2 航路(長さ約 0.7M、幅約 400m、水深 14m)があり、また、港の北部には同じく東方から霞ヶ浦南ふ頭に至る第 3 航路(長さ約 1M、幅約 430m、水深 12m 及び 14m)があり、北方約 0.7M には富双ふ頭及び浜園ふ頭に至る水路がある。

10

港則

特定航法 (港則法施行規則 第 29 条の 4)	四日市港において、第 1 航路を航行する船舶と午起航路を航行する船舶とが出会うおそれのある場合は、午起航路を航行する船舶は、第 1 航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。		
航行に関する注意 (港則法施行規則 第 29 条の 5)	1 総トン数 3,000 t 以上の船舶は、第 1 航路を航行して入航し、又は第 1 航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項(同項第 3 号に掲げる事項は、入航しようとするときにあっては第 1 航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあっては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。 2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があったときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。 (参考) 港則法第 38 条第 2 項各号に掲げる事項 (1) 当該船舶名称 (2) 当該船舶の総トン数及び長さ (3) 当該水路を航行する予定時刻 (4) 当該船舶の連絡手段 (5) 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設		
進路表示信号(平成 7 年海上保安庁告示第 35 号)及び船舶自動識別装置の目的地に関する記号(平成 22 年海上保安庁告示第 94 号)(第 58 図、313 ページ参照)	信 号	目的地に関する記号	信 文
	1 代・1	—	第 1 航路を航行して出港する。
	1 代・U	—	午起航路から第 1 航路を航行して出港する。
	1 代・2	—	第 2 航路を航行して出港する。
	2 代・I・S	IS	石原産業から昭和四日市石油に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2 代・D・M	DM	コスモ石油塩浜棧橋、三菱ケミカル第 1 から第 3 棧橋又は東邦石炭ふ頭に向かって航行する。
	2 代・C・E	CE	千歳町第 1、第 2 又は第 3 ふ頭の係留施設(第 1 から第 14 号岸壁)に向かって航行する。
	2 代・C・W	CW	千歳町第 2、第 3 ふ頭の係留施設(第 15 号岸壁から小型船棧橋)、日本板硝子又は太平洋セメントの係留施設に向かって航行する。
	2 代・T	T	コスモ石油四日市棧橋に向かって航行する。
	2 代・U	U	コスモ石油午起棧橋又は JERA 四日市火力発電所の係留施設に向かって航行する。
	2 代・K・W	KW	霞 1 丁目西側の係留施設に向かって航行する。
2 代・K・S	KS	霞 1 丁目南側の係留施設に向かって航行する。	
2 代・K・E	KE	霞 1 丁目東側の係留施設に向かって航行する。	

錨地 東防波堤の西側海域は底質が泥で、小型船等の好錨地である。

四日市港東防波堤南灯台 (34° 57.1' N 136° 39.5' E) の南南東方約 3,300m に、検疫錨地がある。

危険物積載船錨地は第 2 区、第 3 区に指定されている。第 1～第 3 航路東側出入口、昭和四日市石油シーバース及びコスモ石油シーバース付近海域等には、錨泊自粛区域が設定されている。

5 詳細はウェブページで公開されている。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/safety/rule/000002.html>

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考	
石炭ふ頭第 7 号	34° 56.9' N 136° 38.0' E	125	4.5～7	5,000×1	化学薬品用	
第 1 号 ふ頭	1 号	34° 56.9' N 136° 38.2' E	160	2,000×1	化学薬品用	
	2・3 号	34° 56.9' N 136° 38.4' E	245	10,000×1	鉱物、化学肥料等	
	4・5 号	34° 57.0' N 136° 38.4' E	215	10,000×1	化学工業品・非鉄金属	
	6 号	34° 57.1' N 136° 38.3' E	179	300×3	ガラス類	
第 2 号 ふ頭	8 号	34° 57.1' N 136° 38.4' E	190	15,000×1	穀類、ガラス類用	
	9 号	34° 57.1' N 136° 38.5' E	200	15,000×1	穀類、非鉄金属用	
	10 号	34° 57.1' N 136° 38.6' E	200	2,000×2	穀類用	
	11 号	34° 57.2' N 136° 38.5' E	200	15,000×1	輸送機械用	
	12 号		140	5	1,000×2	穀類、輸送機械用
19 号	34° 57.3' N 136° 38.4' E	110	5	1,000×1	輸送機械用	
第 3 号 ふ頭	13 号	34° 57.3' N 136° 38.6' E	245	30,000×1	穀類用	
	14・15 号	34° 57.3' N 136° 38.7' E	各 220	15,000×2	鉄鋼、非金属鉱物等	
	16 号	34° 57.4' N 136° 38.5' E	94	5,000×1	化学工業品、肥料等	
	17・18 号	34° 57.3' N 136° 38.4' E	163	2,000×2	鉄鋼用	
霞西 1 号 棧橋	34° 59.4' N 136° 39.1' E	450	4	700 t 級	休泊用	
霞 ヶ 浦 南 ふ 頭	22 号	34° 59.3' N 136° 40.5' E	280	14	60,000×1	石炭、石油製品用 アンローダー 2 基
	23 号	34° 59.3' N 136° 40.4' E	240	12	40,000×1	石炭、石油製品用 ガントリークレーン 1 基
	24・25 号	34° 59.4' N 136° 40.1' E	各 240	12	40,000×2	原塩、輸送機械等
	26 号	34° 59.5' N 136° 39.9' E	300	13.2	30,000×1	コンテナ、重量物用 ガントリークレーン 2 基
	27 号	34° 59.6' N 136° 39.8' E	240	12	25,000×1	コンテナ ガントリークレーン 1 基
	30～36 号	34° 59.6' N 136° 39.3' E	420	4.5	700×7	砂利、砂、石材等
	37～41・43・44 号	34° 59.8' N 136° 39.6' E	630	5.5	2,000×7	非金属鉱物等
	60～62 号	34° 59.2' N 136° 40.6' E	390	7.5	5,000×3	石炭用
	70～73 号	34° 59.7' N 136° 39.7' E	300	4.5	700×4	
74 号・75 号	34° 59.8' N 136° 39.9' E	130×2	7.5	5000×2		
霞ヶ浦北ふ頭 80 号	34° 59.8' N 136° 40.2' E	330	14	50,000×1	コンテナ ガントリークレーン 2 基	
富 双 ふ 頭	1・2 号	35° 00.3' N 136° 39.9' E	123	6	750×2	休泊用
	3 号	35° 00.2' N 136° 39.9' E	85	6	1,500×1	輸送機械、鉄鋼用
	4・5 号	35° 00.2' N 136° 39.8' E	各 125	7.5	5,000×2	セメント、金属製品用
	6 号	35° 00.1' N 136° 39.7' E	170	7.5	5,000×1	鉄鋼用
浜園ふ頭 50～59 号	34° 59.7' N 136° 39.2' E	600	4.5	700×10	休泊用	

上表のほか、第 1 区南部、第 3 区午起町、霞ヶ浦などに会社専用の係船施設が多数ある。

霞ヶ浦、川越地区には大型液化ガスタンカー用の係船施設が存在する。

シーバース

名称	概位	水深 (約m)	係船能力 (D/W)	備考
昭和四日市石油 シーバース	34° 55.8' N 136° 42.2' E	21	315,000	シーバース灯、レーダ反射器付大型 係船浮標
コスモ石油 シーバース	34° 57.0' N 136° 42.6' E	21	315,000	シーバース灯、レーダ反射器付大型 係船浮標

架橋

- 1 霞ヶ浦北ふ頭北部から北方対岸に至る橋 (35° 00.2' N 136° 40.2' E、高さ約18~20m) がある。
- 5 2 霞ヶ浦埋立地南西部から南西方対岸に至る2配管橋 (34° 58.5' N 136° 39.0' E、共に高さ21m)

最大入港船舶 2016年4月5日、タンカー KUN LUN SAN (164,580 t、喫水20.0m) がコスモ石油シーバースに着岸した。

- 台風・津波対策** 本港では台風・津波による事故を未然に防止するため四日市港台風等対策委員会及び四日市港地震津波災害防止対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、台風及び地震・津波の情報伝達及び警戒体制・避難の勧告・解除等の災害防止措置を指導している (問合せ先：四日市海上保安部)。
- 10

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
四日市海上保安部 (港長)	059-357-0118	名古屋植物防疫所四日市出張所	059-352-3896
名古屋税関四日市税関支署	059-353-6421	名古屋出入国在留管理局四日市港出張所	059-352-5695
中部運輸局三重運輸支局四日市庁舎	059-352-2033	動物検疫所中部空港支所 四日市分室	059-352-6918
名古屋検疫所四日市検疫所支所	059-352-3574		

引船・はしけ 引船・はしけがある。

通船 千歳町棧橋と港内及び港外停泊船との間に1日11往復の定期便がある。

- 15 **補給** 清水、燃料油の補給は十分にできる。給水船及び給油船がある。

修理 造船所があり、100~1,100 tの船舶を上架できる船架が4台ある。

廃油処理施設

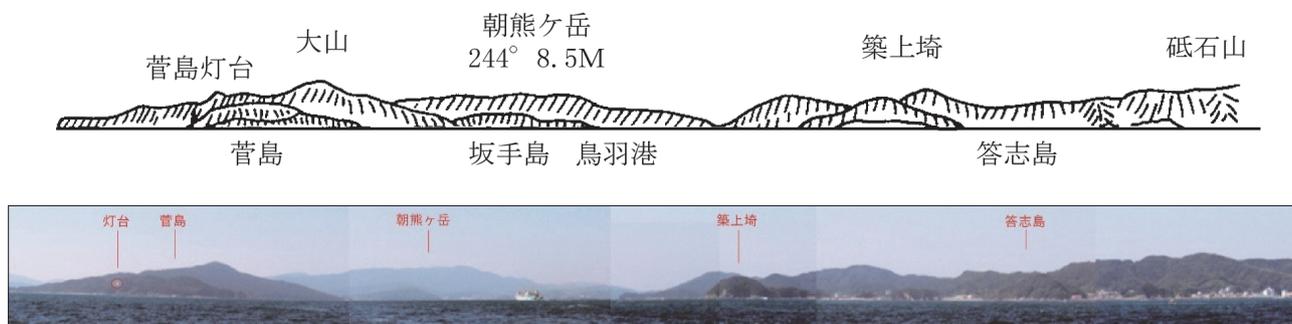
事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
コスモ石油(株) 四日市製油所	生産管理課 059-354-8777	0830~1700	ビルジ・水バラスト・ タンク洗浄水	水バラスト・タンク洗浄水
昭和四日市 石油(株)	受付代行 平和汽船昭四棧橋事業所 059-345-2428	0830~1700	ビルジ・水バラスト タンク洗浄水	水バラスト・タンク洗浄水

医療施設

名称	電話番号	備考
市立四日市病院	059-354-1111	

菅島水道対景図

東北東方から鳥羽港を望む



針路法 (第59図、324ページ参照)

5 東方から菅島水道へ

菅島灯台 ($34^{\circ} 30.0' N$ $136^{\circ} 54.5' E$) を 220° に見て進み、大築海島頂 (高さ 83m) をほぼ正横に見る所か日和山頂 (高さ 69m) を 243° に見る方位線上を進む。この針路は鳥羽導灯 ($34^{\circ} 29.2' N$ $136^{\circ} 50.5' E$ (前灯)、 $34^{\circ} 29.1' N$ $136^{\circ} 50.4' E$ (後灯)) 2灯一線 (243.6°) をほぼ一線に見る方位であるが、導灯は昼間日光の関係などで2M前後に近寄らなければ見えないことがある。また、前記方位線 (243°) の日和山頂も遠距離にあるため、天気の状態によっては見えないことがある。

前述したとおり、菅島水道東口付近は間ノ七島 (南西端付近に灯浮標が設置されている。) とホソエとの暗礁により可航幅が狭められているほか、答志島南岸及び菅島北岸の水道両側にはノリ、ワカメの養殖施設 (9月～翌年4月又は5月) が設置されているので、注意を要する。

また、同水道西口付近の坂手島北岸にもノリの養殖網 (9月～翌年4月又は5月) が設置され、これに接近するおそれがあるので、著屋 (戸田家ホテル、目標の項参照 (321ページ)) を 245° に見て航進するとよい。

北側の沖ノ長藻瀬を避航するため、菅島港北防波堤灯台 ($34^{\circ} 30.0' N$ $136^{\circ} 53.8' E$) を正横に見る地点 (南側の長藻瀬を航過している) から少し左転し、前記方位線から少し菅島のほうに近寄って航行するとよい。

南方から菅島水道へ

20 答志島北東端付近の大中山島頂 ($34^{\circ} 32.3' N$ $136^{\circ} 54.2' E$) とその南南東方の風倉島 (高さ 14m) とを一線 (326°) に見る方位線上を航行して菅島北東端の白埼付近から東北東方に延びる礁脈と南卯月瀬 ($34^{\circ} 30.7' N$ $136^{\circ} 56.1' E$) との間の中央を進み、菅島灯台正横で針路 292° として笠脱鼻 ($34^{\circ} 31.1' N$ $136^{\circ} 53.9' E$) に向首して約 0.6M進むと菅島灯台が再び正横となるので、その地点から左転して前記方位線 (243°) に入る。

25 また、南方から入る際に、大築海島頂を向進目標として針路約 340° で進入してもよい。

潮流 間ノ七島灯浮標 ($34^{\circ} 30.8' N$ $136^{\circ} 54.2' E$) 付近では、上げ (下げ) 潮流は、南西 (東北東) 方へ流れ、最強潮流は 0.8kn である。

ハンス鼻～大王埼 (海図 W1051、W1053、W78)

概要 加布良古水道南東方のハンス鼻から大王埼までの約 10M 間の海岸は屈曲が多く、その中央部に**的矢《マトヤ》港**があり、安乗埼の西側に**安乗《アノリ》漁港**がある。また、大王埼の北西側に**波切《ナキリ》港** (港則法適用港) があり、近海、遠洋の漁業基地で漁船の良い避泊地である。

5 この区域には顕著な陸標は少ないが、石鏡、鎧埼、安乗埼、大王埼の各灯台は顕著である。

この沿岸の水深は不規則で陰礁が多く、**黒瀬** (34° 20.2' N 136° 54.8' E)、**油瀬** (34° 19.4' N 136° 54.8' E、水深 5m) などの陰礁がある。距岸 2M 以遠は、水深 30m 以上である。

鎧埼～大王埼間の沿岸には、所々に定置網及びワカメなどの養殖施設 (9 月～翌年 5 月) がある。

目標

地物名	概 位	備 考
鎧《ヨロイ》埼	34° 24.8' N 136° 55.7' E	埼上に灯台がある。
安乗《アノリ》埼	34° 21.9' N 136° 54.5' E	低い埼で、埼端に灯台がある。
青 峰 山	34° 24.5' N 136° 49.4' E	高さ 336m
大 王 埼	34° 16.6' N 136° 54.0' E	低い埼、南端付近に灯台、 照射灯がある。 無線塔があり、無線塔はいずれの方向からも良く見える。

10

第 8 節 大王埼～潮 岬 (海図 W93)

概要 この間の沿岸は、樹林に覆われた山地が海に迫り、険しいがけのリアス式海岸を形成している。

15 沿岸は一般に深水で大小多数の湾がある。尾鷲湾及び賀田湾は大型船の避泊に適し、その他小型船の避泊に利用できる港湾も多いが、いずれも真珠やハマチなどの養殖施設があり、泊地が狭くなっているので進入には注意を要する。

気象 大王埼～潮岬の沿岸の気候は非常に温和で、最暖月の 8 月の月平均気温は 25～27℃、最寒月の 1 月の月平均気温は 7℃前後である。

20 風向は、冬季には西又は北西の季節風に支配されるが、夏季にはこの沿岸の地形に影響されて、西又は北～北東風が多い。この沿岸の主要地である尾鷲は、背後に山があるため風速は弱く天然の良港となっている。

紀伊半島では 6～10 月に降水量が多く、降水量が最大になる月は 9 月で、尾鷲で約 720mm、潮岬で約 330mm である。

25 **避泊地** 大型船には尾鷲湾、賀田湾が良く、小型船は前記 2 湾のほかに五ヶ所港、神前湾、古和浦湾、勝浦湾、串本港などがあるが、いずれも真珠及びハマチなどの養殖施設が湾内にあり、泊地が狭められているので、荒天時には早めに避難しないと避泊できないことがある。

布施田水道及び付近 (海図 W78、W1090)

概要 この項では大王埼～御座岬の約 8.5M 間の海岸、主に**布施田水道**について記載する。

30 大王埼から**深谷水道**付近までは、ほとんどがけ海岸である。それから西方、すなわち前島《サキシマ》半島南岸は砂浜が多いが、岬角付近はがけを成している。内陸は前島半島西端のほか低い丘である。

深谷水道 (34° 15.9' N 136° 51.6' E) は、外洋の黒潮を英虞湾に流入させて同湾の真珠養殖に赤潮の被害を防ぐために切り開いたもので、満潮時には 20 t 級の船舶が通航できる。麦埼の西方約 2M に**和具漁港**がある。沿岸一帯に陰礁が多く、ことに中部の海岸沖には陰礁群が広く散在し、その最南端は距岸約 3.5M で

ある。

この險礁群の間に、東西に通ずる布施田水道がある。この水道の南北両側には、暗礁、干出岩、岩礁などが点在しているので、慎重な操船が要求される。

水道の水深6m以上の幅は約350m、通航できる船舶は最大700t程度で、地元漁船や小型船の通航が多い。

5 水道の東口付近には、定置網があるので注意を要する。

目標

地物名	概位	備考
麦 埼	34° 14.8' N 136° 50.9' E	草木の茂った埼で、埼上に灯台がある。
小 島	34° 14.2' N 136° 49.0' E	高さ14m、島の中央部は台形地で、草木が茂っている。
大 島	34° 13.8' N 136° 48.7' E	高さ10m、数本の松の木がある。
金比羅山	34° 16.3' N 136° 46.6' E	高さ99m、形がかぶとのようで、頂上に著松がある。
御 座 岬	34° 16.2' N 136° 45.1' E	岬頂の黒森（高さ96m、頂の南西至近に灯台がある）は樹木が茂り、西方からは特に黒く見え遠望顕著

針路法（第60図、328ページ参照）

10 この水道は付近に險礁が多く、また、水道の東口は定置網が張り出しているため、特に夜間の通航は十分な注意を要する。

東航

- 1 三木埼沖約3Mから針路048°で御座埼灯台（34° 16.2' N 136° 45.1' E）に向首する。
- 2 布施田灯標（34° 14.3' N 136° 48.3' E）と麦埼灯台（34° 14.8' N 136° 50.9' E）とを一線（077°）に見たならば右転して、その方位線上を航行する。
- 15 3 岩井埼矢摺島照射灯（34° 15.7' N 136° 46.0' E）をほぼ正横に見て、布施田灯標の北側を通るよう徐々に変針して水道西口に近づく。

西航

- 1 大王埼の東方約2Mから針路230°で進み、麦埼南東方の定置網の外方を通る。
- 2 麦埼灯台を正横に見たならば右転して、大長磯灯標（34° 14.0' N 136° 49.9' E）を283°に見る方位線上を航行する。
- 3 1の定置網をかわした後、大長磯灯標の北側を通るよう変針して水道東口に近づく。

夜間、大長磯灯標～小島間の浅瀬に乗り揚げる西航船が多いので、大長磯灯標を離して水道北側に寄って航行するのがよい。

水道の北側は渡り黒ミ灯浮標（34° 14.6' N 136° 49.0' E、レーダ反射器付）、イチ島灯浮標（34° 14.3' N 136° 49.5' E、レーダ反射器付）、水道の南側は布施田灯標、四丈北東方灯浮標（34° 14.4' N 136° 48.7' E、レーダ反射器付）、大長磯灯標で示されているので、東航船、西航船ともこれら航路標識を結ぶ線の間を航行すればよい。

航行上の注意 東航船、西航船とも海難のほとんどが夜間に発生し、針路の誤りによるものが多いので、通航船舶は十分な注意を要する。

30 また、水道周辺では海女の潜水漁業が盛んであり、通航船の造波が海女に危険を及ぼすので、海女が操業中、通航しようとする船舶は、速力を落して通航するよう留意すること。

東航船 主に鳴神島（34° 13.1' N 136° 48.4' E）付近、杓子ノ瀬（34° 13.8' N 136° 48.2' E）

合口鼻～三木埼 (海図 W75)

概要 合口鼻 (34° 07' N 136° 19' E) ～三木埼の間は、山地が海に迫り、外洋に面する所はがけ海岸が多い。中央部に尾鷲湾が湾入し、その南隣に九木浦がある。

この沿岸は岸近くまで深水で、合口鼻付近を除けば、距岸 500m で水深 30m 以上となる。

- 5 **尾鷲《オワセ》湾** (34° 03' N 136° 17' E) 沢埼と九木埼との間に湾入する大湾で、周囲は樹木の繁茂した山に囲まれている。湾内は 4 支湾に分かれて、尾鷲港と引本港は大型船の錨泊に適するが、須賀利浦及び元須賀利浦は南寄りの風波がないときに船舶の避泊地となるにすぎない。湾内には定置網やタイなどの養殖施設が多く、合口鼻～三木埼の間には、夜間漁船が多いので注意を要する。

- 10 **九木浦** (34° 01' N 136° 16' E、海図 W75) 西方へ湾入する細長い湾で、狭いが險礁がなく、よく諸風を防ぎ、小型船には最良の泊地であるが、浦口の南側には、定置網 (周年) があり、**沓埼** (34° 00.6' N 136° 15.5' E) 付近より内方には多数の養殖施設があるので入れない。浦奥に**九木漁港**がある。

架空線 沓埼の北西方約 200m の地点から、南西方対岸に至る送電線 (高さ 22m) がある。

- 15 **錨地** **配ノ鼻** (34° 00.5' N 136° 15.3' E) 東方の外湾では、東風の強いときには直接波浪が侵入するが、その他の風に対しては比較的安全である。沓埼南方の錨地は、周囲に漁網があるため、錨泊する時は注意を要する。

目標

地物名	概位	備考
日出ヶ岳	34° 11.1' N 136° 06.6' E	台形の高原の最高部で高さ 1,695m、御前埼方面から潮岬方面へ直航するときの顕著な遠距離目標となる。
沢 埼	34° 05.1' N 136° 17.8' E	険しいがけの埼で、東方から見れば顕著である。
寺 島	34° 04.9' N 136° 17.4' E	黒茶色の 2 岩小島から成り、島頂に小樹が少し生えている。
尾南曾《オナン》鼻	34° 04.9' N 136° 16.1' E	鼻の東側は黒茶色のがけで、鼻上に灯台がある。
桃頭《トガ》島	34° 03.6' N 136° 15.6' E	高さ 167m、樹木が茂り、遠望三角形で非常に顕著である。島の北東部に灯台がある。
九 木 埼	34° 01.2' N 136° 16.9' E	灰色のがけの埼で、埼頂は高さ 228m、低い木が多い。
ナ サ 埼	34° 00.3' N 136° 16.3' E	がけの鼻で鼻頂は円すい形を成し、鼻の両岸は石浜である。
三 木 埼	33° 58.4' N 136° 16.2' E	割れ目によって柱状となった岩のがけ (柱状節理) の埼で、埼上に灯台がある。

尾鷲港 (34° 04' N 136° 13' E) (海図 W1059) (JP OWA)



(2018年5月撮影)

港種 港則法適用港、**開港**、検疫港、出入国港

5 **概要** 尾鷲湾内をほぼ二分して、南西側が尾鷲港、北東側が引本港である。

三方を高い山に囲まれた大型船の錨泊できる良港であるが、港口が東方に開いているため、東～南東風の強いとき（特に8、9月ころ）には、波浪が侵入し避泊に適さない。港奥の防波堤内は水深4～8mで、概ね静穏であるが漁船、小型船の出入りが多く狭あいである。

10 この地方は全国でも有数の多雨地帯であり、このため港に注ぐ河川の増水時には、港内の潮流は複雑になるという。

気象 4～9月は東寄りの風が多く、強吹時にはうねりが侵入することがたびたびある。10月～翌年3月には西寄りの風が多いが、港内への影響は少ない。

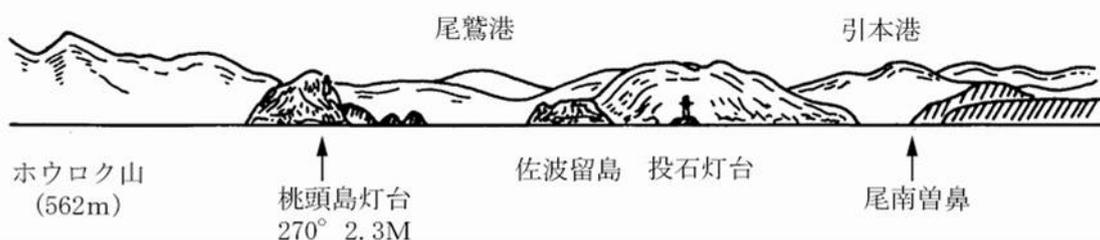
潮汐 尾鷲港における平均高高潮は1.5m、平均低低潮は0.4m、平均水面は1.04mである。

目標

地物名	概位	備考
煙突	34° 03.9' N 136° 12.6' E	高さ233m、白色集合型。西方に火力発電所がある。発電所構内には灯が多い。

尾鷲港対景図

東方から尾鷲湾を望む



~~水先——尾鷲水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、12ページ参照)~~

針路法

1 大型船は、一般に割亀島～投石間を通航する。

- (1) 検疫錨地から針路 293° で割亀島 ($34^{\circ} 05.2' N$ $136^{\circ} 14.5' E$) に向首して進む。
- 5 (2) 投石灯台 ($34^{\circ} 04.7' N$ $136^{\circ} 14.9' E$) を正横に見る所から 258° に変針して雀島 ($34^{\circ} 04.7' N$ $136^{\circ} 13.3' E$ 、樹頂の高さ17mの茶色の岩小島) に向首し、割亀島と投石の間を航過する。
- (3) 割亀島東端を正横に見る所から針路 245° で進み、適宜錨地へ向かう。

【写真の差し替え】



2 小型船は、一般に投石～佐波留島間を通航する。

- 10 (1) 検疫錨地付近から針路 274° で雀島南端に向首して、投石と佐波留島との中央を航過する。
- (2) 尾鷲港人瀬灯浮標 ($34^{\circ} 04.5' N$ $136^{\circ} 14.6' E$) を正横に見て 264° に変針し、尾鷲港第1防波堤灯台 ($34^{\circ} 04.4' N$ $136^{\circ} 12.4' E$) に向首して錨地へ向かう。
- なお、潮流の影響が大きいので注意を要する。

入港上の注意

- 15 1 港奥の防波堤に囲まれた船だまりに出入りの際は、第1、第2防波堤とも高いため、船舶の動静が見えにくいので注意を要する。
- 2 4～8月の一本釣り漁期には、漁船が集中的に出入港し、沢崎～三木埼間の湾口一帯にかけて夜間、多数の漁船が集魚灯をつけて操業する。このため、検疫錨地への進入は危険である。
- 3 引本港方面からの漁船が、針路を横切ることが多い。

- 20 **錨地** 検疫錨地は桃頭島の北東方 ($34^{\circ} 04.4' N$ $136^{\circ} 16.5' E$) 付近にあり、水深60～67mである。
 検疫錨地付近には養殖施設があるので注意を要する。

- 防波堤外に錨泊する際は、尾鷲港第1防波堤灯台、雀島南端、尾鷲三田工事所栈橋西端及び中部電力尾鷲三田工事所用地北端 ($34^{\circ} 04.2' N$ $136^{\circ} 12.4' E$) を結んだ線で囲まれる水域内で、尾鷲三田工事所栈橋を中心とする半径500m以内の海域(大型タンカー離着岸のため危険)を避け錨泊するのがよい。雀島南端を
 25 $062^{\circ} 850m$ に見る付近の水深20m、底質泥の所は好錨地である。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (D/W×隻)	備 考
第 1 岸 壁	34° 04.5' N 136° 12.1' E	延長 120	3~4	300 t × 2	
-5.5m岸壁		91	5.5	500 t 級	
第 2 岸 壁	34° 04.4' N 136° 12.1' E	延長 73	2~3	300 t × 2	
第 2 棧 橋		114	2~3.5	700 × 2	
第 3 岸 壁	34° 04.3' N 136° 12.2' E	80	1.5~3.5	2,000 × 1	
第 4 岸 壁	34° 04.2' N 136° 12.2' E	161	2~3.5	2,000 × 2	
天 満 岸 壁	34° 04.5' N 136° 12.4' E	250	4	500 t × 2	

上表のほか、会社専用の岸壁及び棧橋がある。

5 ~~シーバース——弁財《バザイ》島北東方に尾鷲三田火力発電所棧橋（長さ150m、水深16.5~18.5m）があり、その北側には100,000D/W級船舶が、同南側には4,500D/W級船舶が着岸できる。~~

架空線 桃頭島から瀬元鼻に至る配電線（高さ30m）がある。

最大入港船舶 1989年3月20日、タンカー MINOTAVROS（68,630 t、喫水15.3m）が尾鷲三田工
所棧橋に着岸した。

- 10 台風・津波対策 本港では台風及び地震、津波等による事故を未然に防止するため尾鷲港異常気象等発生時安全対策委員会を設置し、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合せ先：尾鷲海上保安部）。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先	官 公 署 名	連 絡 先
尾鷲海上保安部	0597-25-0118	名古屋検疫所四日市検疫支所	四日市検疫支所
名古屋税関四日市税関支署尾鷲出張所	0597-22-1385	尾鷲・勝浦出張所	0593-52-3574 へ連絡

- 15 引船 タンカー入港時に他港から来る。
補給 岸壁などで清水、燃料油、氷の補給ができる。給油船がある。

医療施設

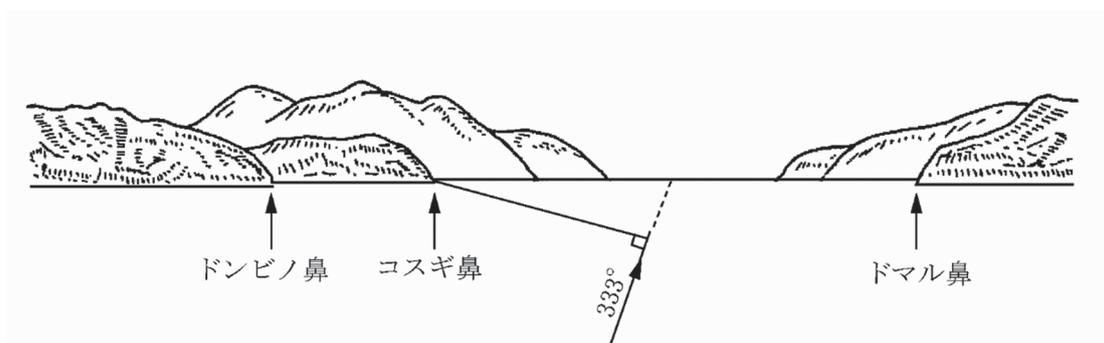
名 称	電 話 番 号	備 考
尾鷲総合病院	0597-22-3111	

三木埼～熊野川河口（海図 W75、W93）

- 20 概要 三木埼～猪ノ鼻の間は尾鷲湾付近と同様の海岸で、賀田湾、二木島湾、新鹿湾の3湾がある。猪ノ鼻～熊野川河口の間は、猪ノ鼻の西側に木本港の小湾入があるほかは、真直ぐな磯浜で松林が続いている。内陸は一部の山地である。
- 熊野川は、三重県と和歌山県との境界となる大川で、河口の北側に鵜殿港がある。鵜殿港の沖合3M以遠では、秋口の日没から日出までまき網漁船等が集魚灯を点灯し、多数操業している。
- 25 木本港から鵜殿港沿岸にかけて定置網があるので、距岸2.5M以内に近寄らない方がよい。

賀田湾対景図

南東方から賀田湾口を望む



賀田湾 (33° 57′ N 136° 15′ E、海図 W1073) 三木崎とその南西方の神須ノ鼻 (33° 57′ N 136° 14′ E) との間を湾口とし、南東方に開いている。湾内は十字形で3支湾に分かれ、東支湾を三木浦、北支湾を三木里港、西支湾を飛鳥浦という。三木浦に三木浦漁港があり、小型船の避泊に適する。

この湾は樹木の多い山脈に囲まれ、湾奥の諸山は高さ700m前後である。湾内は深水で、中央部の水深は50m前後である。湾内には、定置網(周年)がある。

飛鳥浦 (33° 58′ N 136° 13′ E) は、コスギ鼻(鼻端に灯台がある)の北側を西方へ長さ約1.5M湾入り、底質砂及び泥で、諸風を防ぎ、200~1,000t級の船舶の避泊に適する。浦奥に賀田港がある。

浦内の両側にはタイ、ハマチ、真珠等の養殖施設がある。

北岸にある古江漁港前面海域から南東方の浦中央部にかけて水深が0.3~7m減少している。また、浦奥にある賀田港前面海域から南東方約0.4Mにかけて水深が0.3~3.4m減少している。

15 目標

地物名	概位	備考
神《コウ》ノ島	33° 57.7′ N 136° 16.1′ E	高さ11mの黒色不毛岩、賀田湾を見分けるのに良い目標
ハゴ山	33° 58.5′ N 136° 12.0′ E	高さ223m

針路法 昼間の出入りは容易である。夜間は神ノ島を避けるため、コスギ鼻灯台 (33° 58.5′ N 136° 13.3′ E) を見ながら湾口に近づき、三木崎灯台とコスギ鼻灯台で船位を確かめてから、針路333° でほぼ湾の中央を通り湾内に入る。

鵜殿港 (33° 44′ N 136° 01′ E) (海図 W1058)



(2018年5月撮影)

概要 熊野川河口北側にある。南、東、北防波堤と陸岸に囲まれた港で、北防波堤南側に小型漁船船だ
5 まりがある。港内の水深は5~7mであったが、熊野川からの土砂の流入により、水深が約0.3mから最大約
4m減少している。また、荒天後に水深が変化するおそれがある。

港湾施設 港奥に-5.5m岸壁(33° 44.1′ N 136° 00.9′ E、延長約270m、水深4~5m)及び-3m
物揚場がある。また、南防波堤基部西側には、北越コーポレーション株式会社紀州工場専用岸壁(長さ240m、
水深4~5m)がある。

10 最大入港船舶 チップ運搬船 大加丸(1,500t)が北越コーポレーション専用岸壁に着岸する。

紀伊半島南東岸対景図

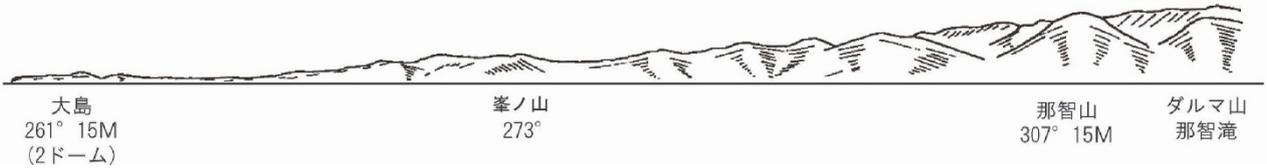
(1) 賀田湾沖から朝熊ヶ岳～大台ヶ原山を望む



(2) 賀田湾沖から大台ヶ原山～那智山を望む



(3) 樫野崎東方から那智山～大島を望む



熊野川河口～梶取埼 (海図 W46)

概要 この約9.5M間の沿岸には、三輪崎湾、那智湾、勝浦湾が並び、これらの諸湾の内外には小島や岩礁が多い。

那智湾 (33° 38′ N 135° 58′ E) 湾口は東方に大きく開いている。西～北風のとき避泊地となる。駒ヶ埼 (33° 39′ N 135° 59′ E) から南方約1.1M間には、小島や浅礁が並んでおり、その東方には定置網 (10月～翌年7月) があるので注意を要する。

錨地 大平石 (目標の項、344 ページ参照) 南端を108° に、山成島 (高さ20m) 西端を170° に見る水深18mの所にある。入泊する場合には、湾口南側の綱切島 (33° 38.0′ N 135° 57.5′ E、高さ1.4mの水上岩)、湾内北東部の根子《ネジ》島 (33° 38.9′ N 135° 57.7′ E、高さ8mの水上岩) の南東方約160mにあるシラ磯 (33° 38.8′ N 135° 57.8′ E、最小水深7.9mの暗岩) 及び湾奥の礁脈に注意を要する。

勝浦湾 (33° 37′ N 135° 57′ E) 勝浦港、森浦湾、太地湾の3支湾に分かれる。

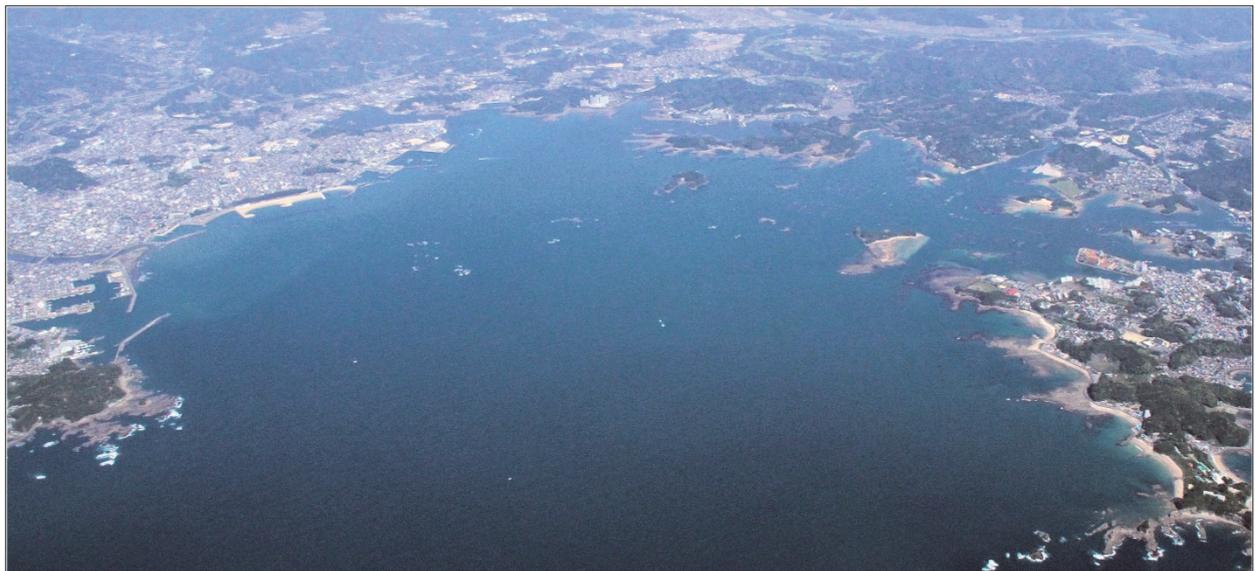
勝浦湾の内外には小島や岩礁が非常に多い。また、燈明埼北方及び北東方には定置網 (5月～12月、11月～翌年6月) があるので注意を要する。

森浦湾 勝浦湾の西の支湾で、東方に開き暗礁が多くて好錨地ではないが、湾内が広く東風のほかは錨泊できる。入湾する場合には太刀落ノ瀬沖 (33° 36.5′ N 135° 57.1′ E、最小水深1.4mの暗岩)、上薬師 (最小水深2.1mの暗岩)、カミノヤマ出シ (最小水深2.8mの暗岩) などを避航しなければならない。湾奥部に真珠の養殖施設がある。

太地湾 勝浦湾の南支湾で、北東方に開いている。

湾内の大部分は岩礁にふさがれ、南西奥の太地漁港に至る水路がある。

田辺港 (33° 43' N 135° 22' E) (海図 W74) (JP TAE)



(田辺港1区、2区、3区を望む)

(2018年5月撮影)

港種 特定港、出入国港

概要 港域内は第1区～第3区に分かれている。第1区に**堅田漁港**、綱不知漁港、内の浦漁港及び港湾法上の文里港、第2区に田辺漁港、第3区に江津良漁港がある。

田辺漁港は、西側から東、西両防波堤に囲まれた江川泊地 (33° 43.8' N 135° 22.0' E)、戎泊地 (33° 43.6' N 135° 22.5' E) 及び湊泊地 (33° 43.1' N 135° 22.9' E) がある。江川泊地は水深2～5mの船だまりで、港域西側には干出礁脈が広がっている。

文里《モリ》港は、田辺港文里第2防波堤灯台 (33° 42.9' N 135° 23.6' E) ～荒磯埼 (33° 42.9' N 135° 23.7' E) 間を北方へ湾入する**文里泊地**と、同泊地西隣に**新文里泊地** (33° 43.0' N 135° 23.1' E) 及び南隣に**跡之浦泊地** (33° 42.7' N 135° 23.8' E) がある。

この港は、西寄りの風を除きよく諸風波を防ぐが、北部の**会津川**河口の南方付近以外は險礁が非常に多く、利用できる海域は狭いので、出入港には注意を要する。

気象 年間を通じて東～東南東の風又は北西～北北西の風が多い。
冬季の西寄りの風が連吹すると、港内に波浪が侵入する。

目標

地物名	概位	備考
著屋	33° 42.4' N 135° 23.6' E	ホテル、白色、遠望顕著
権現山	33° 41.1' N 135° 20.5' E	高さ40m、松の木が茂り、遠くから島のように見える。

通信 船舶と港長との間で、「こうべほあん」を介しVHF無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
こうべほあん KOBE COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	田辺海上保安部	

架橋 港奥を横断する甲浦大橋（高さ 16m）がある。

針路法（第 62 図参照）

錨地 唐人ヶ鼻と北方の塚崎との間は水深 4~12m、底質砂で錨かきが良い、南東風のときのほかは 500 t までの船舶が錨泊できる。

5 港湾施設

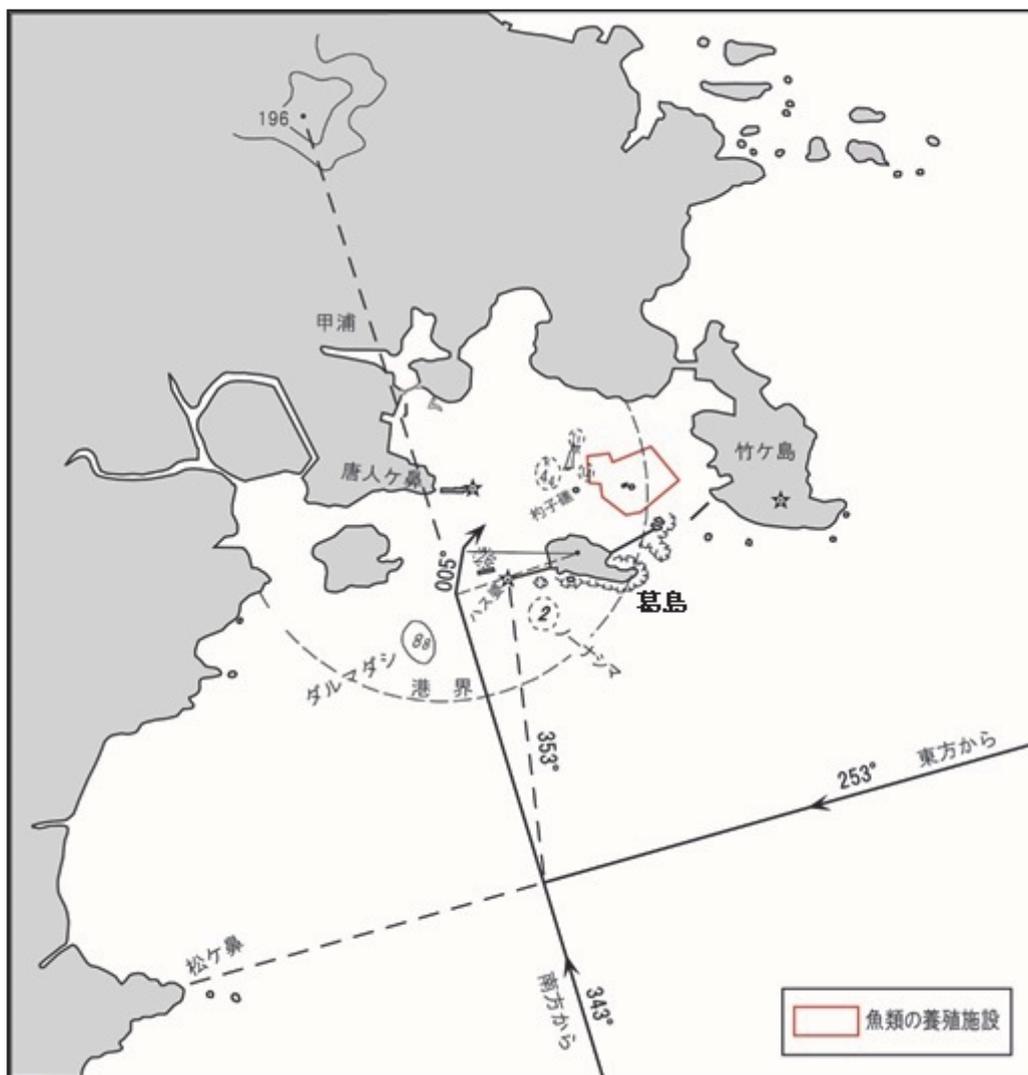
名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係 船 能 力 (t × 隻)	備 考
唐人ヶ鼻岸壁	33° 32.6' N 134° 18.1' E	102	4~5.5	3,000×1	
唐人ヶ鼻第 2 岸壁	33° 32.6' N 134° 18.0' E	80	3.5~5	1,000×1	

上表のほか、港奥に小型船用の物揚場がある。

補給 燃料油、清水及び氷が補給できる。

10

第 62 図 甲浦港入港針路法図



高知港 (33° 31' N 133° 34' E) (海図 W110) (JP KCZ)



(2018年5月撮影)

港種 特定港、開港、検疫港、出入国港、家畜検疫の港、植物防疫の港

5 **概要** 入口付近の航路(幅 120~210m)は常に掘下げて水深維持に努めているが、狭長で暴風による種崎浜からの漂砂などのため、水深が浅くなることがあるので、通航の際は注意を要する。

港内の水深は全般に浅く、港口付近が水深約 12mのほか、港内全般は 8m以下である。

第7ふ頭東方の海域は台風等の影響により水深が変化しやすく、乗揚げ事故も発生しているので注意を要する。また、防波堤築造工事が実施されている。

10 港内東側の埋立地は石油、石灰石、造船関係の企業が進出している。

西側は水深 2~4m、底質泥で 500 t 以下の船舶が停泊でき、諸風波に対して安全である。

港奥に高知市街を貫流する鏡川、国分川などの河川が注いでいる。

気象 年間を通じて西の風が多い。風速は極めて弱く、年平均風速はほぼ 2m/s 以下となっている。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.6m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 1.08mである。

15 **潮流** 高知港口 (33° 30.0' N 133° 33.9' E) においては、上げ(下げ)潮流は西(東)方へ流れ、流速は 0.6~0.9 (1.0) kn である。

通信 船舶と港長との間で、「こうべほあん」を介し VHF 無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数 (呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先	備考
こうべほあん KOBE COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	高知海上保安部	

水先 水先法という水先区ではないが、水先類似行為者がいる。

20 **航路** 種崎浜東方から港奥の第1ふ頭南東方の間に、港則法に定める航路(長さ約 3M、幅 120~210m、水深約 7~9m)がある。

針路法 港口の沖合約 1Mの所から、高知港種崎防波堤灯台 (33° 30.3' N 133° 34.5' E) に 277° で向首して進む。高知港口防波堤灯台 (33° 30.1' N 133° 35.0' E) 正横で第7ふ頭へは右転し、港内へ

	信号の方法		信号の意味
	昼 間	夜 間	
入航信号	毎 2 秒に白色光 1 閃又は黒色の 上向き円すい形形象物 1 個	毎 2 秒に白色光 1 閃	入航船は入航可 総トン数 100 t 以上の出航船は運航停止で待機 総トン数 100 t 未満の出航船は出航可
出航信号	毎 2 秒に赤色光 1 閃又は黒色の 方形形象物 1 個	毎 2 秒に赤色光 1 閃	出航船は出航可 総トン数 100 t 以上の入航船は水路外で出航船の 進路を避け待機 総トン数 100 t 未満の入航船は入航可
自由信号	毎 3 秒に順次赤色光 1 閃及び白 色光 1 閃又は黒色の鼓形形象物 1 個	毎 3 秒に順次に 赤色光 1 閃及び 白色光 1 閃	総トン数 1,000 t (油送船は総トン数 500 t) 以上 の入航船は水路外において出航船の進路を避けて 待機 総トン数 1,000 t (油送船は総トン数 500 t) 以上 の出航船は運航を停止して待機 総トン数 1,000 t (油送船は総トン数 500 t) 未満 の入出航船は入出航可
禁止信号	毎 6 秒に順次赤色光 3 閃及び白色 光 3 閃又は縦に上から黒色の鼓 形形象物 1 個及び赤色の方旗 1 旒	毎 6 秒に順次に 赤色光 3 閃及び 白色光 3 閃	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止

注意 港口付近では、春～秋季の低気圧及び台風による南寄りのうねりが大きいので注意を要する。

錨地 検疫錨地は、下竜頭岬の南南東方 (33° 28.8' N 133° 35.0' E) 付近にある。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
第 1 ふ頭	2 号岸壁	33° 32.4' N 133° 33.2' E	115	3~6	3,000×1	
	4 号岸壁	33° 32.4' N 133° 33.4' E	390	6~7.5	5,000×3	
	5 号岸壁	33° 32.3' N 133° 33.6' E	130	7.5	5,000×1	耐震強化岸壁
	6 号岸壁	33° 32.5' N 133° 33.6' E	310	6~7.5	5,000×2	
	7 号岸壁	33° 32.6' N 133° 33.6' E	260	6~7.5	5,000×2	
	8 号岸壁	33° 32.7' N 133° 33.6' E	180	2~4	700×3	
第 2 ふ頭 1 号岸壁	33° 33.2' N 133° 33.6' E	735	2.5~3	—		
第 3 ふ頭	1 号岸壁	33° 33.0' N 133° 33.8' E	242	2.5~4	—	
	2 号岸壁	33° 32.7' N 133° 33.8' E	446	3.5	300×1	
	3 号岸壁	33° 32.6' N 133° 33.8' E	110	3	300 t × 1	険悪地の海図表記あり
	4 号岸壁		140	3.5	750 t × 2	同上
第 4 ふ頭	1 号岸壁	33° 32.5' N 133° 34.2' E	167	5.5	3,000×1	
	2 号岸壁	33° 32.4' N 133° 34.2' E	180	4	300×1	
	3 号岸壁	33° 32.4' N 133° 34.3' E	90	4	300×1	
第 5 ふ頭	1 号岸壁	33° 31.4' N 133° 33.9' E	130	5.5~6	5,000×1	
	2 号岸壁	33° 31.3' N 133° 33.9' E	140	4	1,000×2	
	3 号岸壁	33° 31.1' N 133° 33.9' E	300	3.5~4.5	700×5	
第 7 ふ頭	1 号岸壁	33° 30.7' N 133° 35.1' E	240	8	—	
	2 号岸壁	33° 30.6' N 133° 35.1' E	240	12	30,000×1	
	3 号岸壁	33° 30.6' N 133° 35.4' E	280	12	30,000×1	
	4 号岸壁	33° 30.7' N 133° 35.5' E	190	11	18,000×1	耐震強化岸壁
	8 号岸壁	33° 30.8' N 133° 35.0' E	180	7.5~8	12,000 t × 1	西隣は工事中

5 上表のほか、各ふ頭に各会社の専用係船施設がある。

二見港 (27° 05' N 142° 12' E) (海図 W52)



(2019年1月撮影)

港種 検疫港、出入国港

- 5 **概要** 父島西岸の北部にある。出入国港であるが関税法上は不開港である。かなりよく風波を防ぐ港で、大型の船舶も収容でき、小笠原群島中最良の錨地である。この港は大根崎～野羊崎間を東方へ約 1.2M湾入り、港口の幅は約 0.7Mである。港内の大部分は水深 20～40mで所々に険しいがけがある。

気象 年間を通じて、南寄りの風が多い。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.0m、平均低低潮は 0.2m、平均水面は 0.68mである。

- 10 **副振動** 周期 16～20 分の極めて著しい海面の昇降があり、その昇降は 30cmに達することがある。

目標

地物名	概位	備考
要岩《カナメイワ》	27° 04.8' N 142° 12.1' E	高さ 27m、島頂に 数本の 松が数本ある、西側に白塗標がある。
著屋	27° 05.7' N 142° 11.8' E	船客待合所、二見棧橋南西部

- 15 **針路法** 二見港に入るには、二見港丸山灯台 (27° 04.8' N 142° 12.5' E) と要岩の白塗標とを一線 (087.3°) に見る方位線を進む。夜間入港のときには、二見港丸山指向灯 (27° 04.8' N 142° 12.5' E) の示す可航水路 (白光 088.7°) を進めば、港口両側の險礁の間を導く。

港口の潮流は強いので、口ノ瀬を通過し終わるまで減速等には注意を要する。

- 20 **注意** 兄島の見返山 (27° 06.8' N 142° 12.8' E、高さ 254m) と二見港北部の**二見岩** (27° 05.8' N 142° 12.0' E、高さ 11m) とを一線 (036°) に見る方位線が、**口ノ瀬** (27° 04.9' N 142° 11.2' E、水深 3.4m) の南東側至近及び**中ノ瀬** (27° 05.2' N 142° 11.5' E、水深 1m) の南東側至近を通る避險線となる。

港湾施設 二見岩の西方至近に二見棧橋 (延長 340m、水深 5～8m)、さらにその南西隣に物揚場 (延長 130m、水深約 3m) がある。

係船浮標 3 係船浮標がある。

錨地 二見港は各方向の風に対し安全な錨地であるが、南西～西風が風力 6（風速 10.8～13.8m/s）以上のときにはうねりが港内に侵入する。西寄りのうねりが高いときは、港内錨泊、岸壁係留ともに不適當である。

港内中央部付近に廃棄海底線があるため、錨地は北部と東部とに限定される。北部では二見港防波堤灯台（27° 05.6′ N 142° 11.7′ E）の前面に錨地がある。港の南東隅にある扇浦沖は錨かきが良いが、時に揚錨が困難なことがあるという。

検疫錨地は、野羊埼の東北東方（27° 04.7′ N 142° 11.4′ E）付近にある。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
小笠原海上保安署	04998-2-7118	国土交通省小笠原総合事務所（出入国管理・検疫・植物防疫・税関業務）	04998-2-2102
東京都小笠原支庁港湾課	04998-2-2015		

10 **補給** 清水、燃料油の補給ができる。

海上交通 東京に至る定期旅客船便（11,035t）と沖港（母島）に至る定期旅客船便（499t）がある。

二見漁港（27° 06′ N 142° 12′ E）（海図 W52）



（2019年1月撮影）

15

概要 二見港北側に隣接する漁港で、地元漁船の利用のほか、遠洋漁業の前進基地として避難及び補給施設がある。二見岩西側から東方陸岸間は防波堤で接続され、その内方に船だまりがある。

港湾施設 船だまり内に岸壁（延長 717m、水深 2～4.5m）がある。

している。鮫ヶ埼東方から岸壁に至る水路は幅 75m で、水深 4.5m に掘下げられているという。

外港は中岬～南埼間で、その北西部に錨地があり、底質は粗い砂で、その間にさんご礁が散在する。中岬の南南東方約 0.5M に水深 10.5m のさんご礁があり、海岸は岩礁が多い。

目標 岸壁の北側にある白いがけは、入港時の好目標になる。

5 **港湾施設** 内港の西側に 500 t 級の船舶が着岸できる岸壁（長さ 140m、水深 4.5m）及び物揚場（延長 326m、水深 3m）がある。

錨地 大型の船舶は中岬沖に錨泊できるが、北西寄りの風のとときには波浪が高く危険であるので、母島東岸北部の東港又は父島の二見港に錨泊する。

10 向島北端の北根（高さ 66m の岩小島）頂を 254° に、丸島（ $26^{\circ} 35.7' N$ $142^{\circ} 10.1' E$ 、高さ 54m）頂を 171° に見る水深約 25m、底質砂の付近に錨地が得られる。この錨地は、南東～北西風ではうねりが侵入し、走錨しやすく、安全でない。

海上交通 二見港〔父島〕に至る定期旅客船便（499t）がある。

西之島（ $27^{\circ} 15' N$ $140^{\circ} 53' E$ ）（海図 W1356、W83、W2130）

15 **概要** 無人の孤島で、南北約 1,900m、東西約 1,800m の円形に近い火山島である。島頂は島の中央部やや南西方にあって高さ 160m、島全体が溶岩流に覆われている。島の周囲は、ほとんどが岩石又はがけ海岸である。

航行上の注意 付近航行船舶は第 2 編 航路記 第 3 編 東京湾～小笠原群島「海底火山の付近を航行するときの注意」（57 ページ）を参照し、特に警戒を要する。

20

火山列島（海図 W86、W2130）

概要 硫黄列島ともいい、 $24^{\circ} 13' N$ ～ $25^{\circ} 27' N$ の間で、ほぼ南北の一線上に約 35M の間隔で並ぶ北硫黄島、硫黄島、南硫黄島の 3 火山島から成る。

この列島は新規の火山脈で、周辺の海中には多くの海底噴気孔があって、火山ガスを噴出している。

25 島上でも硫気を噴出し、特に硫黄島は余熱がまだ止まないで、地熱の高い所が少なくない。

これら 3 島の周囲は深水であるが、各島とも距岸 2M 前後に水上岩又は暗礁がある。

目標 北硫黄島及び南硫黄島は高くて顕著であるが、硫黄島は平坦であり顕著でない。灯台は硫黄島飛行場灯台があるだけである。

30 **警戒** 東京海洋大学の汐路丸の報告によれば、硫黄島西岸沖に錨泊中、海底地震によると思われる異常衝撃を船底に 2 回感じたという（1969 年）。

最近では、2001 年 9、10 月に硫黄島西岸で、海底水蒸気爆発があった。

第 3 節 その他の諸島

沖ノ鳥島 (20° 25′ N 136° 05′ E) (海図 W49)

概要 東西の長さ約 4.5km、幅最大約 1.7km の長だ円形をした環礁である。

5 礁湖内の水深は 1~5m であるが、全面に無数の浅水のさんご礁が散在しており、同環礁の外縁を取巻くように干出部 (干出約 1m) がある。環礁の西端付近には北小島 (高さ 1m) があり、その東方約 0.7M に東小島 (高さ 0.9m) がある。

10 **目標** 北小島と東小島との中間付近に観測施設が設置されている。同施設 (北西端に沖ノ鳥島灯台 (20° 25.4′ N 136° 04.6′ E) がある。) は、沖ノ鳥島の初認に有効で昼間の視界良好時には約 14M 沖合から視認できた (眼高約 9m)。

港湾施設 環礁の西部南側に礁湖内に通ずる幅約 15m、水深約 6m の水路があり、低潮時には約 0.3M 沖合から識別 (水路は薄青色、環礁外縁は茶褐色) できる。

15 ボートによるこの水路への進入は、南~南西の風が 10m/s 以上又は南寄りのうねりが 3 以上の場合は、困難である。その水路の北北西方約 310m には、コンクリートブロック造 (直径約 40m) の構造物があり、高潮時には冠水して波紋を生ずる。

航行上の注意 ~~南南東約 0.1M に沖ノ鳥島沖 GPS 波浪観測灯浮標 (20° 24.1′ N 136° 06.6′ E) がある。~~

沖ノ鳥島は周囲が急深であり、砕波する環礁外縁と薄緑色の環礁内部とにより外洋と識別されるが、距岸 2~3M まで接近しないと視認は困難であった (眼高 9m)。

20 また、レーダでは確認が困難であり、海上平穏な場合は約 5M 沖合から環礁外縁の破浪の映像を得るが、スクールや漁船と見誤ることがある。したがって、船舶は沖ノ鳥島を十分に離して航行した方がよい。

Jitogata Gyoko 地頭方漁港	258
Jizo Shima 地藏島	110
Jo-ga-Shima 城ヶ島	226
Junijin Yama 十二神山	79

K

Kaba Dashi カバ出シ	350	Kana Shima 金島	89
Kabu Shima 燕島	72	Kana Yama 金山	349
Kaburako Saki 加布良古崎	323	Kanae Saki 叶崎	377
Kaburako Suido 加布良古水道	319	Kanaimi Saki 家内見崎	409
Kadonohama Wan 門之浜湾	89	Kaname Iwa 要岩	410
Kadowaki Saki 門脇崎	233	Kanayama Wan 鉛山湾	353
Kadoya Misaki 角谷岬	372	Kando Hana 神渡鼻	389
Kagami Kawa 鏡川	367	Kaneda Wan 金田湾	173
Kagura Shima 神楽島	355	Kanesu-no-Se 金洲ノ瀬	240
Kaitaro Hana カイタロー鼻	340	Kangoku Iwa 監獄岩	417
Kaji Shima 梶島	276	Kanki Shima 神木島	393
Kajiya Saki 鍛冶屋崎	329	Kannagi Iwa カンナギ岩	413
Kakari Ne 掛り根	173	Kannon Saki 観音崎	172
Kake Saki 缺崎	333	Kannoura Ko 甲浦港	361
Kama Saki 鎌崎	88	Kano Kawa 狩野川	246
Kamaishi Gyoko 釜石漁港	87	Kanokubi Misaki 鹿ノ首岬	358
Kamaishi Ko 釜石港	87	Kantori Saki 梶取崎	344
Kamaishi Wan 釜石湾	86	Kara Shima 唐島〔気仙沼湾〕	94
Kamasu Hana カマス鼻	333	Kara Shima 唐島〔志津川湾〕	97
Kame Yama 亀山	94	Karakai Shima カラカイ島	110
Kame-ga-Saki 亀ヶ崎	83	Kariyado Saki 仮宿崎	79
Kami Shima 神島	263	Karo-ga-Take 霞露ヶ岳	79
Kami-Kawaguchi Ko 上川口港	374	Kasa Shima 笠島〔相模湾〕	229
Kaminato Ko 神湊港	399	Kasa-ga-Hana 笠ヶ鼻	79
Kaminokae Ko 上ノ加江港	366	Kasagai Shima 笠貝島	99
Kaminoyama Dashi カミノヤマ出シ	343	Kasaki Yama 笠木山	363
Kamisaki Ura 神前浦	332	Kasane Yama 重畳山	348
Kamisaki Wan 神前湾	332	Kashima Ko 鹿島港	133
Kamiyakushi 上薬師	343	Kashima Nada 鹿島灘	118
Kamoda Misaki 蒲生田岬	50, 358	Kashino Saki 檜野崎	50, 348
Kamogawa Gyoko 鴨川漁港	142	Kashiwa Shima 柏島	377
Kamogawa Wan 鴨川湾	142	Kata Ko 賀田港	339
		Kata Wan 賀田湾	339
		Katahara Gyoko 形原漁港	279
		Katakai Gyoko 片貝漁港	141
		Katana Ura 片名浦	285
		Katsumada Kawa 勝間田川	254
		Katsuo Birashi カツオビラシ	332

Miya Gyoko 三谷漁港 279
 Miya-ga-Hana 三谷ヶ鼻 276
 Miyake Shima 三宅島 58, 394
 Miyako Ko 宮古港 76
 Miyako Wan 宮古湾 75
 Miya-no-Hana ミヤノ鼻 340
 Miyato Shima 宮戸島 103
 Miyazuka Yama 宮塚山 {新島} 58, 389
 Miyazuka Yama 宮塚山 {利島} 388
 Mizu Shima 水島 110
 Mizutani Hana 水谷鼻 370
 Mochimune Gyoko 用宗漁港 254
 Momotori Suido 桃取水道 319
 Monomi Saki 物見埼 65
 Mori Hakuchi 文里泊地 354
 Mori Ko 文里港 354
 Mori Saki 森埼 353
 Morito Saki 森戸埼 348
 Moriura Wan 森浦湾 343
 Moroiso Wan 諸磯湾 227
 Morozaki Gyoko 師崎漁港 285
 Morozaki Ko 師崎港 285
 Morozaki Suido 師崎水道 273
 Moto Shima 元島 353
 Moto-Hoza Ura 元方座浦 332
 Motomachi Gyoko 元町漁港 387
 Motomachi Ko 元町港 387
 Motone Hana 元根鼻 259
 Moto-Sugari Ura 元須賀利浦 334
 Mugi Kawa 牟岐川 360
 Mugi Ko 牟岐港 359
 Mugi Saki 麦埼 327
 Muko Shima 聳島 58, 407
 Muko Shima 向島 412
 Mukojima Retto 聳島列島 407
 Mukojima Seto 向島瀬戸 413
 Muro Birashi 室ビラシ 331
 Muroto Saki 室戸岬 50, 360

Murotozaki Ko 室戸岬港 364
 Murotsu Ko 室津港 365
 Mutsu-Ogawara Ko むつ小川原港 66
 Myoga Shima 苗我島 350
 Myojin Hana 明神鼻 388
 Myojin Misaki 明神岬 142
 Myojin Sho 明神礁 403
 Myojin Yama 明神山 224

N

Naarai Ko 名洗港 137
 Naburi Wan 名振湾 97
 Nachi Wan 那智湾 343
 Nachi-no-Taki 那智滝 344
 Naga Shima 長島 353
 Naga Ura 長浦 221
 Nagai Gyoko 長井漁港 229
 Nagasaki Hana 長崎鼻 {犬吠埼南} 138
 Nagasaki Hana 長崎鼻 {宿毛湾} 382
 Nagasaki Yama 長崎山 {長崎鼻南東方} 382
 Nagatoro Saki 長津呂埼 226
 Nagayama Shima 長山島 319
 Nage Ishi 投石 337
 Nago Yama 那古山 173
 Nagoya Ko 名古屋港 292
 Nahari Kawa 奈半利川 363
 Nahari Ko 奈半利港 363
 Naka Bae 中瀬 371
 Naka Kawa 那珂川 129
 Naka Misaki 中岬 413
 Naka Ne 中根 83
 Naka Se 中瀬 350
 Naka Shima 中島 346
 Nakaminato Ko 那珂湊港 130
 Nakanishi Se 中西瀬 277
 Nakanosaku Ko 中之作港 120
 Naka-no-Se 中ノ瀬 {東京湾} 176
 Naka-no-Se 中ノ瀬 {二見港} 410
 Naka-no-Shima 中ノ島 370

Shishi-ga-Shima 獅子ヶ島..... 340
 Shishikui Ko 宍喰港..... 360
 Shitsukari Hakuchi 尻労泊地..... 65
 Shiwa Saki 志和崎..... 366
 Shizugawa Ko 志津川港..... 97
 Shizugawa Wan 志津川湾..... 97
 Shizuura Ko 静浦港..... 246
 Shonan Ko 湘南港..... 230
 Shosoku Toge 装束峠..... 360
 Shuku-Sengen Yama 宿浅間山..... 329
 Shukutaso Gyoko 宿田曾漁港..... 331
 So Shima 双島..... 352
 Sofu Gan 孀婦岩..... 58, 406
 Sokodo Hakuchi 底土泊地..... 400
 Soma Ko 相馬港..... 114
 Somo Saki ソモ崎..... 331
 Sone Shima 曾根島..... 241
 Son-no-Shima 尊之島..... 242
 Soto-Takumi Yama 外沢海山..... 245
 Sue-no-Saki 末ノ崎..... 97
 Suga Shima 菅島..... 323
 Sugari Gyoko 須賀利漁港..... 335
 Sugari Ura 須賀利浦..... 335
 Sugashima Suido 菅島水道..... 324
 Sujiiwa Misaki 筋岩岬..... 409
 Sukumo Wan 宿毛湾..... 380
 Sukumowan Ko 宿毛湾港..... 382
 Sumisu Shima 須美寿島..... 58, 404
 Sune Saki 脚崎..... 89
 Su-no-Saki 洲崎..... 45, 171
 Suribachi Yama 摺鉢山..... 417
 Suruga Wan 駿河湾..... 239
 Susaki Ko 須崎港..... 372
 Susaki Wan 須崎湾..... 321
 Susami Gyoko 周参見漁港..... 352
 Susari Saki 洲佐利崎..... 237
 Suso Hana スソ鼻..... 333
 Suzu Shima 鈴島 {長島港外}..... 333

Suzu Shima 鈴島 {三輪崎湾}..... 344
 Suzuka Kawa 鈴鹿川..... 310
 Suzuki Shima 鈴置島..... 340
 Suzume Shima 雀島 {大槌港}..... 84
 Suzume Shima 雀島 {館山湾}..... 173
 Suzume Shima 雀島 {五ヶ所港}..... 332
 Suzume Shima 雀島 {尾鷲港}..... 337

T

Tachiotoshi-no-Se-Okki 太刀落ノ瀬沖..... 343
 Tadanae Shima 祇苗島..... 392
 Tago Gyoko 田子漁港..... 242
 Tago Shima 田子島..... 240
 Tagonoura Ko 田子の浦港..... 248
 Tago-no-Ura 田子の浦..... 246
 Tahara 田原 {三河港}..... 278
 Taibusa Iwa 鯛房岩..... 391
 Taiji Gyoko 太地漁港..... 343
 Taiji Saki 太地崎..... 344
 Taiji Wan 太地湾..... 343
 Taito Saki 太東崎..... 142
 Taka Shima 高島..... 355
 Taka Yama 高山..... 333
 Takakusa Yama 高草山..... 254
 Takamatsu Saki 高松崎..... 260
 Takasaki Yama 高崎山..... 100
 Takatori Yama 鷹取山..... 377
 Takatsuka Yama 高塚山..... 132
 Take Yama 武山 {三浦半島}..... 174, 230
 Take Yama 武山 {伊豆半島}..... 238
 Take-ga-Shima 竹ヶ島..... 360
 Take-no-Hira 岳ノ平..... 386
 Takinoura Wan 滝之浦湾..... 409
 Tako Wan 多幸湾..... 394
 Tamon San 多聞山..... 110
 Tanabashi タナバシ..... 322
 Tanabe Gyoko 田辺漁港..... 354
 Tanabe Ko 田辺港..... 354